

平成31年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 平成31年3月5日(火)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、3月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。1番 小柳聡君、2番 柳田裕平君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る2月22日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、副町長が出席し3月定例会の日程について、委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、補正予算関係が5議案、条例の一部改正及び廃止が6議案、当初予算関係が6議案、特別会計への繰り入れが1議案、及び人事案件が2議案、また、陳情は5件で、一般質問者は7名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案並びに陳情について、各常任委員会に付託することといたします。
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
今定例会は常任委員会での各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から3月15日までの11日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から15日までの11日間と決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、平成30年12月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
以上で議長の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 村井 剛 確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに6日の一般質問と重複する質問は控えてくださるようお願い致します。
また一人一問程度で簡潔にお願いします。町長の行政報告に対する質問を行います。
質問のある方は挙手してください。はい、4番 三戸議員。
- 4番 三戸留吉 4ページの産業課関係ですが、実は私委員会で聞けばいい訳なんです。ただ、その今年の米の反収あたり、576キロという数字見て、誰もみんな7俵、8俵という時にこんなにあったかなと思って、これ間違いなければこれでいいですが、その辺産業課長に確

認めます。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 この576キロというのは、7年間の75、要するに一番上と一番下を除いた反収の平均となっております。この数字は、本町は576キロですが、この算出に関しましては全県一緒です。以上です。

議長 村井 剛 他にありますか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 はい、6番です。6ページの子どもの認定子ども園について、ちょっとお聞きしたいと思います。私も関心ある者の一人として、夜間の開催にもかかわらず30名程の保護者の方々が参加したとあります。
ですから関心ある者の一人として、認定子ども園に移行する背景や今後の計画、そのこともまた知りたいと思います。

議長 村井 剛 江島教育長。

教育長 江島 廣 21日の夜間の開催ですけれども、保護者の方、幼稚園と保育園とそれから、現在園に通っていない子どもさん、それから今後生まれるだろうと、妊婦の方ですね、そういう方々に全部通知を差し上げましたけれども、30名程のご参加でございました。
後で、認定子ども園については、説明等も一般質問の中で若干ありますので、そこで説明致しますけれども、予定としましては小・中の併設と合わせて2020年の開園を目指して、今保育園側と交渉しながらですね、協定等の詰めに入ってる段階でございます。
具体につきましては、後でまたお知らせします。以上です。

議長 村井 剛 他にありますか。はい、8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。1ページの乗合タクシーですが、本町と五城目町の統合ということですが、どの地域が統合されるのでしょうか。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 五城目町の森山エリアと大川エリアが本町と一緒に進めて参ります。以上です。

議長 村井 剛 他には、11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 11番 伊藤です。この2ページのところで、今町長の説明では庁舎にアスベストの説明がりましたが、庁舎の東側及び北側の外壁、それから廊下のPタイルからアスベストがまず出てきてると、今のところは生活にあまり恐れが無いということの説明がありますが、今後解体したとき周辺の整備に影響が出てくる場合もあり得るといこう説明がありました。
どんな影響が出てくるのか、それから総合的なスケジュールを早めに詰めて行いたいということで、いつ頃までに詰めてスケジュールを作るのか、そこら辺ちょっと教えてください。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 周辺整備に影響が出てくる場合の具体的なことでございますが、この解体する場合一般的に工期がかなり数ヶ月遅れるといった他の自治体の例がございます。
新庁舎を平成32年度、33年度で建設いたしまして、それから現庁舎を解体し、そこを駐車場にし、それとプラス東側の町道の拡幅といった一連の工事関係が出てきますけれども、その解体の遅れによってそこら辺のスケジュールが変わってくることを察しております。今後いつまでスケジュールを決めるのか、といった質問でございますが、その解体の手法にもよって、その工期が変わってくると言われておりますので、そこら辺を十分調べながら早めというか、今のところ時期は断定できませんけれども、そういった調べながら、早めに時期を確定していきたいと思っております。以上です。

11番 伊藤秋雄 そのことですが、例えば東側と北側のPタイルのところ、面積はどの位であるのか

その辺りもちょっと今聞きたいと思えますけども、それからこれ出来る場合は、また予算がどの位掛かるのかなど、自分なりにこう今感じておりますが、そこ辺りは検討するものですか。

総務課長 小野良幸 面積につきましては、具体的な数字は把握しておりません。この東側と北側の外壁全てがアスベスト入っていることになります。

それから、ボイラー室の方の関係の外壁も含まれております。どの位の費用掛かるのかというのは、これからの作業でございます。以上でございます。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 今の関連として、その発じん性3とあるんですけども、その何というんですか何単位あって、これは3となっておりますけども、このタイルそのものは調べたものですか、そこら辺。

総務課長 小野良幸 はい、段階的な1、2、3で1が一番危険で3が最も低いと、この3というのがここにも書いてありますが、よっぽどこのタイルをクシャクシャにして粉々にしないと飛ぶことは無い、ということで書いておりました。以上です。

議長 村井 剛 はい、他にありますでしょうか。
ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第5、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これにて町長の施政方針を終わります。
次に、日程第6、教育長の町教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江島廣 (教育長の教育に関する施政方針 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これにて教育長の施政方針を終わります。
次に、日程第7、議案第1号から日程第24、議案第18号までの18議案を各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思えますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
始めに、補正予算書をご覧ください。

議案第1号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について

補正予算書1ページ、歳入歳出から、それぞれ1億782万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億269万1千円としております。

6ページ、「第2表 継続費補正」をご覧ください。

教育費、教育総務費の中学校校舎改修事業につきましては、平成30年度の年割額を658万8千円に変更し、補正後の総額を2億5,533万5千円としております。

これは、校舎改修工事実施設計業務の契約締結により同委託料を23万4千円減額したことにより、年割額及び総額を変更するものでございます。

7ページ、「第3表 繰越明許費」につきましては、総務費、総務管理費の新庁舎建設推進事業1,353万7千円をはじめ、記載しております10事業について、総額1億2,888万8千円を平成31年度へ繰り越すものでございます。

それでは歳入の概要をご説明いたします。

14・15ページ、地方交付税の普通交付税については、交付額の確定により4,346万円を、特別交付税は湖東厚生病院運営費補助に対する不採算地区公的病院分として3,685万3千円をそれぞれ追加しております。

使用料及び手数料、墓地使用料227万9千円の追加は、たかおか霊園3区画及び八郎潟霊園3区画分の永代使用料であります。

16・17ページ、国庫支出金、社会福祉費負担金の国保保険基盤安定負担金211万

7千円の追加は、交付決定によるものでございます。

児童福祉費負担金の保育所運営費負担金を467万4千円減額しております。これは八郎潟保育園の入園者数の減によるものであります。児童手当負担金465万9千円の減額は、手当支給額の実績見込みによるものでございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金5,263万7千円、地域住宅交付金5,539万1千円の減額は、いずれも交付決定によるものでございます。

18・19ページ、県支出金、社会福祉費負担金の国保保険基盤安定負担金452万6千円の追加は交付決定によるものであり、児童福祉費負担金の保育所運営負担金406万7千円の減額は、八郎潟保育園の入園者数の減によるものでございます。

20・21ページ、民生費県補助金、社会福祉費補助金の地域生活支援事業費県補助金329万6千円の減額は、給付費の実績見込みによるものでございます。

教育費県補助金の学校給食施設整備事業補助金1,789万円の減額は、補助金の不採択によるものでございます。

22・23ページ、寄附金の八郎潟町がんばれふるさと基金寄附金725万円の追加は、寄附金額の実績見込みによるものでございます。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源を確保できたことにより金額の3億円を減額し、24・25ページ、前年度繰越金には1億6,014万8千円を追加しております。諸収入、雑入、宝くじ助成金の市町村振興助成金201万7千円の減額は交付決定によるものでございます。

26・27ページ、秋田県町村電算システム共同事業組合派遣職員負担金509万3千円の追加は、同組合への派遣職員に係る人件費分であります。

町債につきましては、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で7,200万円を追加しております。

内訳につきましては、8・9ページの「第4表 地方債補正」をご覧ください。5事業については地方債を追加し、9事業については事業の見込みなどにより地方債の限度額を変更しております。また、町道八郎潟駅東西線補修事業債につきましては、非適債事業と判断し、起債を廃止しております。

30・31ページ、歳出の主なもの、総務費、財産管理費の積立金に、総額1億3,885万7千円を追加しております。

そのうち財政調整基金積立金には1億3,147万2千円を、八郎潟町がんばれふるさと基金積立金には735万4千円をそれぞれ追加しております。

32・33ページ、自治振興費の湖東厚生病院運営費補助金に4,606万6千円を追加しております。そのうち3,685万3千円につきましては、特別交付税で措置されております。

36・37ページ、民生費、社会福祉総務費には国民健康保険特別会計繰出金893万6千円を追加しております。

また、障害福祉費の扶助費を総額で731万4千円減額しております。これは、自立支援給付費、障害児給付費などの実績見込みによるものでございます。

38・39ページ、児童福祉費、児童措置費の保育所運営委託料1,216万9千円の減額は、八郎潟保育園の入園者数の減によるものでございます。扶助費の児童手当613万円の減額は、手当支給額の実績見込みによるものでございます。

44・45ページ、農林水産業費、農地費の負担金補助及び交付金に、基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金500万円を追加しております。これは負担金の確定により事業費の10パーセントを町が負担するものであります。

また、湛水防除事業負担金については、負担金の確定により、事業費の2.5パーセント、250万円を減額しております。

46・47ページ、土木費、急傾斜地崩壊対策事業の三倉鼻地区落石防護柵設置工事634万円の減額は、入札の不調によるものでございます。

なお、同工事につきましては、平成31年度当初予算にて予算計上しております。

道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業については、総額で7,892万6千円を減額しております。これは、事業費の見込みによる減額及び国庫支出金である社会資本整備総合交付金の減額配分による事業の精査等によるものでございます。

48・49ページ、公営住宅整備費につきましても、総額で1億3,955万円を減額しております。これも、事業費の見込みによる減額及び国庫支出金である地域住宅交付金の減額配分による事業の精査等によるものでございます。

50・51ページ、消防費、常備消防費では、湖東地区行政一部事務組合負担金826万5千円を減額しております。これは、同組合予算の歳入において、前年度繰越金などが増額となったことや歳出予算の減額などによるものでございます。

教育費、給食調理場整備事業費、工事請負費の調理場建設工事347万1千円の減額は、実績によるものでございます。

60・61ページ、公債費の元金525万9千円、利子450万円の減額は、借入額利率及び償還期間などの確定によるものでございます。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、62・63ページの給与明細書に記載しております。一般職については総額で385万6千円の減額となっております
以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

議案第2号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

67ページ、歳入歳出に、それぞれ2,044万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,400万円としております。

74・75ページ、歳入では、県補助金を総額で3,291万6千円減額し、一般会計繰入金に893万5千円、76・77ページ、前年度繰越金に4,442万7千円をそれぞれ追加しております。

78・79ページ、歳出では、今後の支払い見込みにより、保険給付費の療養諸費を総額で287万4千円、80・81ページ、高額療養費の退職被保険者等高額療養費を200万円それぞれ減額しております。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分では総額230万2千円を減額し、82・83ページ、国民健康保険制度の安定運営のため、財政調整基金積立金に2,999万9千円を追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第3号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

85ページ、歳入歳出から、それぞれ181万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億840万5千円としております。

88ページ、第2表「繰越明許費」につきましては、下水道費の秋田・雄物川流域下水道事業について、385万4千円を平成31年度に繰り越すものでございます。

90・91ページ、歳入の主なものは、下水道使用料を131万9千円減額しております。また、一般会計繰入金を192万円減額し、前年度繰越金を144万9千円追加しております。

92・93ページ、歳出の主なものは、下水道維持管理費、委託料の人孔ポンプ保守委託料46万4千円、公共下水道事業計画変更業務委託料48万6千円をそれぞれ減額しております。公債費の利子100万円の減額は、借入額及び利率の確定などによるものでございます。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第4号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

95ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ472万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,871万9千円としております。

98・99ページ、歳入は、国庫補助金を総額で140万円、県補助金を総額で70万円それぞれ減額しております。

繰入金には低所得者保険料軽減分として199万6千円を、100・101ページ、前年度繰越金には482万3千円をそれぞれ追加しております。

102・103ページ、歳出の主なものにつきましては、保険給付費の介護サービス等に、給付費の増加を見込み総額500万円を追加しております。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費の総額497万4千円の減額は、サービス利用者の減少を見込んだものでございます。

104・105ページ、介護給付費準備基金積立金には574万8千円を追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第5号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について

107ページ、収益的支出に43万円を追加し、総額を1億3,846万3千円としております。

110・111ページ、収益的支出の水道事業費用、営業費用、総係費の手当を21万1千円、資産減耗費の固定資産除却費を21万9千円それぞれ減額しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、会議日程資料6ページをご覧ください。

議案第6号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

農地利用最適化交付金事業を行うにあたり、農業委員会委員に対して、その実績額に応じた上乘せ報酬を支給する必要があることから、改正するものでございます。

主な内容は、月額報酬のほかに実績給として、予算の範囲内で町長が別に定める額を追加したものです。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料9ページをご覧ください。

議案第7号 八郎瀧町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

消防団員数については年々減少が想定されることから、定年の年齢と年額報酬を引き上げ、消防団の充実強化を図るため、改正するものです。

主な内容は、定年の年齢について、65歳から70歳に引き上げたこと、年額報酬について、階級ごとの職責及び近隣町村の報酬額を総合的に勘案して引き上げたことであります。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行することとし、定年の年齢の引き上げについては、平成31年3月31日から施行することとしております。

次に、会議日程資料12ページをご覧ください。

議案第8号 八郎瀧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、改正するものです。

主な内容は、教員免許を取得した者であれば、教員免許の更新講習を終了せず、有効期間を経過している場合であっても、放課後児童支援員の基礎資格を有する者であることを明確化したこと、支援員の基礎資格に「専門職大学の前期課程を修了した者」を追加したこと、5年以上の実務経験があり、町長が適当と認めた者に基礎資格の対象を拡大したこと、などであります。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料18ページをご覧ください。

議案第9号 八郎瀧町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について

町内で創業して間もない事業者で、事業資金を必要とするものに対して融資の斡旋をはかり、創業企業の安定並びに業界の振興発展に資するため、改正するものです。

主な内容は、創業1年未満の事業者であっても、町内に住所または事業所を有し、現に事業を営んでおり町税に滞納がない者について、申請の対象に加えたこととでございます。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料20ページをご覧ください。

議案第10号 八郎瀧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、改正するものです。

主な内容は、婚姻によらないで母又は父となり、かつ、現に婚姻していない支給認定保護者に係る保育料の額の算定に用いる町民税所得割課税額について、地方税法に規定する寡婦（夫）控除の規定を適用して算定することとしたこと、保育料の算定に用いる市町村民税の賦課期日現在において指定都市に住所を有する者に係る保育料の額の算定に用いる町民税所得割課税額について、八郎瀧町町税条例に規定する税率により算定することとしたこととあります。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料23ページをご覧ください。

議案第11号 八郎瀧町学校給食共同調理場条例を廃止する条例について

八郎瀧小中学校併設校開校にあわせ、新調理場が中学校敷地内に建設されたことにより、調理場方式が単独調理場方式となり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定された教育機関から適用外となるため、本条例を廃止するものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成31年2月22日から適用することとしております。

続きまして、平成31年度八郎瀧町各会計予算案の概要についてご説明いたします。

当初予算書をご覧ください。
議案第12号 平成31年度八郎潟町一般会計予算について

1ページ、歳入歳出予算の総額を35億8,775万3千円とし、前年度比1億8,146万5千円、5.3%の増としております。

8ページ、「第2表 継続費」をご覧ください。教育費、教育総務費の中学校校舎改修事業につきましては、平成30・31年度の2カ年で、総額2億5,533万5千円の継続費を設定しております。

そのうち校舎改修工事監理業務委託料及び校舎改修工事分2億4,874万7千円を平成31年度当初予算に計上しております。

次に、別添の一般会計予算資料2ページをご覧ください。

歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で10億1,185万1千円と、前年度比1億4,036万1千円、16.1%の増となっております。

また、地方交付税、国庫支出金などの依存財源につきましては、総額で25億7,590万2千円と、前年度比4,110万4千円、1.6%の増となっております。

同じく予算資料の4ページ、性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が総額、で12億9,247万5千円と前年度比1,637万2千円、1.3%の増であり、物件費、補助費等などの消費的経費につきましては、総額で9億8,659万7千円と前年度比9,320万3千円、10.4%の増となっております。

普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で8億3,875万4千円と、前年度比4,067万8千円、5.1%の増となっております。

また、貸付金、繰出金などのその他の経費につきましては、総額で4億6,992万7千円と、前年度比3,121万2千円、7.1%の増となっております。

それでは予算の主なものをご説明いたします。

歳入ですが、当初予算書11ページをご覧ください。

町税に4億4,627万1千円を計上し、前年度比37万7千円の減としております。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせ、14億7,800万円とし、前年度比3,800万円の増としております。

国庫支出金には、3億6,958万5千円を計上し、前年度比2,661万2千円の減としております。減額の主な要因は、町営中嶋住宅整備に係る地域住宅交付金について前年度比2,168万3千円の減額となったことなどによるものでございます。

県支出金には、前年度比1,775万3千円減の1億9,434万7千円を計上しております。

繰入金には、4億3,735万7千円を計上し、前年度比1億3,445万6千円の増としております。これは、財源不足を補うため財政調整基金繰入金に前年度比1億3,000万円増の4億3,000万円を計上したことによるものでございます。

町債には、前年度比4,670万円増の4億210万円を計上しております。内訳につきましては9ページの「第3表 地方債」をご覧ください。

新庁舎建設実施設計業務分として市町村役場機能緊急保全事業債を3,190万円、基幹水利ストックマネジメント事業債以下、幼稚園サポーター配置事業債までの12事業について過疎対策事業債を2億9,020万円、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債が8,000万円となっております。

いずれにつきましても交付税措置のある地方債であります。

なお、歳入の詳細につきましては、14ページから49ページまで記載しております。

次に歳出の主なものをご説明いたします。

58・59ページ、総務費では、財産管理費の委託料に新庁舎建設実施設計委託料4,258万3千円を計上しております。

62・63ページ、電子計算費、負担金補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金4,591万7千円は、平成26年度から稼働している県内町村の電算システム共同化に係る負担金で、均等割及び人口割による共通経費が270万円、システム保守及び利用などの事業経費負担分が4,321万7千円となっております。

64・65ページ、自治振興費、負担金補助及び交付金に湖東厚生病院運営費補助金1,771万2千円を計上しております。

これは、運営費の補助上限額を特別交付税措置上限額の1億6,862万5千円としたもので、その3分の2を秋田県が、残り3分の1の5,620万8千円を構成4町村が補助するものでございます。4町村における平等割、人口割、入院、外来利用割等で算出した本町の負担割合は31.51%となっております。

66・67ページ、企画費、負担金補助及び交付金の地方創生移住支援金100万円は、東京23区の在住者または通勤者が、秋田県が選定する中小企業に就職し、町に移住

した場合、国県支出金を活用し最大100万円を支給するものでございます。

70・71ページ、賦課徴収費、委託料に固定資産標準地評価委託料188万4千円を計上しております。

これは、平成33年度の固定資産評価替えに伴う標準宅地の選定及び標準宅地における不動産鑑定評価に係るものでございます。

74・75ページ、選挙費には、秋田県議会議員一般選挙費に総額319万7千円を参議院議員通常選挙費に総額で586万2千円をそれぞれ計上しております。

80・81ページ、民生費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金には、社会福祉協議会事務局職員設置費補助金2,045万5千円を、82・83ページ、トータルケアを推進する地域福祉協力員設置人材育成事業補助金に507万8千円を、繰出金には国民健康保険特別会計繰出金3,731万4千円をそれぞれ計上しております。

医療費給付費の扶助費には、総額で5,437万円の福祉医療費を計上しております。そのうち町単独分は、532万円となっております。

84・85ページ、障害福祉費の扶助費には、自立支援給付費1億5,505万5千円をはじめ、総額で1億6,713万8千円を計上しております。

86・87ページ、老人福祉費、繰出金の介護保険特別会計繰出金には1億2,370万7千円を計上しております。

92・93ページ、児童福祉総務費、工事請負費の地域児童館通路舗装工事144万1千円は、夜叉袋児童館及び羽立児童館の舗装工事に係るものでございます。

児童措置費、委託料には、保育所運営委託料1億1,501万円を、地域子育て支援センター事業委託料に849万1千円をそれぞれ計上しております。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料330万円につきましては、平成32年度から5年間を計画年度する第2期子ども・子育て支援計画策定に係るものでございます。

扶助費の児童手当5,830万5千円は、中学校修了前までの児童等に支給されるもので、支給対象者延べ5,283人分を見込んだものでございます。

98・99ページ、衛生費、予防費の委託料に予防接種委託料840万5千円を計上しております。この中には、全国的に流行している風疹に対する予防接種費用助成に係る予診票等の新規経費も含まれております。風疹抗体検査委託料70万円についても、風疹の全国的な流行に伴い一定対象者の希望者に対し抗体検査を実施するものでございます。

102・103ページ、健康増進事業費の委託料には、総合健診委託料1,432万4千円を計上しております。

106・107ページ、環境衛生費、負担金補助及び交付金に湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として470万2千円を、後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金に、県後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金8,293万円を、繰出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び保険基盤安定繰出分として総額で2,503万7千円をそれぞれ計上しております。

108・109ページ、塵芥処理費にあつては、委託料のゴミ収集業者委託料に1,339万8千円を、負担金補助及び交付金には八郎湖周辺清掃事務組合負担金5,379万円を、し尿処理費では、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,057万3千円をそれぞれ計上しております。

110・111ページ、上水道費の上水道整備事業出資金641万4千円は、生活基盤施設耐震化等交付金事業として実施する送水管布設替工事に係る上水道特別会計への出資金であります。補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額の4分の1を出資するものでございます。

114・115ページ、農林水産業費、農業振興費、委託料に農地耕作条件改善事業委託料243万4千円を計上しております。これは、農地中間管理機構をとおして担い手に集積された農地について、区画拡大、暗渠排水整備をするものでございます。

116・117ページ、農地費の負担金補助及び交付金には、高岳地区ほ場整備事業負担金449万1千円、基幹水利ストックマネジメント事業費負担金2,600万、特定農業用菅水路等特別対策事業負担金1,850万円などを計上しております。

そのうち、基幹水利ストックマネジメント事業につきましては、夜叉袋地区の高架水槽の製作・据付及び揚水機場給水槽補修工事を、特定農業用菅水路等特別対策事業につきましては、真坂地区の幹線工事を実施するものでございます。

118・119ページ、土地改良施設管理費、負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金3,131万5千円につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するもので、6団体に交付するものでございます。

122・123ページ、商工費、商工振興費の委託料に、プレミアム付商品券発行委託料300万円を計上しております。

これは、消費税率の引き上げによる消費の落ち込みを緩和するとともに、地域におけ

る消費を喚起するため、低所得者及び子育て世帯向けにプレミアム付商品券を発行するものでございます。

まちづくり活動センター管理運営委託料1, 266万2千円については、同センターの管理運営に係る人件費、光熱水費及び燃料費などでありまして、

また、まちづくり活動効果促進事業委託料130万円につきましては、商店街の活性化及びおもしろ市場の運営委託に係るものでございます。

124・125ページ、HachiLAB補助金2, 508万8千円は、主にはちらばハウス・商店などの収益事業に係る人件費補助等でありまして、貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金3千万を計上しております。

128・129ページ、土木費、急傾斜地崩壊対策事業の三倉鼻地区の落石対策として防護策を設置し、周辺住民の安全を図るものでございます。

130・131ページ、道路維持舗装費、工事請負費に町道・下水路整備工事2, 016万8千円を計上しております。これは、近年の集中豪雨により浸水被害のありました34区地内に排水ポンプを設置するほか、町道の補修等に係るものでございます。

132・133ページ、社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事9, 228万1千円は、町道上沖谷地昼根下1号線の道路改良工事、町道小池線の道路舗装工事などに係るものでございます。住宅総務費の負担金補助及び交付金に住宅リフォーム補助金570万円を計上しております。これは、子育て及び移住・定住世帯を対象に、住宅リフォーム費用の一部を補助し、移住・定住を促進するためのものでございます。

134・135ページ、公営住宅整備費には、総額で3億1, 191万7千円を計上しております。これは老朽化した中嶋住宅について、1棟2戸建ての住宅8棟を新築するものでございます。

136・137ページ、公共下水道費には、公共下水道事業特別会計繰出金1億6, 123万4千円を、消防費の常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金1億5, 354万7千円をそれぞれ計上しております。

142・143ページ、災害対策費、工事請負費に防災行政無線固定系デジタル設備改良工事1, 265万円を計上しております。これは、防災行政無線の無線設備規則の改正による改良工事に係るものでございます。

148・149ページ、教育費の中学校校舎改修事業費に総額2億7, 319万2千円を計上しております。これは、平成32年度の小中併設校開設に向け、現中学校校舎の改修及び外構整備などを行うものでございます。

174・175ページ、学校給食費に総額2, 134万7千円を計上しております。

これは、今年度中学校敷地に整備した学校給食調理場の運営費であります。

178・179ページ、公債費には、元金・利子を合わせ、総額で3億5, 578万3千円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、182・183ページの給与明細書に記載しております。

一般職につきましては、総額で4億4, 135万円となっており、前年度比1, 377万5千円の減となっております。これは、職員手当内訳に記載のとおり、職員手当が前年度比2, 214万円8千円の減となっていることなどが影響したものでございます。

188ページ、地方債の平成31年度未借入残高は、31億3, 608万1千円見込みとなっております。

以上が一般会計当初予算の概要でございます。

議案第13号 平成31年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

189ページ、歳入歳出予算の総額を6億5, 246万2千円とし、前年度比3, 732万6千円、5.4%の減としております。

195ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額1億578万3千円を計上し、前年度比1, 629万2千円の減となっております。

200・201ページ、県支出金の保険給付費等交付金に総額で5億25万5千円を計上しております。

204・205ページ、繰入金の一般会計繰入金には、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業分として3, 731万3千円を計上し、繰越金を755万円としております。

210・211ページ、歳出の主なものは、保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費に、4億2, 035万7千円を、退職被保険者等療養給付費に460万8千円をそれぞれ計上しております。また、高額療養費では、一般被保険者分に5, 779万1千円を計上しております。

214・215ページ、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分には総額で8, 450万7千円を、216・217ページ、後期高齢者支援金等分には総額で3, 849万

4千円を、介護納付金分には816万9千円をそれぞれ計上しております。
以上が国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

議案第14号 平成31年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

225ページ、歳入歳出予算の総額を7,078万7千円とし、前年度比125万5千円、1.8%の増としております。

230・231ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で4,543万3千円を、繰入金の一般会計繰入金には、事務費及び保険基盤安定分を合わせ総額で2,503万7千円をそれぞれ計上しております。

234・235ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に6,817万1千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要でございます。

続きまして、会議日程資料24ページをご覧ください。

議案第15号 平成31年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、当初予算書をご覧ください。

議案第16号 平成31年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

239ページ、歳入歳出予算の総額を3億631万5千円とし、前年度比461万2千円、1.5%の増としております。

244・245ページ、歳入の主なものは、使用料及び手数料の使用料に総額で7,595万9千円を、繰入金の一般会計繰入金に1億6,123万4千円をそれぞれ計上しております。

246・247ページ、町債は総額で6,900万円としております。

248・249ページ、歳出の主なものは、下水道費、公共下水道事業費、工事請負費に枝線管渠築造工事421万2千円を計上しております。これは、大道地区の宅地分譲1区画に係るものでございます。

秋田湾・雄物川流域下水道事業費には同事業負担金532万5千円を、下水道維持管理費には、総額で6,703万3千円をそれぞれ計上しております。

250・251ページ、公債費は元金・利子を合わせ、総額で2億2,967万4千円としております。

以上が公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

議案第17号 平成31年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

257ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を8億9,681万8千円とし、前年度比3,535万1千円、4.1%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、372万4千円と、前年度比108万4千円、22.5%の減としております。

264・265ページ、歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料に1億7,630万3千円を、国庫支出金の介護給付費負担金に1億4,764万9千円を、266

・267ページ、国庫補助金に総額で7,714万4千円を、支払基金交付金には総額で2億3,379万円を、県支出金の介護給付費負担金には1億2,665万2千円をそれぞれ計上しております。

270・271ページ、繰入金の一般会計繰入金は、総額で1億2,370万7千円としております。

278・279ページ、歳出の主なものは、総務費の認定審査会共同設置負担金に同負担金376万1千円を計上しております。

282・283ページ、保険給付費、介護サービス等諸費には、総額で7億4,483万4千円を、284・285ページ、介護予防サービス等諸費には、総額で1,173万3千円を、286・287ページ、高額介護サービス等費には、総額で2,251万円をそれぞれ計上しております。

288・289ページ、特定入所者介護サービス等費には総額で6,102万2千円を、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費には、総額で1,579万2千円を、294・295ページ、包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で1,774万7千円をそれぞれ計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要でございます。

議案第18号 平成31年度八郎潟町上水道特別会計予算について

309ページ、平成31年度の給水戸数を前年度同数の2,630戸、年間総給水量を前年度比300立方メートル増の53万5,300立方メートルと見込んでおります。
326・327ページ、収益的収入の給水収益には、1億3,961万4千円を計上しております。

328・329ページ、収益的支出の主なものは、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検委託料453万4千円を、330・331ページ、動力費に浄水場電気料1,438万8千円を、薬品費に467万3千円をそれぞれ計上しております。工事請負費の粒状活性炭交換工事費1,949万2千円は、吸着性能が低下し、劣化が進行している粒状活性炭の交換に係るものでございます。

配水及び給水費、委託料には水道台帳補正業務委託料103万7千円を計上しております。

332・333ページ、総係費、委託料の町村共同電算システム利用料217万9千円は、県内町村の電算システム共同化に係る利用料でございます。

334・335ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,449万1千円を、営業外費用、支払利息には企業債利息666万6千円をそれぞれ計上しております。

336・337ページ、資本的収入の主なものは、一般会計出資金に641万4千円を、国庫補助金に1,282万9千円を、企業債に3,030万円をそれぞれ計上しております。

いずれにつきましても生活基盤施設耐震化等交付金事業に係る収入であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、配水施設整備費の委託料に生活基盤施設耐震化等交付金事業設計監理等委託料1,023万円を、工事請負費に同事業送水管布設替工事費3,201万円をそれぞれ計上しております。

これは、法定耐用年数40年を経過し耐震性に劣る石綿管を、耐震性のある铸铁管に布設替えするものでございます。平成31年度は、浦大町地内において送水管及び配水管を320mにわたり布設替えするものであります。送水ポンプ更新工事801万3千円は、定期点検において劣化が指摘されている送水ポンプの更新に係るものでございます。

企業債償還金には、2,283万2千円を計上しております。

以上が上水道特別会計予算の概要でございます。

以上、よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、会議を再開いたします。
これより議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第7、議案第1号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第1号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第2号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第2号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第3号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第4号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第5号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第5号についての質疑を終わります。次に、日程第12、議案第6号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 はい、石井です。この条例についてであります。非常勤特別職というのは法律や条例で認められた役職で、日々の業務、月々の業務、年間業務における職種とか重要性、あるいは、他の委員との兼ね合いを考慮して、金額を決めて議会で承認している条例です。しかし、今回出た条例では、どの位の金額がいつの時期に、どうやって払われるかというのが全くなくて、町長の裁量で全て決められるというような条例になっています。これでは非常勤特別職報酬条例の意味がなされるのかな、という疑問があります。全て町長の裁量で払うのであれば、議会で議決する裁量という余地はないので、これが前例となっていく条例で果たしていいのかなという風に思います。そしてまた、この本来は農地推進員がやる仕事だと思うんだけど、農地推進員は本町でいないから、農業委員がまずこれをやってるんだけど、農業委員の活動の一貫だから、私は1でなくて、8の報償費で置いて農業委員活動費として置いた方がよいでないかと思います。そうすると、条例改正もいらなし、町長の裁量でいつでも出せるということだから8節に予算を移して、この条例を取り下げた方が私はいいんでないかと思います。なので、委員会で十分私の発言を考慮してやってもらいたいと思います。終わり。

議長 村井 剛 そうすれば答弁はいいですか。

5番 石井清人 いらなです。

議長 村井 剛 はい、他にありますでしょうか。7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 今、石井議員の言うことも誠にそのとおりで、農地利用最適化交付金事業に対する資料をもらったんだけど、その資料の中には須田会長が全国国庫補助の説明があり委員からは、それならばその補助金をもらった方がいいだろうと、そういう話をされている訳なんですね、で国の補助金でなければやらないという感じにも取れる訳なんですよ、で、石井議員と共通するところはこの法律は、制定される前の法律がある訳ですよ、その法律というのは、前には農業委員会に交付金がきた訳ですよ、それは農地の移動実績に応じて各農業委員会に補助金が出された経緯がある訳ですね、そして農業委員会が貸しを請求ということがあった訳です。その経緯は把握してますか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 今の加藤議員の話については、私はちょっと把握しておりません。

7番 加藤千代美 もう一つあるんですが、この農地適正化の事業の中でそっちの方は確か農地適正化推進員を置かなくてもいいことになってるんですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 ええ、置かなくても出来るということでございます。

7番 加藤千代美 その実績なんですが、農地の運用の移動幅が大きければ交付金がくると、こういう訳ですね。

産業課長 千田浩美 今回のこの交付金に関しましては、多分私より加藤さん、もしかして詳しいかもわかりませんが、まず活動実績に応じた交付金、それから成果実績に応じた交付金この二段階になっております。活動実績とはそうすると何かといいますと、担い手への農地の集積・集約且つ推進活動、これは農地の出し手と受け手との調整活動、それから遊休農地の発生防止、あと遊休農地の所有者に対する相談活動とかですね、そういったものがまず5項目ほどありまして、活動実績としてまず活動が認められれば支払うということになります。そうすると、成果実績というのは何かといいますと、その活動が例えば遊休農地の発生が解消されたとか、そういったものが見受けられた場合に成果として支払われるもの

でございます。ですので二段階になっておりまして、今回予算を計上したのは、一番上限で計上しております。ですから、それが全額農業委員の皆さんに支払われるということではないと思います。以上でございます。

議長 村井 剛 7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 この効力の中身見ていくと、農業委員会も変わってますけども、農業委員会の第7条で計画を定めているということになってるんですけども、その辺どうなってるの。

産業課長 千田浩美 すいませんけど、そこまでまだ把握しておりません。

議長 村井 剛 他にありますか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。次に、日程第13、議案第7号 八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。次に、日程第14、議案第8号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。次に、日程第15、議案第9号 八郎潟町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。次に、日程第16、議案第10号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。次に、日程第17、議案第11号 八郎潟町学校給食共同調理場条例を廃止する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。次に、日程第18、議案第12号 平成31年度八郎潟町一般会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 先程、午前中の町長の説明でありましたが、123ページのプレミアム付商品券の発行委託料と、もう一つは143ページの防災行政無線固定系デジタルのこの2点だけ質問いたします。

プレミアム付商品券の件ですが、非課税の方と子育て支援の方ということで、お話がありました。例えば非課税の方は何名おるのか、それから子育て支援は何名おって、それからもう一つは、一律に払うのかそれとも非課税の中で子育ての人もいます。そういった方に対して、いろいろそういうのを考えながら配分するのか、そこ辺りちょっとお知らせ願います。

それからもう一つはデジタルの件ですが、私も固定型のデジタルはありますが、大変電波が悪くて聞こえません。それでちょっと電源切ったりしておりますが、これは電波が良くなるのか、それとも隅々まで聞こえるような電波でくるのか、1,265万と大変な金を懸けておりますが、どのようになるのかそこ辺りも詳しく教えてもらえれば有り難いと思いますので、よろしく願います。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 伊藤議員のご質問ですけれども、まず二点だと思います。確認しますけれども、非課税の人数、それから子育ての人数ということの二点でよろしいでしょうか。

11番 伊藤秋雄 それから一律に支払うのか、子育ても非課税も。そこ辺り、一応基本的なことあると思いますので。

産業課長 千田浩美 まず一点ですけれども、非課税の人数、これは今確定申告行っておりますので6月の税務課の賦課が終わるまで、こちらで分かりません。
それから子育ての人数ですけれども、これにつきましては3歳児未満ということで伺っておりますので、まだ、そこまでもまだちょっと調査はしておりません。
で一律かということでありまして、あくまでも非課税の世帯、それから子育て今言った3歳児未満のいる世帯、その3歳児未満の人数、3歳児未満が一人だと今年度だと2万円分、ようするにその人数にかけることになります。以上でございます。

議長 村井 剛 一ノ関町民課長。

町民課長 一ノ関一人 防災行政無線固定系デジタル設備改良工事、これ1,265万円ですけれども、この工事関係については、本町の防災行政無線デジタル化した当時、これ出力のワット数が1ワットでした。このことから現在デジタル化が進んでおまして、この1ワットの対応では電波が交差するという風なことで、妨害電波を発生しているということで平成34年の免許更新までにこれを解消しなければ、更新出来ないという風なことで、連絡が入っております。
それで、だだしこの妨害電波の関係で他の事業所から、苦情等があった場合は一時差し止めの可能性もあるということで、早急に対応してくださいという風なことでこの度1ワットの出力から、3ワットの出力に変えるための改修です。
それで先程、伊藤議員さんの方からもお話ありました難聴区域の件ですけれども、これ1ワットから3ワットに変えることによって、その難聴区域、これ全部解消するかはまだ分かりませんが、解消するというので、このことについて工事終わり次第各町内会の方からも確認をとって、どの位効果があったのか確認したいと思っております。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 プレミアムのごことは、私もそう思っておりましたが、今、税金の申告でまだ分からないのかなという感じはしておりましたが、一応6月のデータの辺りでということで、例えばこの300万置いてありますが、追加なる可能性はあるものではないでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 今回に関しましては、あくまでも暫定的な予算でございます。よってこの後、もし必要があれば予算の組み替えも念頭に置いております。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。11番。

11番 伊藤秋雄 町民課長に聞きます。今、1ワットでやっていたものが今度3ワットに出力が上がると、そういうことで電波も良くなるんだろうとこう思いますが、例えば、うちの方の町内は高速道路がある訳です、そこを超すとなればかなりな訳ですよ、それで電波が通ってくるのかなということ、その辺りもはっきり分からない訳ですか。

町民課長 一ノ関一人 その辺についても、業者の方にも確認しておまして実際にやってみなければ分からないという風なことでした。以上です。

11番 伊藤秋雄 この1,200万も懸けて電波が通らなくなれば、またちょっと簡単になるような感じもするんで、そこ辺りは何と思えますか。

町民課長 一ノ関一人 先程の答弁でも、その答弁も致しましたけれども、その改良工事自体については電波が交差するという風なことが、主な要因の改修工事ですので、それを解消するためには、1ワットから3ワットに出力を上げるという風なことで、この難聴区域そのものを解消するための改修工事ではないんですけれども、このワット数が上がることによって、一部難聴区域が解消されるということです。以上です。

11番 伊藤秋雄 例えばこれやってみて、今難聴の所が聞こえない所あれば、例えばうちら方の例出せば、公民館の所にある訳です。湖東病院の方に近い所はまったく聞こえない訳です。何言っているのかなと、自分の居間の戸を開けて聞いてもはっきり分からないです。ただチャイムだけ聞こえます。だからもう一本追加でスピーカーというか、上の方に付けてもらえれば一番良いのかなという感じはしますけども、そういう計画はないですか。

議長 村井 剛 一ノ関町民課長。

町民課長 一ノ関一人 この防災行政無線については、全町隈無く聞こえるという風なことは、実質上不可能だと思っております。なるべく難聴区域のないような対応はしたいと思えます。その中で、出力というかボリューム関係の調整等は出来ますので、その辺ちょっと業者さんの方に確認して、対応出来ればボリュームを引き上げるとか、逆にうるさくて下げた例もありますのでその辺、業者さんの方とも打ち合わせをしながら、そのボリューム関係については、もう一度検討したいと思っております。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 123ページ、説明資料の18ページ、プレミアム付商品券のこの委託先はどこですか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まだ正式に決まってはおりませんが、湖東3町商工会を予定しております。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 簡単なものですが、ちょっと分からない所4ヶ所ばかりお願いします。一つは33ページ、これは総務課関係です。ここに補助金、地方創生移住支援金、これ産業の方ですが、この75万円これ歳出ほどこなのか、ちょっと端的に分からないので教えてください。それからこれは39ページ、八郎瀧町がんばれふるさと基金の寄附金、これは766万円、これは一般的にはちょっと766万円はどうして挙がってきたのかというのは、ちょっと分からないので前年度を見ると、やはり5千円か何ぼ位しか挙がってない6千円ですか、ということになってますので5千円ですね、これがどうして766万なのか、この違いの関係をお願いします。それから127ページ、うたせ館の改修です。うたせ館の改修、これ額的にみると大したことないと思うんです、53万4千円です。工事請負費ですが、というのは何故それを確認したかといいますと、29年の9月に分散型エネルギーインフラプロジェクト、この関係であそこら辺が何といいますか、拠点になるという風なことを我々が説明を受けている訳ですけど、当然このうたせ館も活用される方向にあると、直売所とか或いはレストランとか、そういう風なことの構想がありました。これ今29年の9月の議会で説明あって、まだこの後何に使用ということはまだないと思えますけども、これそろそろ出てくるんじゃないかっていつも見てあったんですが私もちょっと定かでないですけども、この関係は全くなくて改修をするものか、ということ。それからもう一つは129ページ、これは三倉鼻の関係です。三倉鼻の関係616万円の工事請負費挙がってます。前年からこれ持ってきたと思えますけど、ただ、前の予算と比べると18万円減小してると、それで入札が不調であった、という理由報告してます。不調であったというのを、もうちょっと分かり易いいうと、どういうことなのか、18万円を減にしたそこら辺の関係、というのは設計が厳しすぎるということがなかったのかどうか、そうだとすると減にした理由が分からないと、また不調をきたすんじゃないかというようなこともあるので、この点をちょっと分かるように説明をお願いします。

議長 村井 剛 はい、そうすれば答弁の方をお願いします。はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず一点、地方創生移住支援金のことでございます。近藤議員さん、歳出がちょっと分からないということでありますけれども、66・67ページお願い致します。総務管理費の中の企画費になります。この中の19節の負担金補助及び交付金の一番

下の地方創生移住支援金、100万円こちらになります。以上でよろしいでしょうか。

議長 村井 剛 いいですか。はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 39ページのふるさと基金の766万円の歳入でございますけれども、平成30年1月から、12月までの一年間のふるさと納税の実績額を計上しております。それを基に算出して、この位の額を計上しております。以上です。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 うたせ館の改修工事の件でございますけれども、実は昨年の大雨の時にうたせ館の入口の軒下の石膏ボードが落ちてきておりました。応急処置で石膏ボード新しいの付けた訳ですけども、その時にちょっと修繕してもらった大工さんが見て、中にもうアリが入っていったというような状態で、色々不具合が出てきておまして、それで今回改修費として、53万4千円を予算計上したものです。なんでこれ改修したかといいますと、本町で全日本野鯉・鮎釣り大会やってます。その時、石膏ボード落ちたままとか、そういった不具合があるとちょっと格好が悪いのもありまして、応急処置として出来る限りの予算ということでやってます。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 関連と致しまして、うたせ館が分散型エネルギー関係の拠点となるというか、平成29年度の構想との絡みのことなんですけども、今現在、こちらの分散型エネルギーの方の事業は、その場所について途中で民地があったり、水質の関係であったり、なかなかそこを中心に事業展開するというのが進んでおりません。午前中の町長の施政方針の中にもありましたが、小学校校舎の跡地の関係の中で、その事業者がそこで事業展開するといったお話ありましたが、そんなこともちょっと考えております。場所については、今後、事業者さんが大体の話は詰めたりはしてるんですけども、そこら辺の正式な実施場所の選定までには至っておりません。なので、全然このうたせ館の部分の部分を捨てた訳ではないんですけども、他の実施場所についても考えているといった状況でございます。以上です。

9番 近藤美喜雄 今回の関連でもう一つ、いいですか。今、分散型エネルギーの関係で、私ちょっと場所の関係出したので、そのことについて説明あったんですけど、というのは契約されているものが、一応延期になったような感じになっているんですか、何とですか。それとも、幅があってまだこれから、そこら辺。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 契約は結んでおりません。29年度はその計画のマスタープランということで、予算を置いて確定しましたが、これを基に具体的にどんな事業をやればいいのかということ水面下で交渉している段階でございます。そのマスタープランで、挙げた事業についての実施については、数年かかってもいいということになっておりますので、将来的なことに繋がっておりますので、慎重に進めているところでございます。

9番 近藤美喜雄 ちょっと口説くなりますけど、今のお話だと水面下でいろいろ動いてると、それで基本設計というか、何をやるべきかということ当然検討してもらってると思うんですけども、これは結局場所に問題があるから定まらないでいる、という解釈していい訳ですか。だから後これが基本的に、こういう風なものをやりたいというのは定まらない何かちょっと良く分からない、そこら辺を。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 マスタープランの中ではそのやりたい事業、そういったものが選択肢にあるよという計画でございました。例えばマガモであったり、それからジュンサイであったりという言葉は計画の中に謳ってありました。がその後、各関係者の方といろいろ協議もしたり致しましたが、その熱利用があまり必要でないといったものや、後は、ジュンサイに関しては前回の議会の視察でも見

に行きましたけども、三倉鼻の方で別の事業でジュンサイの方を進めました。

なのでジュンサイもその分散型エネルギーの中では、やらないことにはなりました。それで今、別の栽培関係について出来ないかということで、マスタープランを策定して頂いた日本総研さんとも話を進めながら、別の熱利用プラスまたは災害関係でちょっと事業を起こせないかということで、水面下の動きをしております。

そこについては、まだ場所について湖岸のうたせ館の方では、民地の関係であったり、地下水の関係であったり、どうもやりにくいなといったお話もあつたりして、それならば小学校の空き地があるんじゃないか、ということも念頭に入れながらどちらも両方天秤をかけながら、慎重に話しを進めている状況でございます。

9番 近藤美喜雄 ちょっと分からない、いわゆるそうすると委託した業務は終了してないということになるんですか。まだちゃんと完成されてないということになると、業務上は委託したまま、完結はしてないと、結論はいろんな問題があつて、場所は何処にするとか、何をやるとか、これから決まるという風な解釈ですか。

総務課長 小野良幸 29年度のマスタープランの計画は、策定終了致しました。それは日本総研さんと契約を結んで計画書を作るという事業でございました。

今後は、そのマスタープランに掲げられた事業を基に、本格的な事業実施、その采配ですとか、熱を使った事業を展開して行くこととなりますが、そちらについては、全然委託も契約も予算も全然計上しておりません。以上です。

9番 近藤美喜雄 事業を委託するか、しないかということで今いろいろ検討していると、基本的なマスタープランについては一応終了している、という解釈でいずれこれから何処でやるか、何をやるか、これはこれから決める、はい、分かりました。もう一つ。

建設課長 村井健一 そうすれば129ページの、三倉鼻地区の落石防護柵の設置工事のご質問についてでございますが、まず始めに昨年度の当初予算、大体18万程下げた金額で、今回当初予算計上してございます。

これにつきましては、昨年度、予算計上時は概略設計の段階でございました。先程も町長の方から説明ありましたように、入札に賭けた訳でございまして、その際、実施設計組んでおります。実施設計を組んだ段階で、18万程下がった設計金額で入札に伏しております。

その関係で、昨年度予算とは若干違っております。後、入札の不調に関しては、今いった理由でございまして、設計内容を変更した訳ではございません。昨年度、災害等全体的にいろんな受注工事が、全体的に不調に終わってる事例が多くありました。

本町においても、昨年度秋口、この工事のみならず他の工事受注する業者がないという理由で、不調に至った工事が数件ございました。

これの工事に関しても同様でございますので、不調に終わって31年新たに入札したいということでございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。はい、4番 三戸議員。

4番 三戸留吉 81ページの社会福祉協議会事務局職員設置費補助金、2千万程ありますがこの内容ちょっと、職員増やすのか内容を説明してください。

議長 村井 剛 齊籐福祉課長。

福祉課長 齊籐嘉生 ただ今のご質問にお答え致します。この社会福祉協議会に対する補助金2,045万5千円でございますけども、福祉協議会の職員4人分と臨時職員1人分に対してその人件費を補助しているものでございます。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 1番 小柳です。151ページと155ページに及ぶんですけども、コンピューター機器リース料247万7千円と中学校の方に262万7千円が計上されておりますけどもそのコンピューター機器リースの台数また詳細、完了なども含めてお知らせしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、落合教育課長。

教育課長 落合智 ちよっとお手元の方に、台数までちよっと分かってないので、後でお知らせ致します。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 二つ程じゃあお聞きします。165ページ、これ図書館費ですけれども、図書館備品購入として400万程計上してあります。これは駅前のことかなと思うんですけども、どの位の冊数等でこういうことになったのか、毎年こう入っているようですがそこら辺分かり次第お知らせ願います。

後もう一つですけれども、177ページです。委託料の中に給食運搬委託料というのが措置されております142万5千円。これ、あそこだと何処にどういう形で、今迄だと分かりますけれども、どこからどこまでの委託料でこういう感じの金額なのか、例えば1階から3階までの運搬なのかそこら辺、学区内の運搬の委託料だとすると、まだあそこで作っても、こういう経費が掛かっていくんですか、そこら辺お知らせ下さい。

議長 村井 剛 はい、落合教育課長。

教育課長 落合智 お答え致します。学校給食費の運搬委託料につきましては、31年度はまだ小中併設になってございませんので、中学校に調理場が出来ましても小学校の方への給食運搬が必要となって参ります。その関係での費用が計上されております。

後もう一つは図書館の方の関係ですけれども、図書購入費の400万円につきましては、5ヶ年計画の中で図書購入という形での予算計上で400万、5ヶ年はこれを維持するという風なことでの計画の中で進めておりますけれども、冊数については後でお答え致したいと思えます。

10番 金一義 これ購入先はどちらの方で決めておるのか、いつもちよっと分からないところがありますので、そこら辺の町内から購入出来るものも、あるのかなのかそこら辺をお知らせ下さい。

議長 村井 剛 購入先ですね、はい、落合教育課長。

教育課長 落合智 購入先につきましては、東京図書流通センターというところからが主になってございまして、いろんなサービスがございまして、図書へのカバーの貼り付けとか何ですか、バーコードを設置していただくという風なことでのサービスがございまして、これまではその中でもまた定価の図書価格から数パーセント割引があるという風なことでの利益があるという風な形での契約をしてございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。49ページのスクールバス運行事業債ですか、これ460万の予算になっておりますが、昨年と比べますと40万程増えておる訳なんですけど、子どもが少なくなってきたので、予算が増えるというのが疑問に感じましたので、年間人数がどの位利用してるのか、分かりましたら教えて下さい。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今、村井議員からご指摘ありました49ページというのは、町の過疎対策事業債の金額でございます。正確には歳出の12款の方、10款の教育費のスクールバス関係の方の予算のことだと思いますけれども、去年より事業費が増えているのは、運行自体は経費は当然交通事業者さんの人件費の増であったりということ、ガソリンも増額なってますので、事業費自体は増えて参ります。

ただし、児童が減少しておりますので、赤字部分というのは増えていきますので事業費は上がっていくこととなります。詳細な利用者人数につきましては、後で教育課の方からお知らせがあると思えます。以上です。

議長 村井 剛 はい、いいですか。他にありますでしょうか。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 先程福祉課長ですか、社会福祉協議会の事務局職員が4名だと答えておりましたが、その内訳というか、そういう内容的なもの書類提出をお願いします。要望します。

福祉課長 齊藤嘉生 はい、分かりました。

議長 村井 剛 はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 はい、6番です。協議会の時に住宅リフォームの補助要綱を出して下さいという風に要望しましたところ、出して頂きまして有り難うございます。
それでですけれども、住宅リフォーム、これ良いことだなと思って一応ずっと目を通して見ました。そしたら18歳以下の子二人以上となっているんですね、おそらくせば家は対象外、一人しかいないからこれじゃ対象外だなと思ったんですけども、この要綱は県の方の要綱なのか、それとも八郎潟町で独自に出した要綱なのか、そここのところ教えて下さい。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今のご質問でございますが、その要綱そのものはまずは県の住宅リフォームの要綱を主に参考にして作っております。というのはですね、県では31年度から空き家の定住促進を掲げて、移住・定住の空き家購入に対して、県地町村と強調して行う県民に対してのリフォームを創設する予定で今、県議会に提出しているところでございます。
そういった観点から、あまりにもその県の方と違うような内容ですと、利用者も含めまして混乱する部分があると思っております。そういったことから北嶋議員言われます二人というのは、子育て世帯の持ち家型の部分でございます。
空き家購入に関しましては、一人でもいいことになっております。あと独自に町の方では、例えば県の方とほぼ一緒な内容で要綱整備を今、案として予定しております。以上です。

議長 村井 剛 はい、よろしいですか。他に、はい小柳議員。

1番 小柳 聡 今のに関連しまして、予算計上570万を盛られています。で今この要綱見たら、だいたいI件当たり30万から40万という金額が出ておりますが、これはちなみに募集の締め切りというのは、上限というのは別に設ける予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 要綱の方にも記載してございますけれども、条件としましては年度内に実績報告出せる住宅が対象となります。
従って、逆算して年度内に完了出来る申し込みであれば、対象となる予定でございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。

1番 小柳 聡 受け付けるということですね。

建設課長 村井健一 予算があればですね。

議長 村井 剛 はい、よろしいですか。他にありますでしょうか。7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 産業委員会ではないのでちょっとお伺いしますが、土地改良法が改正になって農地の耕作者の資格喪失については、農業委員会にかけなくてもいいという具合になった訳ですね、そうするとさっき活動の認定と成果主義で農業委員の活動を規制するという具合になってくると、農地の移動とかそういうものをかけなくてもいい、ということになれば農業委員会の活動というのは限りなく小さくなるんですが、その辺はどうなっているんですか。
これについては八郎潟土地改良区のNo.42で、その中に冊子が入ってて土地改良法の一部を改正する法律の概要、こういうものが入ってきた訳ですよ、その中にそう言うことを書いていますので、その辺はどう捉えているんですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 すいません。そこまでちょっと把握しておりませんが、当方としましては当面は今のままで行くと思います。

議長 村井 剛 はい、他にありますでしょうか。ないようですので質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。
次に、日程第19、議案第13号 平成31年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。
次に、日程第20、議案第14号 平成31年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。
次に、日程第21、議案第15号 平成31年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。
次に、日程第22、議案第16号 平成31年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。
次に、日程第23、議案第17号 平成31年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。
次に、日程第24、議案第18号 平成31年度八郎潟町上水道特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。
次に、日程第25、陳情についての案件を上程いたします。
お手元に配布しております請願・陳情文書表は、陳情5件であります。
提出されました議案並びに請願・陳情について、皆様にお配りいたしました議案等付託表及び請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、所管の常任委員会に付託することといたします。
事務局から委員会室を報告させます。

11番 伊藤秋雄 ちょっと議長、お願いがあります。朝来たら決算報告書ということで、はちらぼのことで出ております。これまず最終日でもいいから全員協議会でも開いて説明を聞きたいと思いますが、そこら辺ちょっと取り計らってもらえないですか。これ貸借対照表なのかそれに付いている活動計画書なんかありますので。

議長 村井 剛 議運の議会運営委員長と協議してみます。
それでは、事務局から委員会室を報告させます。

議会事務局長 鳴海 一元 総務産業常任委員会は、第一委員会室でお願いします。教育民生常任委員会は、第二委員会室でお願いします。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は午前10時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後2時21分)

平成31年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 平成31年3月6日（水）

議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。最初に9番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 それでは私、久しぶりでございますけれども一般質問をさせていただきます。
今日の話題は、はちらぼに関する関係でございます。一生懸命頑張っているはちらぼNPOの活動について、とやかく言う訳ではございませんけれども、誠に心苦しいところもあります。無関心でいいということではないと思います。
経営と運営の詳細について、一部始終を知るべきありませんが、一町民として或いは一議員として感じていること、疑問に思うことを拾ってみました。認識不足の点をご教示頂きたいと思っております。
さて、30年12月定例会に提出された委託料198万円の追加、それから売り上げの減小に伴うはちらぼ補助金734万5千円の追加であります。11月末時点でまとめたものだと考えておりますけれども、暫定的見込みによるものとして3月末までの見込み不足額を追加補正するものでしたが、町とはちらぼNPOが全面的な信頼関係にあるとはいえず、対町民、対議会の関係からすれば、事業委託先の要求に基づき委託予算を追加変更し、契約を変更して行くことは、通常ではあってはならないことではないかなと考えております。
事業実施前の分析が不十分であったのかどうか、こういう風な考え方も出来る訳でございます。こういう風なことがこの後もたびたび重なるようなことになっては、やはりNPO経営関係者、特に理事会等に対しても安易な印象を与えてしまうのではないかとということが危惧されます。
そこで具体的な質問に入ります。そこで私の質問に対して問題が問題ですので、慎重に検討すべき課題もあるのではないかと、即答して最終回答だという風なことにはならない可能性もありますけれども、それは検討頂くことに致しまして、この後に期待をしたいと思っております。
それでは一点目でありますけれども第1点目は、はちらぼNPOの意志決定の手順であります。というのは、やはり委託料或いは補助金を変更するということは、NPOの行動そのものが変わる可能性があります。そういう風なことに対しては、どんな手順、意志決定の基に行われているのか、何となく分かりますが、この点をまず第一点確認したいと思っております。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答え致します。NPO法人はちらぼの意志決定の手順は、予算及び事業の必要性や計画について、野原理事長及び児玉事務局長が現場の状況から、案を作成し、それらを理事会に諮って、承認された上で行政に申請する手順となっております。

9番 近藤美喜雄 という風なことで、一通りそういう風な手続きを踏んでいるんだろうなと思っております。ただ懸念されるのは、特定の考え方が選考していわゆる事業を変えたり、計画を変えたり、予算を変えたり、という風なことがあってはならないと思っております。
特に次の関連もありますのであれですけれども、慎重に手続きをお願いしたい、これは当然お金の問題が予算の関係が絡んできますので、よろしくお願ひしたいと思います。
それから次に第二点目であります。第二点目は、町が委託する活動内容についてであります。
当然NPOは町と委託契約を結んで、委託契約に基づいた内容に基づいて事業を実施していると、当然のことですけれども、私質問書の中にも書いてありますが、本来NPOは、保健、医療、福祉、社会教育、まちづくり、文化、芸術、スポーツの振興、環境の保全、災害の救援、地域安全、人権擁護、平和の推進、国際協力、男女共同社会の推進、子供の健全育成など多種、多岐にわたる活動が可能ではあります。
ですけれども、これを全部やるということにはなっておりません。ただ町とはどんな契

約をしてるのかなという風なことで、これをちょっと確認させて頂きたいと思っております。よろしく。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 町とNPO法人はちらぼは、まちづくり活動効果促進事業について、委託契約を結んでおります。その内容はおもしろ市場運営事業、年13回と商店活性化事業であります。商店街活性化事業につきましては、ご記憶にあると思いますが、「地元のお店 魅力再発見 お店のご案内」を作成し全戸配布しております。また、町の総合計画に基づく総合戦略が全て含まれることではなく、先程申し上げたとおりの委託契約しか現在は結んでおりません。税理士の必要性については、収益事業を行うことから税務署、県税事務所、町税務課への法人税の申告が必要となります。その申告書の作成は税理士が行い、また税理士の印鑑が必要となります。収益事業を行わない場合は、NPO法人は法人町県民税が減免となることから、税理士は必要がないものとなります。以上のことから、税理士と契約を結んでいるものでございます。なお、契約している税理士は八郎潟町社会福祉協議会と同じ税理士事務所を使っていると伺っております。

議長 村井 剛 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 今、税理士とか社会保険労務士の関係があったようですけども、特に契約の内容について町長から今言ったとおり、町の総合戦略そのものが全て含まれているという契約ではないという風なことがございました。そうだと思います。ただ町の契約書を見ますとですね、今町長が言ったように非常に大きな項目でくくられているだけでありまして、予算の積算の根拠もない訳ですけれども、仕様書に定めがないものについては、甲、乙協議するという風なことがこの契約書の中にありますから、それは可能ではあります。ただ、この契約書の中で毎年度契約になっているんですね、毎年度契約なってるからこの契約書の中には、実績報告、成果品を求めることになってます。その成果品というのは一体どんな成果品なのか、これもし分かれば今チェックしてなければよろしいです。それからもう一点ちょっと、まちづくり活動の効果推進事業、これに基づいて130万円の予算がされている訳ですが、30万円はおもしろ市場かなと思っております。いろいろ説明の中では、後100万円でやっтерることになる訳ですけども、この100万円の具体的な根拠というのが別にないので、私、実ははちらぼの定款をみました。定款の中にはこんなことができるんだよというのは、NPOの中では私が先程言いましたように何でも出来ます。ですけれども、事業としてははちらぼの事業として具体的にその次の情報のところに事業として載ってます。具体的な事業がかなり多くの事業が羅列してあります。町の方と関連が非常に大きいと思います。この事業が全て年俸に入ってくるとすると、当然町の方の計画と行ったり来たりしてることが大部あるだろうと思います。この計画について、今、議論はしません。そういう風なことでちょっともし、成果品等一年間の実績報告、これもし把握して、今把握してありますか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 一つ、もしかして勘違いしてるかも分かりませんが、おもしろ市場の委託に関しまして、30年度からです。よって今後、実績報告が上がってくると思います。それから商店街活性化事業、こちらは今後成果品が上がってくると思います。おもしろ市場の実行委員会は、100万円をお願いしてあります。商店街活性化事業は30万円となっております。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、近藤議員。

9番 近藤美喜雄 という風なことになるようですけれども、いずれ毎年度契約で実績報告、成果品を求めることになってますから、よろしくこの後もお願いしたいと思います。そうすれば次の方に移りたいと思いますけども、第3点目の方に入ります。第3点目は、今後の計画、はちらぼのまちづくり活動センターでは、今後更に各種事業を展開するように見受けられます。先程の質問とちょっとだぶっておりますけども、今後町づくり活動に着手、総合戦略の具現化という風な理事長さんの発言がございました。

今後の事業計画の見通し、このままの委託料あるいは補助金では今まで通りでは運営できないのではないかと、というのは私共がちょっと考えるところでございますけれどもこの点はどういう風なものかなと思っています。

特にその発言については、皆さんも一番良くお分かりのことだと思いますけれども、実はこれは30年6月の町の広報の一番後ろのページのところにあるんですけども、こんなことが書かれておりました。

今後は町づくり活動に着手して行くというコーナーの方で、まちづくり活動ではその八郎潟町総合戦略の具現化に向け、関係団体や町民の皆様と共に31年度の実施に向け活動を進めて行こうと考えております、という風なこれだけ見ますと総合戦略とは関係ありませんよとは、ちょっと私は読めないのですがこういう風なことを今敢えて質問させて頂いてる訳でございます。

それからですね、定款のことは言いましたけれども、あと今の建物が開店する前に議員に現場を案内してもらった時に、理事長さんの説明が確かあったはずですけども、その中にもやっぱり商店街の再生による町民の生活の利便性の向上、あるいは地域経済の活性化を図る、という風なことなどを非常にこう意欲的な文言が出てきている訳でありまして、こういう風なことと町の総合戦略とは絡んでくるのかな、というのがちょっとあります。それで念を押している訳でありますけれども、委託料の関係について、これはこの後の見通しについては、今のようなその考え方でいきますと、町ではどういう風に考えているのか、ここをもし今の段階で分かればお知らせ頂きたいと思います。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 今後の事業についてはいろいろ話しされましたけれども、来年度の事業に関してははちらぼの皆さんには、町民や商店街との協調を保ちつつ、そしてまた施設の福祉有効活用や収益事業の経営に全力を注いでいきたいということを申し上げております。新年度以降のいろいろ考えられますけれども、これから随時、はちらぼの皆さんとは話しを進めながら、事業を進めて参りたいと思います。

議長 村井 剛 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 何故こういう風なことを今、念を押すかといいますと、冒頭にもありましたように当初予算を変更している関係があります。追加している関係があります。

そしてその理由はやはり、いわゆる利用者の要望に答えたいということだとか、あるいは売り上げが減少したので収益を見込んでなかったと、こういう風なことが挙げられておりますので、さらに今の定款の事業計画書を見ますと、非常に広範な事業を展開する可能性がありますので、そうなるのであればこのままではいけないんじゃないかなと思っています。

私今ここで、その予算どうのこうのと言うのは今の段階では申し上げにくい訳ですけども、いずれ今迄の建物以外の委託料、補助金の総額というのは相当な額になってます。

これを更に上乗せして行くのではないかと懸念されるので、一応今切り出した訳でございます。

それでは第4点目の方に入ります。第4点目ははちらぼ運営会計のメインであるべき事業収入についてですが、これはあくまでも本来事業を達成するための財源の一つと認識しています。商店街の活性化も大きな柱としていますので、大変重要な存在となっています。

そこで、当初計画との実績と推移、今後の見通しについてお知らせください。この事業の遂行により、商店街活性化による歩いて買い物に行ける便利な町づくり活動の展開を目指していますが、この事業の成果が大きく事業収入に関わってくるように思いますが計画の進捗状況はいかがでしょうか。

そしてですね、もう一つこれ関連しますのでちょっと紹介したいと思いますけれども、29年5月29日の全員協議会で計画の概要が説明されて、予算要求の時点で説明がありました。この中の資料を今こう見ますと収益部門、特にその具体的に3部門ばかり挙がっておりますけれども、収益部門においては補助金を、いわゆる必要な経費をその時点では半分補助金をお願いしたい、けれども事業が開始されれば半分はもう補助金はいらないですよ、とこういうことを書いてあるんですね。

ですから、そういうのを考えると非常に慎重にやはり進めていただきたい、という風に考えているところです。そういう風なことでその今の進行況といいますか、この関係についてちょっと教えていただきたいと思います。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 当初計画では、これまで議員の皆様方にもお示ししておりますけども、独立採算を目指して、一年目は人件費５０％の補助、二年目は２５％、三年目はゼロ％となる計画を進めていましたが、ご存知の通り収益の落ち込みが激しく、３１年度予算では人件費のほぼ１００％を補助の計算となっております。

また商店街活性化による歩いて買い物に行ける便利な町づくり、の進捗状況についてですが、利便性の高い魅力ある商店街を目指して、各商店会と一緒に今商店街活性化事業に取り組んでいる状況となっております。

議長 村井 剛 近藤議員。

９番 近藤美喜雄 いずれ先程言いましたように、食品部門あるいはフリーマーケットの関係、あるいは生鮮食料品の関係等については、補助金を出来るだけもらわないようにすると、努めると、いわゆるその営業が始まれば収益部門が開始されれば、そういう風にしますとなっておりますから、ここいら辺も十分この後も検討いただきたいと思います。

それでは、第五点目に行きます。第五点は当初計画の策定にあたって、広義の意味で入念な市場調査を踏まえたのかどうか再確認したいと思います。

企業や公的機関が投資する場合、一般的には信頼出来る機関を通して市場を分析し、その地域の潜在的な需要動向を把握するのが前提とされているようです。このような調査が、どの程度実施され計画が作成されたのか、当然やられていることだとは思いますが、事業主体だけでやったのではないかという見方もありますので、これについてはいかがでしょうか。

特に買い物難民いわゆる買い物弱者ですけれども、と言われる層の取り込みがどの程度見込まれたのか、今後の見込みはどうか、再度確認をいたします。

この関係については、高齢者の例えば各集落にどの程度お年寄り、あるいは一人暮らしの高齢者がいるとか、そういうのは当然踏まえてると思います。

これはすぐ出てくると思いますけども、ただ実際の高齢者の買い物や生活のその報道の実態、こういう風なことは本当はかなり踏み込んで調査をしないと、この計画は中々うまくいかないんじゃないかなと、いわゆるその求めているものの実態をどの程度把握されているのか、ということがございます。

例えば具体的に言うと、各地域で集会を持っていただいて、福祉関係者からも出席していただいて、買い物難民のいわゆるそういう人方の声を直接聞くとか、どうすればいいのか、何を求めているのかそういうところまで、果たして各地域の集会まで行って、状況を把握しているものかどうか、このところがちょっと気が掛かるところであります。

それからもう一つは、表題の方に調査の中で一般的な調査の中で事後調査というのがあるんですね、この事後調査というのは、当然テーマが非常に複雑で難しいテーマですので、簡単にはいかないと思います。ただ単に需要額調査では通らない訳です。

そうするとどうするかというと、ある程度やってみてもう一度調べ直す事後調査、そして計画の再構築を図る、こういう風なことが必要だということが一般的には言われています。ですから今の段階は、私はどちらかと言うとその段階に該当する可能性があるんじゃないかなと思ってますけども、ここいら辺も含めて、もし意見があればお願いします。

町長 畠山菊夫 客観的に見れば、商店街が本町には限らず衰退の一途をたどっている現実でございます。人口減少に加えて、隣接する町に大型店が強い力を持って存在していることなどから、厳しい経営を余儀なくされることは、想定されたことでございます。

加えて６年前の八郎潟町都市計画マスタープランでは、本町の買物流出人口は８９．４％、町内消費は１０．６％に留まっています。

第三者によるマーケティング調査は行われておりませんが、ファミリー店の社長と来店客数、客単価、売れ筋商品や、町民ニーズ等の情報交換を重ね経営に反映されたと伺っております。

また、買い物弱者の把握とその方々に対するアプローチは努力してきましたが、福祉の個人情報取扱いの観点から、全体状況の把握は十分ではなく、今後は理事、はちらば会員にも協力をお願いし、少しでも多くの買い物弱者に向かい合っていくこととしております。

９番 近藤美喜雄 よろしくお願ひしたいと思ひます。これは町の方が全面的に支援をしてる事業ですので、良くなる方向で向かっただきたく思ひておひます。

それから次に６点目に入ります。その前にちょっと私付け加えたいと思ひますけどもと言うのは商店街の活性化を図ると大命題を掲げています。これ私は非常に大きな問題であり、かなり難しい問題だと思ひます。

私、実はなかり何十年もなりますけども、商店街でいたことがあります。その当時は商店が非常に専門店も元気でした。

大型店は郊外の中でもなかった時代ですけれども、一日市の商店街、900メートル延長ありますけども、この900メートル全部を商店にするような方向を検討出来ないかとか、あるいは駅前に集合店を最寄り店を作れないかとか、いろんなことを検討した話を聞いたことがありましたけども、そういう風な時代に逆戻りすると言いますか、これはもう至難の技でありますから、その商店街の活性化というのは簡単には行かない、どういう風な方向、どの辺りまで目指しているのかちょっと分からないですけども、いずれ大変だと思います。慎重に再度また検討をお願いして出来ればと思います。

次に第6点目でありますけども、第6点目は収益事業の主な改善策を具体的にこう羅列してみました。はちらぼが売り上げ不振の原因を探究し、現時点で経営改善計画を示せるかが重要です。町もただ単に不足する予算を補填するだけではなくて、納得のいく経営改善策を求めなければなりません。

予算要求と同時に提出されているとしたらば、議会にも示していただきたいと思います。

もし様子を見るという風なことであつては、今の状況では傷口を広げかねません。次のような改善策も含め、徹底した経営改善計画を具体的に検討していただきたい、と言うことで提案しております。

見直し経営改善計画がもし挙がってきたとすれば、議会にも示していただきたいと思えます。と言うことでただ単に誰かが話しを聞いて、補助金を増やすとか、委託料を増やすとか、そういう風なことでなくて、やはりその原因は何なのか、ということでのいわゆる補助金と引き替えに改善策を求めるといのがこれが当たり前だと思います。

この点についてはいかがでしょうか。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町当局からも指摘していることでございますけども、今後NPO法人はちらぼの経営がどのように改善されたのか報告をいただく予定としております。
なお、参考までに・・・

9番 近藤美喜雄 議長、ちょっとこれから入っていく6点目については、ここにも書いてありますように答えを求めない、もしあれば最後にやっていただきたいと、ただ先程言いましたように経営改善計画がどうのこうのということを言いましたので、その点はいかがでしょうかということでございます。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 近藤さんすいません、先程も答弁しましたが、この後いただくことになってございます。

9番 近藤美喜雄 よろしくお願ひしたいと思います。それで6点目の具体的な事項にちょっと入らせていただきます。

これは広くはちらぼ自体でもいろいろ検討されてると思いますけども、念を押してこの後もあるのではないかという風なことです。

一つは仕入れ、品揃い、それから価格の関係、こういう点はやっぱり商売の原則ですので、この点を大いにこう議論して叩き上げていただきたい、ただこれを徹底的にやりますと、皆さんもご承知かと思いますが、今生き残っている商店までもだめにしてしまう可能性があります。そういう業種があります。そういう風なことは慎重にやはりやらざるを得ない、対策を講じながらやる、ということとその対策は何かということをやっぱり検討して、一緒に出来ることはないのか、あの店の中で経営を共同に出来るか、仕入れを何とかするとか、いろんな方法がやはり真剣に議論していただきたいもんだと、ただ単に一方的に安いもの、良いものを並べてやるというのだけを考えると、今やっている店をまたさらにだめにしてしまう、というようなことがありますのでその点については十分検討していただきたい。

それからこの中で、仕入れを特にいろいろ工夫されてるような話しも伺いますが、他の方の店、大きな店と共同で仕入れることを出来ないかとか、あるいは商店、ハウスも商店もそうですが、完全な独立型の店でなくてもいいのではないかと、というようなこと等も含めて、検討していただければと思っております。

いずれ、はちらぼハウス・商店は限られたスペースですので、より生活必需品の豊富な店に工夫をしていただきたいと思います。

特にハウスは、あまりその東京の銀座であるとか秋田駅前にあるようなハイカラな店というイメージよりも、もっとこう入りやすい感じにしたらどうだろうかと、これ結構いろんな意見があります。

それから1階に、2階の奥に上がって行くところとあるよという風なことになってますが、サロンは気軽に買い物したお年寄り方が、そこでお茶を飲んだり出来るような、そういうサロンが1階にあればいいんじゃないかなとは思っております。

それから次はコストを下げる、これは最大のコストを下げるのは人件費です。そういう風なことで当初計画、先程もちょっと触れましたけども当初計画ではかなり大きな雇用の関係の数字が挙がってました。

正職員あるいはパートを含めた雇用計画というのは、非常に大きいものがありまして我々もこの八郎潟の商店、みんなやめて行くところでそんなに売り上げがあつて、20人も30人も職員の給料払えるか、ということをやちょっと疑問に思って質問した記憶がありますけども、そういう風なことで今職員はほとんどの店で置かないでやっておりますから、それで良い訳じゃなくて力を入れてやりたい気持ちは当然分かりますけどもやはり課題が雇用計画は今ちょっと考えて見る必要があるんじゃないかと思えます。

それから次ぎは、商工会の特に私ベテランの経営指導員、おそらく今商工会の職員はあまり良く分からないけれども、ベテランの経営指導員であれば、かなり商売の分析が出来ます。当然であります。そういう風なことなどもやはり参考にして、具体的に相談を展開してほしいものだと思っております。

それから先程のことに関係してくるんですけども、例えば経理は商工会の記帳指導で対応出来ると、専門家でなくてもいいなと思えます。当然そこにあるのは例えば会社で経理をやっていたとか、銀行で退職したとかいろんな場合があると思えますけども、そういう風なことも踏まえて対応を慎重に検討していただければなと思えます。

税理士との関係については、必要な時期に必要なに応じて頼むという風な関係で良いのではないかなと思えます。

それから次に、買い物支援や商店街の活性化、特に買い物支援の計画は進行しつつあるのかどうか、ということで先程の質問とちょっとだぶっております。

肝心なところだけを言いますと、商店街の周りの方々が良いのではないかなと思えますけども、ただ地域が離れた場合に、我々が聞くところによれば案外はつきり言って利用してません。

そういう風なことですから、来られないような状況の場合はやはり地域との調査、調整をして、週に1回か2回物を注文いただいて、届けるというシステムをしっかりとやると、で、はちらぼさんの場合今、1品でも注文すれば配達してくれるというようなことをやってると思えます。

これ地域でやっぱり必要な物をまとめて配達するシステムと、ちょっと違うと思うのでこの点は一つ検討いただければなと思えます。

先程言いましたように、この件については具体的に今当局から答弁を求めません。もしあれば別ですけども。

それから7番の方に移ります。7番は私なりの提言です。先程来、何回か申し上げましたように、町はまちづくりの根幹部分は委託しないでほしいと思っております。

NPOはちらぼが今活動していることも、大変重要なことで成果を上げるために真剣に頑張っていると思えます。

しかし、無制限に活動内容を拡大すべきではないと思えます。拡大する新分野には当然、各分野に精通した人的費用、運営費、管理費、次期活動対策資金が比例して増加するのではないのでしょうか。これは当然だと思えます。

現在、事業収入が大きく見込めないような状況だとすれば、立ち止まって再度いろんな角度から検討して見てはいかがでしょうか。真剣な対策議論をお願いしたいと思います。

当面の目標を収益事業はちらぼハウス、商店の見通しに全力を傾けるべきだと思えます。その上で、町活性化センターの限定的な活動を期待したい。同時に多方面の活動を展開することは無理があるのではないかと、いう風な感じがしております。

総合戦略的には、他団体のいろんな団体の活用なり、その他当然あると思えますから、全て取り上げるということではなくてもいいのではないかとこの風に考えております。

この一切その悟れる、そうではないという風な前の方でこう拝見しましたけども、この根幹部分は委託しないでほしいという感じで、もう一度念を押して町長からお願い致します。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先程、議員さん質問されました収益事業の今後の施策については、この後3人の議員

さんの方が質問されておりますので、その中でお答えしていきたいと思っております。

また経理事務でございますけれども、これ商工会の方に出来ないことを伺っておりますけれども、取り扱っていないということで、来年度からはなるべく経理事務の簡素化等、税理士経費の圧縮に努めるようにはお願いはしております。

少しだけ、今近藤さんの質問の中にお答えしていきたいと思っておりますけれども、町は第6次総合計画では、町の将来像、人と地域が輝く心豊かな協同の町としております。

土橋町制時代の13年前の第5次基本構想の中では、町民との協同による町づくり計画も策定されております。町民との協同という仕組みづくりは、いかに難しいことであるのか、どのように構築していくか、いろいろ私自身も悩んできましたが、町が将来に渡って住み良い環境を保ち、そしてまた活力ある社会を維持して行くには、役場力、行政力だけでは立ち行かなくなることも考えられます。

そうした中、組織されたのがNPO法人はちらぼでございます。これまで町は国からの地方創生のかげ声によって、人口減少対策も含めその計画策定に追われてきました。

地方創生には異論はございませんけれども、人口が増えれば地方創生と言えるのかと言えば、それは少しの疑問を感じております。

4年前、県と協同で駅前交流館はちパルを造りました。今でも来館者が多いのは、創意工夫の努力があつたことであると思っております。

それが町の人口減少を緩やかにすることにも繋がっているものと思っております。仮に商店街の話になりますけれども、仮に今人口が多少増えたとしても、地元の消費力はすぐには向上力には結びつかず、それよりも消費意欲を向上させ、地元での消費向上を活発にすることを目的に、今、NPO法人はちらぼの皆さんが初めての事業として、商店街の皆さんと取り組んでいます。

一年が過ぎて厳しい船出となっておりますけれども、しかし、はちらぼの皆さんも危機感を持って努力を重ねております。

地域の衰退は、地域自らが創意工夫をして、そしてまた試行錯誤、調整を繰り返しながら、活性化に結びつけるのが本来の姿であると思っております。

大変ご心配をおかけしておりますが、先程も言いました通り、町は今町民や商店街との協調を保ちつつ、施設の有効活用や収益事業の経営に努力を注いで行くようお願いしております。以上でございます。

9番 近藤美喜雄 よろしくお願ひしたいと思ひます。最後になりますけれども、3点ばかりちよつと事例を紹介したいということで、原稿にも書いてあります。これは特に答えを求めものではありません。参考にしていただきたいと思ひます。

一つは、実はお互い様スーパーというのを皆さんご承知の通りだと思ひますけれども、五城目の浅見内の、店っこあさみない、ここでは私、経営を直接やっている方と面会した訳じゃなくて、従業員の方からお話を伺った訳で、関係者だと思ひます。

ここは117世帯、266人の人口の集落ですけれども、ここには浅見内活性化委員会というのがあるそうです。これは町内会の婦人クラブ、婦人会の児童・民生委員等の構成で浅見内活性化実行委員会、これが主体となってこの切り盛りをしてるという風なことでございます。

特にそのやり方、具体的にここには店内にあまり大きくはないけれども、喫茶・軽食食堂のスペースがあります。これは当然、1階建ての建物で昔の児童館を改修したものであります。具体的な仕入れ、その他についてのノウハウについては、スーパーダイサンの協力を得ているという風なことでした。

その地域住民はその運営当初、一口2,000円の出資をしているという風なやり方をしてると聞いております。

それから次に、赤田のふれあいスーパー、これ由利本荘になりますが、二つ目です。

ここは人口がやはり似たようなもので、114世帯352人、赤田地域運営協議会なるものがあります。ここでは加工所もやっています。特産品の開発もやっています。

各部会構成は、部会構成にしてまして24人のメンバーが分担をしてやっていると、特になるほど思つたのは、山菜を首都圏に出荷しているのは、ここがやっているそうです。これは秋田県の指導を得てやっていると、いう風なことでした。隣、東光館という大きな駐車場がありまして、駐車場はどこの場合もやはり隣にあります。

後、仕入れの関係については、ここはJA秋田しんせいサービスがサポートしているという風なことでした。

商品とか日用品は住民アンケートを取つてると、常時100以上の商品を販売していると、ここの店は意外に見た感じは、小さすぎると思うくらい小さいです。ですけれども計画的に回転させてるという感じがしました。

ここもやはり地域の協議会、運営協議会というものがやっていると、こういう風なことでした。

それから後、羽後町の仙道店舗、ここは農協のスーパーストアの建物を改修したということで比較的大きくて見た目、小型のスーパーという感じがして、何でもあります。ここも仙道地区が組織、仙道地区振興会なるものがあって、いろいろと検討・相談しながらやってると、地域の買い物困難解消を目指す、という大きな看板を掲げてやっております。ここも羽後町の首都圏の羽後町の会と提携しながら地場産物のカタログ販売等をやっていると、こういう風なことでした。

地区全体で運営をしているなという感じがします。以上3点については、全く参考にさせていただきたいと思います。

ただ一つだけ、この間ちょっと前ですが1月に北都銀行の地元中心街にほしいのはい体何ですか、というアンケートがあったようです。地元中心街にどんな店がほしいかということですね、この回答の中に端的に言いますと総合スーパー的なもの、これが一番希望としては大きい、後は各種イベント等をやってほしいとかいろいろあります。

それから次には、買い物場所を選ぶ場合にどんなことを念頭に置いて行くかという風なこと、やっぱり価格が安い、これが圧倒的に多いですね、それから品揃いが豊富、商品の品質が良い等が挙がっております。これはあくまでも参考でありますので、いずれ総合スーパー的なものがほしいという感じがいたします。

以上でありますけれども、私この事業がスタートするに当たっては、今進めている事業と委託団体に対する把握・議論はほとんど深まらなかったような感じもします。

突然と言えば突然であったような感じもしますが、議会は町民の理解を得るためにも、慎重な議論の場であればなりません。知らないふりをしてはいる訳にはいかないとします。

そこで考えているのが、次の機会に具体的なその商店の関係とか、いろんなことについては受託団体である再度から直接参考意見を伺うことが出来れば大変いいんじゃないかと、いろんなことを時下に話し合いが出来るんじゃないかなと思っておりますので、この取り扱については、今後の検討を、議会なり当局の検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。以上でございます。

議長 村井 剛

これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。

次に、10番 金一義君の一般質問を行います。はい、10番 金議員。

10番 金一義

どうもおはようございます。年度始めの議会ですので、一般質問をさせていただきます。最初の質問は、非常に社会を揺るがしておりました、児童虐待に対する町の対処は万全かということについての質問をさせていただきます。

1月24日、千葉県野田市立小学校4年生の栗原心愛さん10歳が、風呂場で死亡し傷害容疑で両親が逮捕された児童虐待事件、逮捕された母親と父親は心愛さんに対して執拗にいじめを繰り返し、死に導いた事件は皆さんもご承知のとおり、大きな社会問題になっております。

今回起きたこのような痛ましい出来事背景には、役所の取り扱いにも大きな責任があると問題になっております。

このように児童虐待の現状ですが、全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、年々増えており、平成26年度は年間8万件を超えたとあります。

今日現在では、まだまだ多くの件数があるものと見ています。虐待の現状を詳しく見ると殴る、蹴るなどの身体的虐待と、食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなど、ネグレクトという子供の死に直結する、2つの虐待が全体の半数以上を占めていると報告されています。

そして虐待死ですが、児童相談所が把握しているだけでも、年間におよそ40人から50人の子供も命が虐待によって奪われているとも報告されています。

また、死に至らずとも、いじめで子供の心身に大きな被害が出るなどした事柄や、さらには子供への陰湿ないじめの重大事態は自殺に至るなど、子供の生命や心身に大きな被害があったりします。

また、さらには不登校につながったりする事例が、多々報告されております。近年このように虐待により、家庭内での暴力を目撃した兄弟についても、心理的虐待を受けたとして、通告するケースが急増している他、日本小児科学会が医療機関を通じて行った子供の死亡事例の調査では、年間におよそ350人の子供が虐待を受けて、死亡している可能性があるとして推計されていて、多くの虐待死が埋もれている恐れがある、と指摘しています。

児童虐待は家庭という密室で起きるため、気づかれない場合が多く、虐待がエスカレートする前に、子供を保護できるかどうか課題となっております。

あってはならにことですが、本町でもこのような子供のSOSを見逃さない仕組みとして、町は万全の体制をとっていると思っておりますが、役場内での関係各課の連携と、対処が

どのようになっているかをお知らせください。

また、児童虐待防止法及び学校の役割等も合わせて簡潔にお示しただけであれば有り難いです。

議長 村井 剛 島山町長。

町長 島山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。

昨年3月に東京都目黒区で発生した、痛ましい5歳の女児虐待事件の後、このような事件は二度と繰り返されないよう、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組んでおりましたが、残念ながら今年1月、千葉県野田市で小学校4年生の虐待事件が発生してしまいました。亡くなられたお子様に対し、心から哀悼の意を表します。

虐待やその恐れがあった場合、町に住民や秋田中央福祉事務所・学校関係などから通告があります。その通告ケースの緊急度を見定めながら、まずは関係する福祉課・保健課教育課の担当職員と情報交換しながら、状況を確認し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会の開催に繋げております。

この要保護児童対策地域協議会とは、要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や、支援の内容の協議を行うことを目的としております。

構成団体は、児童相談所・福祉事務所・警察署・民生児童委員・町・教育委員会や学校関係機関などで、事務局を福祉課内に設置しております。

本町における今年度の通告件数は、数件あります。そのため、昨年、情報共有をするための会議と、その支援を検討するための個別ケース検討会議を開催しております。

その後の状況は、関係機関による見守りや助言などの支援となっております。その内については、個人情報でもありますので、お答えすることはできませんが、保護者が子供に対し、暴行・暴言・養育拒否といった虐待若しくはその恐れがあった場合、その保護者の意図で判断するのではなく、子供の安全と健全な育成が図られているか、着目して判断しております。

子供の命をどう守るか、どう支援していくか、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、個別の課題に適切に対応しております。

10番 金一義 我が町でも、それらしきものが存在するということが報告されました。ほとんど、うちの方ではそういうことがないのかなと思っておりましたけども、こういう時代でございますので、やっぱりそういう形であると思います。

そこら辺に対して、今、教育関係でもということだったんですけども、教育長さんもおりますので、学校の立場としては、どういう形でそういう児童に対する保護対策というんですか、児童虐待防止法とあるんですけども、そこら辺はどういう処置になっているのか、もしよろしかったらお知らせ願いたいと思います。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。学校内では普段、年数回の小中学校とですね、生活アンケートという風なものをやっております。その中でいじめ等に関する事案については、それなりの段階を追った対処をしております。

今迄も何回か、そういう関係のご質問ありましたので、その中でお答えしている通りであります。

ただもう一つ大事なのは、子供からだけじゃなくて、教師、養護教諭、その他の観察指導等というものもございまして、子供の朝の登校状態、健康観察、その他ありますけど、それから健康診断、身体測定等々におきまして、顕著なその何と言いますか、怪しいものが現れたときにですね、すぐに今は、例えば体にこう殴られたような跡があったとか、そういう事例の場合には、すぐにもう通告という形になりまして、教育委員会の方に連絡がくると共にですね、児童相談所とか中央保健所とか、そういう所にすぐ通告しなきゃいけないという、そういう決まりがございまして。

それを怠ると、いろんな問題が出てきますので、学校の方では即ちこの子は危ないのではないかと、何かやられてるんじゃないかと、そういうことが発見された時にはすぐ通報となります。

そうした場合に、児童相談所でも福祉事務所でも、すぐに学校の方の回答、教育委員会の回答じゃなくて、福祉課の方に最初きて、そのことについてのケース会議、個人のケース会議等という風な形で進まれて行く訳ですね、そういう中で学校関係、我々、福祉課、後は関係機関が集まりまして、その子の個別ケースにどういう風に対応したらいいかなということを行っております。

それは虐待関係になりますけども、後、問題なのは体に傷が付いてる場合には、意外と発見とか分かり易いですが、ネグレクト関係いわゆるその養育拒否と言いますか、食事を与えないとか、夜寝させてもらえないとか、そういう風な事例もいろんな形でございます。

そういう場合には、先生方も意外と観察力ありましてですね、普段と状況が違うところの場合には、相談に呼んで、そしてスクールカウンセラーも来ておりますので、こちらの方のご意見を伺いながらということになります。

家庭の方でいろんな子供さんの悩みじゃなくて、家庭の方でいろんなこう先生方が立ち入れないような、そういう状況というのもございまして、そういう時はソーシャルワーカーの方に連絡をして、ソーシャルワーカーと今は一緒に福祉士という方が二人いらしてですね、家庭の方への指導・連絡をとって学校と連携しながら、我々にその報告が来るという、そういう段取りになっております。以上です。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 教育長さんからは詳しい説明いただきましたけれども、この中で特に学校の先生方に触れましたけれども、ようするに非常にこう重い子供を見る先生方、そういう教育みたいなものってあるのですか。ようするに教育というんですか学校職員に求められている役割というんですか、そういうものを県とかそこら辺で、通達みたいなものがあるものなんでしょうか。そこら辺ちょっと。

教育長 江島廣 今のご質問は、教育に対する研修というそういう意味ですか。

10番 金一義 研修か、また書いた事務的な指導みたいなものがあるものですか。

教育長 江島廣 そういう風なものの特別の指示はございませんけれども、いろいろ学校の中では道徳指導とかそういう風なもので、いろんな形で研修に行った時に、そういう風なことも合わせながら示唆していただくとかですね、後、心の方の他にですね、生徒指導関係の方では、いろんなそういう風な別の研修を県の方で開催した時に、指導主事会議の方でそういう風なことを教えていただくとか、講演があったりですね、後、各地域、地域性研修でそういう風な段階もありますので、小・中・高の生徒指導の先生方が集まって情報交換をするとか、そういう風な研修をするという機会は、先生方には実際に持たされていて、そしてそれは、お一人の方が対象になりますので、それに学校内で研修会を開いて先生方に伝達していく、という風な形に今はなってると思います。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 現在、そうすると不登校の児童はいらっしゃらないと思いますけども、おりますでしょうか。

教育長 江島廣 不登校につきましては、前の議会の時にもご質問ございました。その時にもお答えしておりますけど、あります。現実にはですね、不登校とみなす。それについての対応、いろいろ学校の方でもやっておりますけど、例を挙げれば一つはですね、学校だけの対応じゃ足りないという風なことで、親の要望もありましてですね、教育委員が入って第三者が入った、定期的な会議も開いてございます。後はですね、学校の方にいじめ的なものとか、そういう面で若干のその言葉とか絡んでですね、不登校ぎみになってるという風な子供さんも現実にはございます。

10番 金一義 今そういうことを傍聴の方もたくさん来てますので、一応聞いておかないと、と思って聞きました。

それで一番町の流れとしては、福祉課の方が非常に重大的な課のようですけども、そこら辺の町の指導としては、発見したらすぐ云々と先程の町長の答弁でもありますが、随時そういう形の研修っていうんですか、そういうものは町の施政としては、どういう形でやっておりますでしょうか。

町の施政としてね、そういう福祉課の方々の立場をどういう形でご指導なさって、早くこういう形の悲惨な事件が起きないようにものを防ぐ対処を、先程も答弁してるんですけども、福祉課というのは教育長さんも話されて、一番大きな部署のような感じがしております。

そこら辺の責任重大な課という感じなので、町の施政ですね、そこら辺はどういう形で事務的なことをご指導なさってるのか、簡単でもいいですけど、あったらお願いします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 いずれこの事件の厚労省も文科省も専門者会議を開いて、検証はなさると思います。そういうものを見ながら、町でも対応していかなければと思いますけども、児童相談所、この対応がこの事件ではかなり多く取り上げられております。先月、秋田市役所にも凶器を持った男性が逮捕されておりますけども、子供を虐待するような親ですから、誰に対しても威圧、暴言を吐き、時には凶器を持ち出す方もおると思います。もしかしたら、そういった危険な人物に対応する訓練を受けていない一般事務職員でございます役場の方は特に、これ自体が限界もあるのかなとは思っております。出来るだけ一人の職員ではなくて、複数の職員で対応していけるようには指導しております。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 まずはそういう形で、わが町からは悲惨な事件が起きないようにですね、幼い子供方を守っていただければ有り難いと、我々一般社会人もそういうことは十分注意しながら進めて参りたいと思います。次に、次の問題に入らせていただきます。これは新年度予算ということで私、八郎潟町総合戦略の27年、30年度分の書いたものが、我々の手元に町から配布されたものを参考にして、ご質問させていただきたいと思っております。質問の二つ目として、八郎潟町総合戦略の施策について、ということで質問させていただきます。八郎潟町総合戦略のこれは平成27年から31年度の施策ですけども、第1章にこの総合戦略策定の目的として、次のように記してあります。今般の日本においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の減小に歯止めをかけると共に、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある社会を維持していくことが課題になっていると記してあります。しかし、今般日本の人口が東京への一極集中が止まりません。2018年の転出人で東京圏への日本人の人口は13万5,600人が純増したとあります。増加は過去23年間連続増加で、ここ5年間でも最大の増加となっているとあります。この現象は残る43都道府県すべてから東京圏に流出とあります。この大きな要因は働き手も高待遇を求め、所得がより高いところに引き寄せられていると分析されています。その結果、人口の減少は地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は人口減少をさらに加速させています。本町においてもしかるであります。その施策として、国や県と一体となって人口減小問題に取り組み、将来にわたり活力ある八郎潟町を維持していくためにも、八郎潟町総合戦略の位置づけと計画期間を明確にして、実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ、特に人口減少対策の戦略と人口減少社会に対応した、地域社会を構築する戦略を推進する施策とするとしてあります。この期間を27年度から平成31年度までの5ヶ年を策定期間と定め、第1章から第4章まで細目にわたって施策の計画が示されております。今年が平成31年度で5ヶ年計画の最終年度にあたりますが、まず以って今日までの策定経過と今後の継続の成果を示してください。また、この施策には八郎潟町独特の地方創生を進めるとも記してあります。この我が町独特の地方創生とは、どのような内容で我々町民と地域の活性化に、どう繋げて導こうとしているのかもお知らせください。持続可能で活力ある地域づくりには、当該地域の地域経済が拡大再生産し、雇用の規模や所得の循環が持続的に拡大し、一人ひとりの住民の生活が豊かになって始めて地域の活性化、あるいは発展と言えらると思っております。この計画において、何を柱に据えるかまたどのような施策で地域の活性化と持続的発展へと進めるのか、新年度予算との整合性がありましたらお示しください。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 成果についてでございますけども、KPI、重要業績評価指標をもって回答させていただきます。まず、四つまでありますけども、基本目標「1.雇用を創出する」であります。新規雇用者数はこれまでおりません。ただし、雇用促進奨励金対象者以外での新規雇用者は、

存在しますが実数までは把握できておりません。

水田利活用支援対策事業における対象作物作付面積は、目標が平成31年で150ha今年度で114.6haでございます。

商店経営支援金対象者数、目標5年間で15人が今年度で11人、6次下事業体販売件数、目標5年間で3件、これまでなしでございます。

雇用促進奨励給付数、目標5年間で15人、これまでなしでございます。空き家、空き店舗を活用した起業件数は、目標5年間で3件が今年度まで3件、サポートファンド利用件数、秋信の事業でございますけれども、目標5年間で3件が今年度はなしでございます。

次に、基本目標「2. 人の流れをつくる」ですが、社会増減数、目標平成26年の△40人を平成31年度までに、±0、これが平成30年一年間で△51人となっております。

空き家を活用して定住した世帯数、目標5年間で5世帯が今年度まで1世帯は確認しておりますが、調査しておりませんので、まだあるかもしれません。

ふるさと回帰支援奨励金給付数、目標5年間で50人がこれまでなしでございます。

空き家を活用した宿泊施設数、目標5年間で2件、これまでなし。観光客数、目標平成31年で、16,600人が今年度は17,800人でございます。

次に、基本目標「3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ですが、出生数、目標31年で34人が今年度2月25日まで16人、婚活支援事業の企画数、目標31年で3件が今年度1件、これから実施いたします。婚姻数、目標31年で15組が今年度2月25日までで10組、不妊、不育治療助成件数ですが、目標31年で5件が、今年度2月25日までで8件でございます。

出生数に占める第3子以降の割合ですが、目標平成31年で24%が今年度2月25日までで25%でございます。

基本目標「4. 地域社会を形成する」においては、地域イベント等の助成件数、平成31年で35件が今年度24件でございます。

新たな組織への登録数、目標5年間で50人でありましたが、はちらぼの立ち上げ9人ありました他はございません。

除排雪支援事業の利用件数、これが目標31年で58件が、今年度33件でございます。危険空き家の件数、目標平成26年の26件を平成31年で13件が、今年度末で18件、買い物弱者対策事業の利用者数、平成31年で50人を目標ですが、これは調査をしておりません。

なお、町独自の地方創生でありますけれども、交流人口の拡大や地域社会の維持・活性化等への取り組みが、これに該当するものと考えておりますけれども、新年度予算では、八郎瀧町観光協会補助金106万円、一日市盆踊り補助金450万円、若者イベント実行委員会補助金100万円、八郎瀧町地域振興協議会補助金180万円、HachiLAB補助金2,508万8千円、地域活性化補助金128万円、間口等除雪支援事業192万6千円などがございます。

また、結婚祝い金これにつきましては、秋田県内では独自の制度でありますけれども、全国的には徐々に広がっているように見受けられます。報告は以上でございます。

10番 金一義 一つ最後にあることでほとんどが今の報告だと、目的の達成に満たない部分もありますし、ほとんどゼロというところもあります。
ところで、この中でも目指すべき方向とあるんですけども、本町が持続的に発展していくためには、若者の町内定職やAターンの促進、雇用の場の充実と環境の確保に努める、とありますけれども、ここの中にも触れましたんですけど、Aターンの状況というのはどういう形になっているのでしょうか。今迄の活動ですね、活動状況です。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 Aターンの関係に関しましては、本町でご承知のとおり、ふるさと回帰支援の交付金事業とか、いろいろ補助金事業行っております。
ただし、実態がないのが現状です。ただ転入された方々に対して、町民課の窓口において、このようなチラシを必ず転入してきた方々には配布はしておりますけれども、こちらに補助金の申請に来てないのが実態でございます。

10番 金一義 そうすると、大きな組織的なものには入っていないということで、そこら辺の活動を聞きたくて、質問したんですけども、町独自じゃなくて県単位とか、そういう形でいろいろあると思うんですけどよ、Aターン・Uターンというのはですね。
そこら辺の町の取り組みというのを聞きたくて、聞いたんですけども。

産業課長 千田浩美 県の会議にも当然加入してまして、参加はしております。
ただし、なかなか実績が上がらないのが現状でございます。

10番 金一義 なかなか実績が上がらない現状が、理由は何だと思えますか、そこら辺。

産業課長 千田浩美 各種いろいろあると思います。一つはようするに働ける場所、それが一番大きいのではないかと考えております。働ける場所が当然秋田県内だと、まず秋田市さんが大きい訳ですけども、そこに行く訳でございます。そうすると本町に来ないでそのまま本町の住民は転出したり、そのまま秋田市の方に住むというようなことも考えられると思います。

10番 金一義 その次に社会減への縮小という中には、今、課長がおっしゃられました本町の産業構造の見直しを進めるということが、記されております。
この中で産業構造の見直しを進めるということは、考えとしてただの作文なのか、そこら辺ちょっと分かりませんが、何を意図としてこういうことを、作文を造ったのか、そこら辺もし分かったらお知らせいただければと思います。
それは、5ページでございます。

産業課長 千田浩美 そこに特定のサービス業に偏った本町の産業構造の見直しを進めるとともに、移輸出超過産業であり、近年就業人口の増加が見られる農業の振興を支援する、というようなことも書いてございます。
当時、この計画を造った時はそのようなことだったと思います。それにつきましては、この後も、農業振興は当然必要だと思えます。それによって農の雇用それによる新規の雇用も当然必要かと思っております。

10番 金一義 今、課長から農業の振興ということで話しましたが、そこら辺でそうするとこの雇用の関係ですけども、どういう形で農業の振興を図るのか、前に私、地域おこしのことで町に質問したことあります。
だからそういう形で、ここで先もって言うと、これは宮城県の丸森町地域おこしということなんですけれども、ここでは農業に関しての地域おこし隊ということで、募集要項が示されております。
だから我が町としては、地域おこしは求めないんだということを、前の時の町長の答弁でありますけれども、そうすると今、課長が答えたように農業の振興、それに対する就業人口、今法人関係では、非常にこの人数がなかなか足りない状態で、規模拡大には結びつかないと、そういうことも指摘されておりますけれども、この作文でなくて、実効性というのはどういう形で考えておりますか、そこら辺。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 農業の振興に関しましては、まず法人化、これをまず進めて行きたいと思えます。
個人ではやはり限界が出てくると思えます。今現在、金さん分かってる通り、浦大町で圃場整備この後始まります。それに関しましても、まず今のところ聞いたところでは2団体が法人化するというような噂も聞いております。以上でございます。

10番 金一義 そのことでなくて、法人の設立した方々がその農業に長期的に従事される人が、足りないんだそうです。それで規模拡大が進まないと、一人従業員、従業員とは変ですけども一人頭の面積というのは大体どの位が適当だと、じゃあ存じておりますでしょうか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 あの一人でやる場合は、

10番 金一義 そうじゃなくて、一人頭の面積ですね。法人になった場合の。

産業課長 千田浩美 一人頭に換算しますと、大体3町歩から4町歩位が精一杯かなと思っております。

10番 金一義 はい、議長それは大きな間違いですよ。それは個人の農業の話であって、法人の場合は一人大体10町歩だそうです。それがギリギリの線で10町歩がギリギリの線だそうです。

だからそれを拡大して行くために、例えば10町歩からようするに100町歩までと10人最低10人おらないとだめだそうなんですよ。農業に携わる人ですよ。そうするとなかなかその位の時点では、通年雇用ではなかなか集まらないと、そういう嘆きも聞こえてきております。それに対して、こういう作文書いてあるんだけど、何処までを根底にしてこういう作文を、課長分からないでしょうけども、ここに載ってる作文ですよ、それに対して町の方では、どういう方向でこれ進めて行こうとしてるのか、そこら辺の実効性を聞いてるだけであります。そこら辺教えてください。

産業課長 千田浩美 まず先に先程申しました3町歩から4町歩と言うのは、一人当たりに換算するとということちょっと誤解があったようでございます。実効性に関しましては、今後いろいろなことを考えて行きたいと思っております。例えば町外から県外から転入して来る方等も視野に入れております。

10番 金一義 なかなか的確な答弁にはなっておらないようですけども、そこで先程も触れました。これ町長にお聞きしますけども、地域おこし協力隊の募集というのは、これ農業に関しても、これは農業に関しての丸森町の地域協力隊募集の要綱が出ております。これは地域協力隊というのは、町そのものでお金掛かる訳でなくて、国の方で補助金がありますし、そういう形でこれは農業ということで、限定して募集しているようでもありますけども、前は地域おこし協力隊は取らないんだ、という町の答弁でありましたけども、そこら辺の今現在、こういう時勢ですので、考えがあるのかないのか、まず実行を移さなくてもこういう考えありますよ、とそこら辺あったらお知らせください。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 地域おこし協力隊のご質問は、以前に何人か議員の皆さんご質問されておりますけども、取らないとは言っておりません。取る方向で頑張ると言うことはしております。受け皿を何とするかということなんです、地域協力隊の受け皿をしながら、何に従事していただくかということが、もう一番大事なことでその受け皿がまだ本町で決まっております。農業に従事される方なのか、商店街の活性化、これをはちらぼの皆さんと一緒に取り組んでいただくのか、いろいろそこ辺りはっきり決まっていないがために、なかなか取れない状態です、今、全国的にも地域協力隊、自治体に来るのが厳しい状態です。むしろ、地域協力隊がまた地域協力隊を呼んで、活動されてる地域が大変多いようで、その方向に行けたらなどは思いますけども、考えていない訳ではございません。これから、なかなかこうそこに向かって行けなくて、こうしてますけども地域協力隊は必要と考えております。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 考えておりますと言うことで、この地域協力隊の定着率は日本全国で6割位だそうですね、その地域でね。大体、統計取ると6割位が地域に定着すると、そういう統計があります。そのようなことから、前段でも質問した中で、課長の方から農業云々ということの働き手の改革というのありましたので、このまねではなんだけど、何にそれを募集したらいいのかということと話されているんだけど、この丸森町みたいな形で農業にしたものという形で、これは男女募集しているようですけども、そこら辺まず考えてみていただければ有り難いです。それと次に、我が町の移住・定住の件がありましたけども、これは県の方から私先日頂きましたけども、22年から八郎潟町は報告にありますけどゼロでございます。ですので、声かけは非常に空き家云々とか、移住・定住とかアドバルーンは一杯上がるんですけども、実際のものというのはほとんど出来ていない訳ですよ、だからそこら辺の形を、どうやってこれ考えておりますでしょうか。そこら辺ちょっと。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 移住・定住関連に関しましては、町長の施政方針でも話しましたが、31年度から空き家バンク、これをまずやって行きたいと、それから町単独で移住支援助成金、これを来年度の予算で31年度予算で盛ってございます。これに関しましては、町への移住世帯に対し、当面の生活基盤を確保するための支援そして月額で一人当たり3,000円の支援をしたいと、このように考えております。

10番 金一義 その施策も非常に遅いんですよ、今、他の地域はどんどん先にもう、こういう事業は補助金とか付きましてやっておいて、今年の予算でようやく今、課長話されたようであります。私ら前持って見ておるんだけど、非常にそういうふうな進歩的な、作文のものは非常にこう良いこと書いてるけども、その予算的なものはずっと後からなかなか付けないという感じになっております。

これ見ますとね、五城目の場合は22年から昨年までの移住者は、6世帯の17人です。潟上市が13世帯の24人、八峰町が11世帯の18人、もちろん秋田市は先程あった仕事の関係もあるでしょうけども、236世帯の488人、というのが30年度までの統計です。

三種町は11世帯の19人、井川は1世帯の2人、大潟が1世帯の3人、これはこの近辺の部分の拾っただけでも、こういう形の移住者がある訳です。

でゼロというのが八郎潟町と上小阿仁と後は小坂町、その三つが秋田県で全然ない、ゼロという数字になっております。

これは平成22年から30年までの統計でございます。これ、県の方から頂いた資料ですので、間違いのないと思います。なのでやっぱりこういうものを査定した場合は、いち早くそういうものに取り組んでいただいて、人口減対策に進んで行ってもらえればと思います。

秋田市の場合も、これは移住者向け補助金、非常に人気があるということも新聞に出ております。だからもう秋田市あたりは、桁違うんですよ、30世帯分だとかってあるんですけども、我が町では何世帯分の予算だったのか教えてください。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 取り敢えず1世帯としております。

10番 金一義 1世帯でということ、まあ1世帯でも来ていただければ有り難い訳ですけども、そういう場合、どういう団体に入って、どういう活動して移住・定住を運動されておるのかそこら辺教えてください。

産業課長 千田浩美 どういう団体？

10番 金一義 ようするに、ただこういう予算ここにありますよと言ってもあれでしょうから、八郎潟では、こういうものをやっておりますよって示す場所というんですか、東京の何処だとか。

産業課長 千田浩美 これはまず始めに、この後広報に載せます。その後、ホームページ等などで周知して行く予定です。

すいません。もう一つ、県の方で発行している移住支援施策というのがあります。そちらにも当然載ってくると思います。

10番 金一義 それと何かこう隅をつつくようで非常に申し訳ないですけども、8ページに雇用を創出するとありまして、6次化産業推進事業というのが事業内容として載っております。

だからこれは、何を意図として考えていらっしゃるのか、その大体の考えのまとまりがあるのかなのか、そこら辺のただこれ書けばいいって書いたものじゃないと思うけどもまだ検討してないなら検討していないと、これ誰作った作文かちょっと分かりませんが、我々はやっぱりこれを見てこうだなと思っておりますので、JAさんは確かそこで漬物物やっておりますけども、そこら辺どういう考えでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 6次化に関しましては、今のところ全然進んでおりません。いちばんやりやすいのはやはり果樹があるといちばん6次化産業に取り組みやすいと思っております。

その辺に関しましては、今後の検討課題だと思っております。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 課長今言いましたけども、毎回取り組んでいない訳ではなくて、金さんもお承知のとおり、今町外の方がじゅんさいをやっております。これがもう2年位かな、3年位かな、これが出荷出来るようになれば、それが6次産業化に繋がって行くものと考えております。

す。

まるっきりやっていない訳ではないのであって、この作文とおっしゃいますけども、これも審議された方々がおられまして、その方々の意見を背景に私方も今取り組んでおりますけども、なかなか職員数もいい訳でございますけども、職員数が足りない現状でございます、なかなか手つかずになっているところもございます。本当に申し訳なく思っております。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 そう言うことであるようですので、だから提案ですけども、今JAさんであそこで漬け物をやっておりますけども、あそこで何処にどの位の数量を納品されておるのか分かりません。何をいつ季節的にどういう漬け物をやっているのか分からないですけども、やっぱりあういうのでも声を掛けながら、地場の農家の方々にこういう作物が必要なんだ、というきちっとした我が町として我が町に工場があるのでやっぱりそういうことも目指せばどうなるか、そういうことをやってるかどうか分からないですけども、そういうことも考えられますけども、そこら辺どうでしょうか。

町長 畠山菊夫 金さんおっしゃるとおりで、そういうこともテコ入れしていかなければと思っております。

10番 金一義 それと後、先程あったんですけども企業のようにするに形なんですけども、AターンとかUターンの若者の補助金付けてどうのこうのとあるんですけども、そこら辺の取り組み、職員の方々が大変でしょうけども、そういうことをきちっとした形で専門的な部署というんですか、これについての専門的な部署で専門の職員を配置するような形で出来たらと思うんですけども、ようするに総合計画云々と作りながらもうその時をただ流す、そうじゃなくて、こういうものが出来た段階で勿論職員数は足りないんですけども、特別にこういうものに部署を作ってこういう人間充てるんだからとなれば、どなたもそのものに対しては定数増えても反対はなさらないと思うんですよ、だからそういう職員を採用しながら、ようするにこういう地域振興、八郎潟町地域振興課というみたいな形で、このものに取り組むような姿勢というのは考えられませんか。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本当に金さん言ったとおり、そのようになれば最高だと思っております。今の現状ではなかなか難しいです。

でも、そういう風なことに向かって私方も努力はしなければいけないので、専門員みたいな形で置くことが出来るのかどうか、それも検討して参りたいと思います。

10番 金一義 やっぱりそれは難しいじゃなくて、やれば出来ると思うんですよ、町長がやるとなれば町民の方々は反対する方は誰もおらないと思うので、やっぱり各町村によって小さな町でも、何て言うんですかそういう課がありますよ。

だから東成瀬なんかも総合的な課もあったりして、あそこもやっておるんですけどもだからやっぱり、八郎潟町も何処の課が何をやってるのかというのは一般の方々も分からないですし、我々もその課に行っても誰がやってるのかこれがやってるのかということで、その一人の人間があればこれもあるとこういう形で、どれかが定まらないという形だと思うので、やっぱり焦点を見据えた形で行かないと何年経ってもこれは絵に描いた絵空になると、そこまで言えばあれでしょうけども、結局そういう形になると思うので、やっぱり一つでもそういう形で前持った前に前進したもので進めて行けるように再度考えてもらえればと思います。

それと最後ですけど時間も押してきましたけども、空き家活用というのがこう大きく常に空き家と謳ってるんですよ、それと我が町ではこの中に宿泊ゼロという宿泊施設もゼロということになっておりますけども、その空き家対策というのはどの位まで36条の形で進んでるのか、その今後の見極め、実際はそのただ空き家ではなくて、そのものの本当の活用というんですか、そこまで踏み切れるものの物件等、そういうものがはっきりまずこれはこうだと言うところまで行ってるのかどうか、前からこの空き家問題はもうやってきてます。

だから36条という条例があるんですけども、そこら辺できちっとものを把握してやってるのか、ただあそこにある、ここにある、地主さんがいないので分からないじゃなくてやっぱりこういうものも見極めながら、このものの結びつき、宿泊施設云々とありますよね、空き家活用とか絶対そこまでは進んで行かないと思いますよ。この計画の中に

はようするに空き家活用というのがあるんですけども、だからそのこれは町だけの責任ではないんですけども、司る形の人方としてはやっぱり、じゃあこの分だけ一つ空き家を用してみましようかというような、その計画というものがあるのかどうか、この一軒だけでもね何かに使ってみようというそこまでいっているのか、ただ漠然と空き家、空き家ってやってるのか、そこら辺の考え方、失敗してもいいからこの一軒だけやってみようというのがもし考え方があるのかどうか、ないのかどうか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 あるからこう対応しておりますけども、これまでも議員の皆様にご報告したとおり、使うに良い空き家これが何軒、そして転居頂く空き家これ何軒とお示ししております。そうした中で、これから空き家バンク、これを立ち上げて登録してどういう風に活用があるか、これに向かって行きます。今、宿泊のお話されましたけども、新たに宿泊造るとなるとむしろ大変な訳で、これまでも実績はございません。むしろ今既存でやっておられます営業しております旅館を、うまくこう後継育成していければなと思っておりますので、そういうところにも力を入れていかなければなと思っております。で商店街のお店もそうなんですけども、やはり後継育成というのか今大きな課題でありましてこれに今、町で力を入れて行こうかなと思っております。いずれ空き家バンクを造りながら、何を目標に何に研究して行くかということは考えて行きたいと思っておりますので、どうか議員の皆さんからも色々なご意見を頂ければと思います。

10番 金一義 我が町の発展と、ようするに人の流れをつくるという大きな命題で書かれて交流人口の拡大というのがあります。でするのでその中にもいろいろ苦勞された既存の施設を云々とありますけども、ここには宿泊施設、5年間で1件と謳っております。で駅前さんでは1軒だけありますけども、ようするにこういうのは簡単ですけども、実際に中々もって行くのは難しいと思う訳です。で廃業された方もおりますけども、やっぱりこの町へ来て宿泊がないとなれば、おのずと足は遠のきますし、先程来言われております商店街活性化にも結びつかないと思う訳ですよ、やっぱり人の対流がやっぱり必要だと思っておりますので、そこら辺を重ねて要請しておきます。

議長 村井 剛 答弁必要ですか。

10番 金一義 もしありましたら。

議長 村井 剛 ありますか。
ないようですので、時間も押し迫っておりますのでよろしく願います。

10番 金一義 どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、10番 金一義君の一般質問を終わります。
それではここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。
よろしく願います。

(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。
5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。よろしく願います。
一つ目は、買い物弱者対策に頑張してほしい、はちらぼの経営計画を聞く、であります。

はちらぼハウスとはちらぼ商店は法人の経営ですが、町から補助金が出ていることもあり、また町民の関心が高いので一般質問を通じて2019年度の経営計画を聞きたいと思っております。

2年前の2017年2月に国の地方創生拠点整備交付金第1弾として、県内6ヶ所のうちの一つに選ばれました。交付額は5,608万円。そうして1年後の2018年12月多くの町民の期待とともに、はちらぼハウスとはちらぼ商店が開店しました。

しかし、12月24日付けのさきがけ新聞に「開業1年 遠のく客足」と記事が出まし

た。売り上げが落ちて経営が厳しくなっているという内容です。

もともと地域商店が閉店していく中で、はちらぼハウス、はちらぼ商店が完全黒字化経営になるのは難しいものがあります。

しかし、依然あった地元スーパーも撤退し、車を持たない家庭或いは高齢者などの買い物弱者には大変不便な状況になっています。そこにはちらぼハウス、はちらぼ商店の意義があるのですから皆の知恵を集めて良い方向に持っていきたいものであります。

新聞報道によれば、開店当初の2017年12月には475万円あったものが、1年後の2018年12月には228万円までに落ち込んでいるとのこととあります。

経営を続けるには売り上げを確保するか、或いは経費を切り詰めるか、どちらかしかないのだが、2019年度はどんな経営計画をしていくのか聞きたいです。

新しい工夫をして売り上げを確保していくのか、或いは売り上げが期待できないとすれば経費の削減を図らなければならないのだが、そういう考えもあるのか。売り上げも伸びない、経費も落とせないとなると、町の補助金を頼るしかないのだが、その方向でいくのか。

このことについては、町民の関心も高いので話題になります。町の予算査定の中で聞き取りしていることと思いますので、はちらぼハウス、はちらぼ商店の経営計画をお聞かせください。

ところで私なりの提言をしたいと思いますが、はちらぼハウス、はちらぼ商店は買い物弱者対策ということがねらいであります。確かに私の近所の方も毎日買い物に行きますから、そういう方々が来ているようにも思います。

しかし、「店に買いに来てください」というやり方を一歩進んで「店に来なくても届けますよ」というやり方を試験的にやってみてはどうでしょうか。現在も配達はやっていますが、それは買った品物を届けるだけです。私はそれにプラスして「食事配達」も売り上げ増加に結び付くのではないかと思います。食事時間前に自宅へ暖かい「食事」を届ける試みはどうでしょうか。

これだと店に足を運ばなくてもいいし、自宅での調理の手間も省けて高齢者、買い物弱者に便利です。高齢者世帯に写真入りのパンフレットを渡して注文は電話で受けるというのはどうでしょうか。人気が出れば全町に普及できると思います。

「生協さん」や「JAさん」も配達していますが食材だけです。

このやり方は経営というよりは福祉事業に近いものですが高齢者、買い物弱者には良い方法だろうと思います。

採算は厳しいと思いますが、福祉的な面もあることですから、今迄の補助金を福祉事業委託料として名目を切り替えると、見かけ上の補助金は減ります。

またはちらぼ商店に果物、野菜を集約させて、今のはちらぼハウスに無料休憩スペースを多くしてはどうかと思えます。

このモデルは鹿角市毛馬にある「ふれあいの駅まちや」です。誰でも気軽に入れてお茶を飲んだりカレーやうどん、コーヒーなどの軽食、喫茶もあります。

はちらぼハウスに人の集まりを作って、一日市商店街の人の往来復活を図れないかというのが、私なりの提案であります。

商店街、商工会も振興策を考えていると思うのですが、連携を取りながら頑張っしてほしいものであります。

世間では買い物弱者対策といっても、自分の身にかかわりなければ無関心です。車で五城目町や井川町の大型店でまとめ買いをしてるのが大方の町民だろうと思います。

大型店は品揃えが豊富で価格も安く買い物自体も楽しいです。消費者がそれを望む限り商店街にはお客が遠のきます。

しかし大型店はバキュームカーのようなもので地域のお金をごっそり吸い取って東京へ持っていってあげます。地域には何の還元もありません。地域が潤うという発想はまったくありません。営業が思わしくなければとっとと撤退していきます。

もしそうなれば残るのはさびれた商店街と買い物難民です。地域はすたれていくだけです。そういうこともあり得るのですが、今は誰も気に留める人もいません。真剣に考える人もいません。いまが良ければそれで良いだけです。

しかし町を預かる者は町民のしあわせ、町民の未来を常に考えないといけません。

はちらぼハウス、はちらぼ商店は厳しい状況ですが、なんとか頑張っ一日市商店街の核になってほしいと思います。以上が一つ目の質問であります。

次に、二つ目の質問に入らせてもらいます。二つ目の質問のタイトルはカラスの糞害対策の解決事例ということとあります。

私が住む11区・12区・13区のカラス糞害対策の解決事例をお知らせします。

一昨年は当地区にもカラスが飛来し糞害がありました。これにいち早く対処したのが13区町内会です。町内会長さんが東北電力に電話して対策を要請しました。

何ヶ月かたって工事車両が来て電線に加工を施しました。電線の上にさらに細い線を

つけてカラスが止まれないようにしたものです。あるいは丸い環を長く取り付けたりをしています。

それまでは軒下においた赤い乗用車が、糞害で真っ白になることがたびたびありました。それ以降はなくなりました。

また、12区町内会でも夜歩くと電線の上からカラスの鳴き声がギャアギャアと聞こえ、ボタボタと糞の落ちる音も聞こえて、いつ被害を受けるか心配で歩けるものではありませんでした。

でもこれも12区町内会長が直接東北電力に電話して対策を要請しましたら、後日工事車両が来て工事をしていただきました。それ以後カラスは来なくなり被害はありません。このような事例がありますから、今後町内会長会議で紹介していただければよいと思います。

昨年暮れに、一日市地区を歩きましたら安田新聞店のあたりから児玉内科医院前の歩道もひどいものでした。

また役場前の県道沿いもひどいものだと感じております。一番地域の事情を知っているのは町内会ですから、東北電力の対応窓口を教えてあげて、被害状況の説明、工事場所の説明、工事の時期の希望、現場での立ち会いの有無など連絡すべき事柄を教えるやりながら、自分達の地域は自分達できれいにする行動力と意識を持つことが大切だと思います。カラスは食べ物を探しに来るという理由もあるそうですから、ゴミの出し方の再検討も合わせて各町内会に対応することが私は一番良いと思っています。

八郎瀧町でカラスの糞害がある場所は一日市商店街が一番ひどいようですが、その他にも全町ではどこに被害があるもののでしょうか。町にもカラスの苦情や対策の要望が来ていると思いますが、実情を教えてください。以上が二つ目の質問です。

以上よろしくご答弁お願いします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えいたします。

八郎瀧町では「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を将来像にかかげ、町民の集結と創造による新たな力を生み出し「住みたい町、住み続けたい町」の実現に向けて、町民の皆様とともに取り組んでいるところであります。

その事業の一つとして町民で組織された「NPO法人はちらぼ」が上町商店街にあり、まちづくり活動センターを拠点として、町の元気を商店街から発信するべく、商店街活性化事業を中心として活動中でございます。

収益部門に関する事業は1年を経過したところですが、経営に苦慮しているのは周知のとおりでございます。

さて、ご質問の2019年度の経営計画についてであります。重点となる販売促進計画については、次のとおりであります。

一つ目は、石井議員ご指摘の弁当の配達強化。町内会など各種団体からご利用いただき、高評価もいただいていることから、これを一つの目玉とし、福祉向上の観点からも独居世帯や企業へのアプローチを行う。

また、全スタッフによるオールセールス配達を行い、買い物弱者対策にも資する。

二つ目は、会員の拡大と情報発信の強化。町民の皆様の理解と協力を得るために、会員を増やす努力をする。また、併せて商品やサービス品の定期情報の発信を行い、皆様により親しまれる商品を目指す。

三つ目は、町内事業者との連携による商店街活性化への取り組みの強化。商店街に人の流れをつくり、各商店の魅力向上にもつなげるため、商店街の皆様とプロジェクトチームをつくり、その積極性を図る。

四つ目は、販路拡大。町民福祉向上の一つとして店舗未設置地区へのアプローチ、駅待合室や田んぼアートでの販売が可能かについて検討するなど、以上が2019年度の経営計画となっております。はちらぼは当初想定した売りに大きく届かないという厳しい現実と直面し、かつまた非営利等収益事業体であることから、法的な管理や届け出など、想定外の事案が多発し、加えてスタッフの退職などで急務となっていた経営再建になかなか向かえなかったように感じます。

1年を経過し一つ一つの事業、課題を解決しながら初期の目標の達成に全力を傾注しなければなりません。そのためにはまず、仕事の仕組み、体制などを改善し余力を確保しながら確実に成果を上げ、石井議員が言われたとおりなんとか頑張っただけで一日市商店街の核になってほしいと願っております。

次にカラスの糞害については、地域や時期によって、町民の方々が悩まされております。このことは以前の一般質問にもありましたが、その答弁と一部重複しますので、ご理解願います。

毎年町内会長会議では、電柱に止まっているカラスの糞害対策要望があります。特に多いのが一日市商店街を抱えている町内会でございます。

町としても施設を管理する東北電力株式会社に対して、その対策について要望をしております。現状の対応については、石井議員が述べられた解決事例のとおりで、町としても承知しております。

町内会長会議においても私有地等個人で糞害を受けている場合は、電力で現地を確認して対応することで説明しております。

次回の町内会長会議からは、町からの連絡事項にも記載し周知してまいります。

なお、町から電力への糞害対策要望については、道路・歩道など広範囲におよぶ場合、その対策は困難である旨の回答でありましたが、今年度も一日市商店街の糞害状況説明とその対策を1月上旬に要望した結果、予算の範囲内ではありますが計画的に実施する予定であるとの回答でありました。

後日その計画内容は示されると思いますが、一日市商店街全域ではないとのことで、引き続き要望をしております。

また、一日市商店街及び一部地区においては、都合によりゴミ箱を設置できない集積所があります。

カラス被害を少なくするための「適正なネット張り」「ネットに収まらない状況は極力無くする」「収集日及びゴミを出す時間の厳守」など町内会で可能なルールづくりも必要と考えております。ということで答弁ですけれども、東北電力から今年度と来年度に分けて、実施する計画が先程きましたので、後で議員の方に説明して参りたいと思います。

議長 村井 剛 はい、石井議員。

5番 石井清人 再質問させてください。まず、はちらぼの件ですけれども、はちらぼハウスとはちらぼ商店ですね、民間のお店やさんが撤退している現状で、じゃあ、はちらぼハウスとはちらぼ商店が黒字になるかという、これはまずもう難しい話です。

ただ、その赤字なんだけどもどの程度の赤字幅であれば、町民も納得するかという程度の問題だろうと思います。黒字で儲かるというのは民間が出来ないんだからはちらぼも、それでまず今回2,500万置いたんですけれども、だいたい月々いくらの売り上げを想定して全収益がいくらになったのか、そこちょっと教えてください。

でそれでも経費がそれを上回っているから、不足分の2,500万を補填したと、こういうことだと思うので、月々の売り上げはいくらを想定して年間売上高をいくらにしているのか、そこちょっと教えてください。

それからもう一つカラス被害ですけれども、町が要望して今年度、来年度電力さんやってくれるということで、大変良かったんですけども、これは例えばこのカラスであっても勝手に捕まえたり、殺したりすると鳥獣保護法に違反なるのか、あるいはそうだとすると有害駆除という手続きを取って、なんとか駆除するという手続きでやれないのか、そこ辺りの法律的なところ、もし分かったら併せてそのところ教えてください。

お願いします。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 はちらぼの31年度の一ヶ月当たりの売り上げの計画でございますけれども、だいたい260万円位を見込んでおります。

議長 村井 剛 一ノ関町民課長。

町民課長 一ノ関一人 カラスの駆除についてですけれども、これについては有害鳥獣駆除の許可が必要となります。それでその場合は農産物の被害、それから糞害等についても該当となります。それで申請して許可をもらってから、その駆除対策をすることになります。以上でございます。

議長 村井 剛 石井議員。

5番 石井清人 有り難うございます。あの何回も言うようなんですけれども、はちらぼの経営は厳しいようなんですけれども、町民の買い物弱者対策と福祉的な面もあるし、何とか頑張ってもらいたいと思います。

それからカラスについては、有害駆除でやれるというんですけども、町中で鉄砲撃つ訳にもいかないし、捕まえる方法といっても難しいので、ま難しいようなんですけれども何とか電力さんに要請して、住み良い町づくりをお願いしたいと思います。以上で終わります。

どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 1番の小柳です。この3月定例会で一期目の折り返し地点からの再スタートとなります。この度の31年度予算を拝見いたしました。私が隔年一般質問の場で意見、提案したものが少しずつではありますが、盛り込んで頂けたこと、予算化されたことに感謝申し上げます。
形となったことで議員としての議員冥利というものも改めて感じました。今後も質問を通して町を一步でも前へ動かしていくためにも、一般質問の場にして行きたいと考えております。
本日は子育て世代の一人として、四つの話題でお話させて頂きたいと思っております。
なお、一問一答方式で通告しておりますのでよろしくお願い申し上げます。
一つ目は結婚祝い金交付条件の緩和を、という話題でございます。先月の2日に八郎瀧町主催による、合同厄払い・還暦祝いに四十二の一人として参加させていただきました。自治体が主体となって開催している事は、周辺自治体を見回しても少なくなってきましたので、開催していただいた当事者の一人として、当局または教育委員会に対して、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。
さてその厄払いに於いては、久しぶりにたくさん同級生と会えたことが、何よりの楽しい時間となりました。大半は中学校の思い出話を中心でしたが、近況等を語り合ったりしていた中で結婚生活や結婚観についても話が広がりました。
そこで町の結婚祝い金の話題が一回だけ出ました。それは「45歳までに結婚しないと」という類の言葉でございました。
私も一瞬考え、これは「結婚祝い金の話題だな」と感じましたが、改めてこの話題に向き合う必要性を感じました。
この要綱が造られたのは、平成22年でありますので、結婚に対する一般的な世の中の流れ、いわゆる晩婚化という現状は、当時とさほど変わらないものだと踏まえて、お伺いいたします。
この結婚祝い金第2条にある「両者45歳未満」とした経緯や理由をお聞かせください。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
八郎瀧町結婚祝い金交付要綱では、「若者の定住促進と出産による少子化対策を講じて町の活性化を推進すること」を目的としております。この事業の趣旨から年齢制限を設けたものであります。
この年齢要件を何歳にするのか、意見の分かれるところでありましたが、最終的に出産年齢を考慮して、第2条に支給要件として「両者45歳未満」と定めた経緯がございます。

1番 小柳 聡 はい、まず一番大きなところは、出産年齢というところをお伺いいたしました。私の周りにも結婚を諦めていない45歳以上の先輩もいますし、45歳という年齢条件の引き上げを検討いただきたいたいというのが、まず一つでした。
また、この両者というフレーズは現代社会に於いて、ちょっと少しハードルが高いのではないかなと考えてるところでございます。
例えばここに一文を加え、または50歳未満の男性と40歳未満の女性、いずれかに該当するなど、こういった文面を加えて柔軟に対応できないかなと思うんですけども、この年齢引き上げの条件の緩和に、設定していただけるかどうかお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 議員述べられたように両者同一年齢要件については、議論が分かれるところでしたが、この支援事業の目的は前段でも述べましたように、若者の定住促進と少子化対策であり、年齢要件のハードルは高いとは思っておりません。
このことから年齢要件の引き上げについて、今の段階では考えておりませんが、議員言われたように晩婚化傾向にある状況を踏まえ、もしかしたら必要に応じて検討する時期も来るのかなとは思っております。

1番 小柳 聡 是非、早い段階で検討していただければと思います。私自身の考えではですね、この

ような条件緩和というのは、先程の金議員の答弁で去年の結婚が十組ということもございましたし、条件を緩和したところで、財政負担があまり増えるとも考えておりませんし、かといって人口移動に繋がるところでもないんですけども、町として今後、結婚に対して柔軟な考え方を持っている八郎瀧町だなという風に思っていただけではないかなと、そういう風に思ってこの度の提案をさせて頂きました。

まずは、ここはご検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に認定子ども園について、という話題でお話させて頂きたいと思います。小中併設校、そして幼保連携型認定子ども園の開園まで、一年に迫ろうとしております。

そんな中で今年の12月に、認定子ども園に対する保護者向けの説明会がございました。私自身は末っ子が来年度で保育園を卒園するということもあり、おそらくこの認定子ども園には、私自身お世話になることはないのですが、子育て世代の一人の人間として、興味深く拝聴させて頂きました。

利用する方々にとっては一番気になるであろうお金の話題に関しては、説明の中でも1号認定、これはいわゆる「幼稚園利用者」に対しては利用者負担が増える可能性もあるという説明もございました。

ただ、幼児教育無償化の動きがあった際には国の動向を見極めて検討するという記載もございましたし、実際に最近その話題が報道されておりましたので、利用料金の話題は割愛させて頂きます。

私自身、説明会でクリアになった部分があれば、まだ疑問符が付く話題もあつたりしますので、そういったところを教させて頂きながら、質問を進めさせて頂けたらと思います。説明会資料による「職員体制の説明で開園後2年間は幼稚園の先生を子ども園に派遣し、人事交流をして相互理解を深め円滑な円運営に努めます」という記載があつたことから、実際に参加された方から相談を受けたので、お伺いしたいと思います。

2年後以降の幼児教育は職員体制が変わっても、維持出来るのかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 村井 剛

江島教育長。

教育長 江島廣

小柳議員のご質問にお答えします。

基本的な考え方として、こども園開園後2年間は、現幼稚園教諭をこども園に派遣いたします。

2020年度は園長も含め4名、2021年度は2名の派遣としております。このことは、こども園で学ぶ3歳児から5歳児までの教育・保育を軌道にのせるための施策として、保育者が現保育園において、今まで行ってきた保育とはまた違った教育・保育方法の工夫改善を積み重ねながら、研修実践できるように、現幼稚園教諭と共にKTで園児にかかわるという施策です。

また、30年度、31年度の2年間は、県の幼保推進課から認定こども園に移行するためのサポート事業を実施しており、保育園と幼稚園、福祉課と教育課で指導を受け、研修しているところです。

開園後は公私が連携して、認定こども園での幼児教育が保護者からのご期待に応えることができるように努力してまいります。

1番 小柳 聡

今の30年、31年度のお話は伺ったんですが、32年度以降の体制というものを、じゃあもう一回お伺いさせてください。

教育長 江島廣

先程申し上げましたように、32年度は4名の派遣でございます。

いわゆる2020年ですね、次の年2021年になりますけども、二人の派遣でございます。

教育・保育の内容につきましては、今いる幼稚園の教諭と保育園の教諭がお二人で1クラスを持つというKTの形で、二人でいわゆる教育・保育をすると、そこで現在の保育園とのいわゆる保育と、幼稚園で行っている教育関係のところは、かなりの違いがありますので、保育園の先生方にその辺りを研修、学んでいただくという施策であります。

で21年度にはご退職の方もおりますので、うちの方の職員ですね、でもう2名派遣して残ってる先生2名派遣して、3クラスありますから一つの学年は、保育園の先生が2名で指導、二つの学年については幼稚園の先生と保育園の先生2名で一つずつのクラスを指導、という風な体制を取っております。

その2年間で何とか今いる保育園の先生方が十分研修して、それ以降は保育園の先生方で補っていくという体制で指導していくと、当然30名前後になりますので、先生方は二人入る予定で保育園さんの方にはお願いしてございます。

議長 村井 剛

はい、小柳議員。

1 番 小柳 聡 丁寧なご説明で、ようやく把握しました。
まず、一端整理しますとですね、1号認定いわゆる幼稚園利用者においては、土曜日預かり、土曜日の預かり保育は出るのがメリットとだと考えても、延長保育は16時まで短縮、夏休みや冬休みがあるということでございます。
2号認定いわゆる保育園利用者は、夏休み、冬休みも見て頂けるという事実もございます。料金体系が違えば、それぞれ納得していただいて選択していくものと考えますが、無償化となった場合には、保護者の感覚としてどうせなら2号でお願いしようか、と考えてしまう可能性があると思いますので、そこも確認の意味でお伺いいたします。
無償化になった場合も1号、2号と設定していくのか、というところをお願いしたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。無償になっても1号認定と2号認定に分かれます。1号認定になるか、2号認定になるかは、家庭における子育てにかかわる状況の審査がございます。基本的に今までの保育園への入園条件と変わらないものと思っております。2号認定につきましては、ただ、1号認定は今までの幼稚園での一日とは活動の時間帯、特に預かり保育の部分が変わることになります。夏休みや冬休みがあつてお家で過ごさせたい家庭もあるかと思われまして、です。2号認定になれるけれども1号認定にさせてほしいというのは、保護者の考え方に委ねられるということになります。以上です。

1 番 小柳 聡 今何故このような話題を出したかという、今までちょっと共働きの家庭での幼稚園に入れていた家庭がございました。見受けられました。それでも幼稚園に入りたいという家庭があつたので、今回、無償化になった場合は2号にした方がいいのではないか、という動きもあるのかなと思つて、この質問をさせて頂きました。
まずは、今までの納得しましたので、次の方に進めてまいります。
この他に不便さを感じる点として、たくさん声を頂いているのが園舎が二つに分かれているという点であると認識しております。
その中で保育園利用者からの声で多いのが、布団への対応でございます。保育園舎に登園して、登園する流れの中で午後睡眠に関しては、幼稚園舎で午後睡眠をするという形態となっていることが、利用者にとってはどのように対応するのか、というところを知りたいという声が多いのが現実でございます。
布団への対応はどのように考えているのか、というところを改めてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長 江島廣 現段階では、まだそのことに関しては確定しておりません。
保育園側では保護者が困らないように相談して進めていきたいというお話をしておりました。
その件の具体につきましては、今いったように布団のことですね、月曜日の朝は現幼稚園に布団を直接搬入し、終わりの金曜日の帰りは、回収するなどの対応になるのではないかなという風に、私自身想像してやり方としては、問題なのは他の曜日はあまり関係ないですけども、布団の方がある訳ですよ、でディリープログラムというのがありまして、1号、2号、3号のディリープログラムがそれぞれ立てられます。
まだ保育園側の方からの、2号認定についてのディリープログラムのはっきりさせた物をまだ頂いておりません。検討中だとは思いますが、基本的には7時頃に保育園さんに希望の方は、一応行きますね、布団を預けて云々となってきまして、やはりそうするとバスで移動する時に、布団までは入らないという状況が出てきます。
なのでそこは、布団は幼稚園さんの方に何とか運んでもらうと、金曜日の帰りは幼稚園さんの方に取りにきて頂くと、で子どもさんにつきましても8時半過ぎ辺りに保育園から幼稚園の方にバスで移動して行く訳ですので2号認定の方は、その時まで保育園の方で過ごしていただいて、それから移動という形になってくるものと思われまして。
このことについての本当の煮詰まったところは、保育園さんの方で保護者の方とそこ辺りの相談を十分煮詰めてから、確定されるものと思われまして。
ディリープログラムの在り方につきましても、協定で一応結びます。こういう風にやりましたよという風なこと、そこがまだはっきりしていませんので、今は協定がまだ

途中で止まっているという段階ですので、その辺りご理解していただきたいと思います。

1 番 小柳 聡 まだじゃあ協定が出来ていないということで、まあこれはちょっと提案ですけども、月曜日に関しては、幼稚園に布団と一緒に子どもも送ってしまっ、もちろんバス移動もあると思うんですけども、子どもが何人来てますというところをまず連絡して頂いてやると多分結構スリム化になると思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

教育長 江島廣 私らの提案はそういうことなんです、ですが分園になった時に保育園さん側の保育園での受け入れ、それから幼稚園での受け入れなどとした時に、職員のその数といいますか、そこ辺りが分園ですので両方やることは厳しいというお答えを頂いております。ですので、7時頃に保護者の方が保育園に行く人と、幼稚園に行く人がいた場合に、今ある場所ですね、行く場合に両方にその受け入れる方がいないとだめなんです。でそこは町の職員じゃなくて、いわゆる法人の職員になるんですよその部分の動きというのは、そこ辺りのところは今のところ保育園さん側で二つの方に、両方職員を置くということは非常に難しいという、そういうお答えを頂いておりますので、そこ辺りも含めながらですね、今言った具体的なディリープログラムを検討していくという状況であります。分かりましたでしょうか。

1 番 小柳 聡 今これからちょっとお伺いすることも、もしかしたらまだ決まってないかもしれないんですけども、保育園に通う保育園利用者の話では、説明書の中では9時にバス移動で幼稚園舎の方にあるという風に記載がございました。実はですね、今、八郎瀧保育園に私自身の子どもが通ってるんですけども、以外と9時以降に登園する方も中には見受けられます。そういったことも今後ルールを設定していくと思いますけども、病院とかに行って遅れるという事例もあるかと思っておりますので、そういった場合のマニュアルというのは、ある程度出来ているのかどうかを、ちょっとお伺いさせていただきます。

教育長 江島廣 基本的には8時40分頃、今の基本的な考え方ですよ、これ時間のずれがあるかもしれませんが、8時40分頃保育園の方から幼稚園に向かって、いわゆる2号認定を運ぶということになっております。いわゆる午前中の授業の始まりを何時にするかによって、変わってくる訳ですけども今のお話の中で9時以降に登園する子どもさんもしらる、という風なことなんですけども、これはあくまでも子どもさんのそのご家庭のご都合によるもので、認定子ども園になった時に、始まりの時間を設定しますよ。例えば、9時15分から始まるとか、9時半から始めるとか、それはこれからの両者の話し合いで決まる訳ですけど、その時間にはもう教育、保育が始まるという感覚で考えていただかないと、当然、病気その他でお医者さんに行くとかで、遅れて来る場合はあり得ることだと思います。それは直接幼稚園さんの方に保護者の方が運ぶということになります。ただその前の段階で、バスの方で答えてよろしいですか。バスの運行につきましては、基本的な考え方として、今までの幼稚園と同じ1号認定の方のバスで地域から運んで来るその時間帯は同じです。それからそれをやりまして、その後保育園の方に2号認定を迎えに来るという形になるんですね、午後の場合は2時に一応終わる形になりますので幼稚園型の方はね、そこで送るということになりますよね。で預かりの方は、多分何人か希望すればある訳ですけども、それは4時までとだいたい決めてあります。4時頃になりますと、いわゆる2号認定の方が幼稚園におりますので、そこからバスでまた保育園さんの方に2号認定を運ぶ、というそういうところまではきております。そこまではまず、やや話がまとまっております。

1 番 小柳 聡 まずは決まっているところと、これからのところあると思いますので今後保護者の声を頂きながら、より良い認定子ども園にすべく、私もこの問題を持っていきたいと思っております。また今後もよろしくお願いたします。次に児童・生徒の集団フッ化物洗口を実施する予定は、という話題でお話をさせていただきます。子どもたちの虫歯予防についてですけども、今回は主にフッ化物洗口というキーワードでお話をさせていただこうと考えております。そもそもフッ化物洗口とは何のこと？というところから説明しますと、歯を強くする成分（フッ化物イオン）というものを含む溶液でぶくぶくうがいをする虫歯予防法で

ざいます。飲むガラガラうがいではないということです。

秋田県は虫歯の多い県と言われておりました。大人に至ってはまだ虫歯保有率全国平均を上回っているのが現実でございます。

80歳で20本以上の歯…と謳っている8020運動に至っては、達成率として約2割というデータもございます。現状は残念ながら60歳の時点で20本あるかないかといったところだそうです。

秋田県全体で見ても、以前は子ども達の虫歯本数は、全国平均よりも多かったのですが、12歳児を対象に平成19年度から28年度にかけての、この10年間で虫歯本数は2.5本から0.8本まで減小し、全国平均を下回るまでになったそうです。

この大きな要因になっているのが、フッ化物洗口ではなかるうかと私自身は推測しております。

同じ期間で見ても、秋田県の幼稚園・保育園・小中学校にてのフッ化物洗口の実施人数は5倍以上に増えているという事実もございます。

また予防医療としても、費用対効果も実証されつつあるということも踏まえて、八郎潟町として、学校単位で集団フッ化物洗口を実施する考えはあるのか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 江島教育長。

教育長 江島廣 はい、お答えします。今まで本町では、幼稚園の5歳児だけが週4回フッ素洗口を実施しております。

小・中学校でなぜ実施してこなかったかという点、第1点はフッ素洗口に対して、歯科医師会では、虫歯予防という観点から、大変効果があると推奨しております。

また虫歯予防という観点とは別に、誤って飲み込んだ場合に健康上問題があるという設も根強くございます。

学校で実施することに、教職員組合からは、児童・生徒の安全面の配慮として実施しないでほしい、という要望が以前から各地教委にきております。

この件につきましては、教職員の手で児童・生徒に絶対安全だと確信のもてないフッ素洗口を施す行為につきまして、問題があるという考えのものと思います。

第2点は、現在の小学校で実施するためには、水道蛇口が足りなくて、一斉にぶくぶくいがいをするのができないため、本町では実施するまでに至っておりませんでした。

本町の児童・生徒のう歯率は、近隣市町村に比べると、低い数値にある、と学校歯科医からお話をいただいております。もしかすると、幼稚園でのフッ素洗口の効果の現れとも思われます。

ちなみに、町では2歳から5歳までの幼児に、年3回までのフッ素塗布を無料としております。

しかし近年は、家庭環境が変化し、保護者の方がわざわざ勤めを休んで子どもの虫歯予防のために、歯科医に出向きフッ素塗布をする暇がなくなってきている現状がございます。

そのことも含め、中学校改修で各階に水飲み場を増やすことにしていること、昨年、県の健康寿命日本一を目指す、という目標が掲げられたことに伴い、県と保健課からの要請もあり、併設校となる2020年度には、実施予定と回答してございます。

1番 小柳 聡 2020年度に実施するというお答えをいただきましたので、実はこれ小中学校に限ればですね、小中学校としてやっていないというのは、来年度、潟上市も実施することが決定して、小中学校などの実施自治体が八郎潟町だけになるということも、お伝えしたかったんですけども、2020年度実施という内容を伺いましたので、これはじゃあ小学校に加えて、中学校も実施をするのかということも、ちょっとお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 今のところは、そういう予定としております。

1番 小柳 聡 はい、有り難うございます。私も3人の子どもがいて、うちも3ヶ月に一回程度フッ素塗布をしておりました。今後町で全校実施していくのであれば、この回数も減るのかなというところを感じております。

家庭環境によっては、虫歯予防に懸ける時間が少ないというのは、教育長も今おっしゃっているように、少ない家庭もあると思いますし、本人の意識も含め家庭環境に関わらず、これは地域全体で予防できることでありますので、やっていただくのは健康格差の縮小にも繋がると思います。

それで実施する場合のフッ化物洗口の調合といいますか、調整ですかね、どのように

対応するのか、というところをお伺いさせていただきます。

教育長 江島廣 2020年度の実施のしかたの具体については、まだ相談してはございませんけども実施に至った場合は、教職員の手を患わずことのないよう、契約する歯科医には調査をお願いすることや、児童・生徒個々に紙コップなどの容器がその都度配布され、時間をかけずに行える方法で、と保健課にはお願いしてございます。
加えて、保護者から当然のことながら、同意書を頂いてからの実施といたします。強制ではございません。

1番 小柳 聡 今、養護教諭とか学校でやるのかなと思っていたところもございますので、ここが実は私の判断基準が難しい点だと思っておりました。財政的な余裕があれば、薬局に依頼するなり、それを学校に配布という形もありますし、余裕がない自治体においては、現実的に学校の養護教諭に任せる、というところも多いと認識しております。
養護教諭に依頼するとしても、薬剤の保管の問題、ましてや今併設校として動きだす中で、養護教諭に任せるというのはちょっと無理があるのかな、と思っていたところで今実際に井川義務教育学校では、今年度まで養護教諭の方でその調整をしていたそうです。

ただやはり、養護方また責任の所在が曖昧になるということから、今年度は養護教諭ではなく、来年度からは町の保健婦さんが作成する形に変更するそうでございます。

八郎瀧町も実施する場合も、私もこの方法が良いと思っていたのがありますので、これは質問ではなく、このようにやって頂きたいなというところを、お伝えさせて頂きだけに留めておきます。

やっぱり、歯は食べるために必要であり、食は健康に通じます。歯を健全な状態に保つことは、全身の健康を維持していくための基礎とも言えると思います。口腔崩壊が起きれば集中力もなくなり、学習意欲も低下してしまうと思います。

口腔ケアは虫歯や歯周病予防のみならず、健康に生きる意欲の向上に繋がり、引いては健康寿命の延伸にも寄与するものだと思いますので、積極的に今後進めて頂きたいと思います。ということで、次の話題に移ります。

小学校のボイラー故障に伴う来年度の対応について、というお話をさせて頂きたいと思います。

2月1日、八郎瀧小学校のボイラーが壊れた連絡が保護者に入りました。この寒い時期にどうなってしまうのだらうと、心配した保護者が多かったと思います。

その日のうちに石油ファンヒーターをかき集めるなど、迅速に対応頂いたことには、保護者の一人として厚く御礼を申し上げたいと思います。

私も授業参観で2月15日みに学校にお邪魔しましたが、各クラス複数台のファンヒーターを準備して頂いておりました。

そのおかげで寒さはあまり感じずに過ごせたと思います。

八郎瀧小学校校舎が現校舎としての役割を終えるというのが、来年度いっぱいというタイミングでもあり、ボイラー修理に多額の費用を拮出するという事は、現実的ではないかもしれません。

ただ今期は暖冬ということもあって、この度の緊急的な対応で乗り超えられたと思いますけども、もしかしたら来年度は大寒波がやってくるかもしれません。

そこでまずはお聞きしたいと思います。現状の対応策で危険性はなかったか、また来年度に向けて具体的な対応策は検討しているのかも、合わせてよろしくお願ひいたします。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。

まず始めにこのような事態に陥ってしまい、児童や保護者の皆様には多大なご心配やご不便をおかけしておりますことを、町の教育行政を担うトップとして、深く陳謝申し上げます。大変申し訳ございません。

今回のボイラー故障時点での対応につきましては、準備できるものとして、やけどの危険が少なく、教室にはファンヒーターを各3台ずつと、廊下等にジェットヒーターを設置し、現在にいたっております。

ただし、空気環境は決して良い状態とは言えませんので、室内の気温は下がりますが、換気は必須となっております。

合わせて次の具体的な対応云々とありましたので、お答えしてよろしいですか？

行政報告で町長の方からもお伝えしましたが、今年はこれとして、来年度は違った形で対応しなきゃいけないという風な考え方であります。

財政とも相談しながら、今後の具体的な対応策を考えてまいりますけれども、児童及び教職員の健康面と安全面を最優先することを基本に、対応したいと考えております。現時点でボイラーを交換することは、考えてはおりません。多額の費用を掛けてボイラーを直したとしても、教室までの配管の状態、これも老朽化しておりますので、配管そのものが、送られてくるその蒸気が圧力に耐えられるかどうか、保障がないからでございます。

来年度は安全で安心して、学習活動ができるように各教室の空気環境に配慮した形で冬場を過ごさせるようにしたいと考えております。

まだはっきり言えませんが、一応の案は持っております。ここでは言いませんけど、よろしくお願ひします。

1 番 小柳 聡 質問も少し若干困りますが、まずじゃあ寒さ対策に加えて、毎年そうなんですけれどもインフルエンザ、これはファンヒーターの特性としてやはり空気が乾燥しやすいことが懸念されます。

毎年インフルエンザが猛威を奮ってることを考えれば、ここにちょっと手を当てて頂きたいと思ひまして、寒さ対策に加えこのインフルエンザ、いわゆる加湿対策をして頂けないかなというところを、ちょっとお伺ひさせていただきます。

教育長 江島廣 毎年のことですがけれども、保護者には児童生徒への予防接種の実施依頼と、うがい・手洗いの励行をお願いしてございます。

現在はのどが乾燥しないように、マスクの着用あるいは水筒の持参を各家庭にご理解とご協力をお願いしてございます。

加湿器は現在小学校に11台ございまして、保健室と普通教室に各1台ずつ設置しておりますが、特別教室すべてまでは行き渡っていない状況となっております。

今年度の状況を考えまして、来年、もし他の特別教室にも若干必要だという風なご要望があればですね、調整等で措置して行きたいという風に考えております。

1 番 小柳 聡 はい是非ですね、八郎潟町の未来を担う子ども達に、出来る限り安全で安心かつ、そして学びやすい環境を整えて頂きたいということ、最後にじゃあお願いして私の一般質問を終えたいと思ひます。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、1 番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に、2 番 柳田裕平君の一般質問を行います。2 番 柳田議員。

2 番 柳田裕平 柳田裕平でございます。本日、私質問の項目をNPO法人「はちらぼ」についての一つだけでございます。この件につきましては、昨年の12月辺りから私の方に、だいぶ町民からいろんな声が掛かりました。

特に一番きつかったのは「おみやだ何してらじや」とこういう風な言葉できつい言葉が結構ありました。

でその中でも多かったのが、「まず、んみやだ早く何とかがひでや」とこれが一番多かったようでございますので、その考え方で今日質問をすることにいたしました。よろしくお願ひいたします。

今日は項目一つでございますので、一問一答式で、4項目に分けて質問させていただきます。

4項目ですが一つ目が、厳しい船出になったその原因は何か、要因は何かでございます。それから2番目が売り上げ不振の改善策はどのように、ということでございます。

3番目が今後の道筋はどのように、そして4番目が新年度の「はちらぼ」関連の予算はどのように、という4項目でお願ひをいたします。

先程来ご質問もありましたが、今日は4名の方がこのはちらぼに関して質問をすることになっておりまして、私が3人目であります。答弁もおそらくだぶるところも結構あると思ひますが、そこら辺は当局の方で要点のみに、という形でも結構でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは質問に入ります。NPO法人「はちらぼ」は、町主導で立ち上げ支援をしている団体ですので、責任ある立場としての町当局の考えをお伺ひします。

昨年の12月定例会では、売り上げ不振によるNPO「はちらぼ」への補助金735万円の追加補正予算が提案・承認されました。

同じ12月に、先程も言いましたが魁新聞で「はちらぼハウス・はちらぼ商店、開業1年、遠のく客足」との見出しの新聞報道もありました。

また、NPO法人の理事長が町広報1月号の「はちらぼ通信欄」で、昨年は厳しい船出の年でした、とも言われておりました。

私はこの「はちらぼ」については、10年から20年先の町の将来を見据えた重要な施策である、との町当局の考えを理解して、そして大いに期待をしている一人であります。

しかしながら、12月の新聞報道があつてからは、町民の「はちらぼ」への関心と不安が広がってきていると感じるようになりました。

そこで、「はちらぼ」がスタートしてから現在までの状況はどうであつたのか、また町当局と「はちらぼ」がどのような改善策を考えているのかを町民に周知する必要があるとの判断で質問いたしますので、答弁よろしく願いいたします。

一番目でございます。厳しい船出になつた要因は何か、ということでございます。

客足が伸びない、売り上げの減少、目玉であつたパン屋さんが、数ヶ月で交代するなど思惑はずれのことが重なり、町民の不安も増しているように感じております。

いろんな観点から視察・研修を行うなど、それ相応の準備をしてスタートしたはずでしたが、わずか1年でこのような厳しい船出になつた主な要因はどこにあつたのでしょうか。町当局としての見解をお伺いいたします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えします。
要因はいろいろあるかと思ひます。一つはファミリーさんとは仕入れ先の共同化によるロット仕入れや総務に販売協力をする計画でありましたが、突然の閉店により出来なくなつたと聞いてます。
それから議員も申したとおり、パン屋さんが数ヶ月で交代したことも大きな要因だつたと思ひます。
月刊タウン情報に掲載されたときは、町外からのお客も見えられていたようです。
またもう一つは、何を売っていて何が目玉なのかが町民の皆様にもうまく伝わらなかつたのも要因の一つかと思ひております。

2番 柳田裕平 今、要因をお話頂きました。それで私も私なりにその要因を考えておつたことを、ちょっと述べながらそれに対しての質問という形で行いたいと思ひますが、値段が高いとか品数が少ないというのは、むしろすでに計画団体から想定されてなければおかしいという考えなんですよ。
むしろその他の面で、補うという工夫が足りなかつたのではないかなと思ひますが、その点では当局はどういう風に考えますか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 議員おっしゃるとおり、それも要因の一つかと思ひております。なかなかスタッフの退職などで、そこまで対応が行き届かなかつた、というのも大きな要因と思ひております。

2番 柳田裕平 一応、今のような形でお伺ひします。
それから先程も話がありましたが、こだわりのパン屋さんが交代しましたが、これはどのような事情があつたのか、ちょっとお伺ひしてもよろしいですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 すいません。その件に関しましては詳しいことは伺つておりません。退職に関しての詳しいことは伺つておりません。

2番 柳田裕平 分かりました。事情が分かつてないようでございますので、しょうがないんですが、ただ言えることは、何の事業もそうなんですが、こういう計画をやる前にそういうパン屋さん、当局のはちらぼさんと町も入つてもいいんですが、3者でそういう問題が起これないように、普通だと話合つて進めるべきなんです。ね、本当は、考え方がどういふパン屋さんなんですとか、それをお互いに確認すれば、もしかすればそのパン屋さんの考え方と当局の方の考え方とすれ違ふところが、もしかすれば分かつたかもしれない、そういうケースもあるので、反省した方がいいんじゃないかなと思ひます。
それからパン屋さんに関してもう一つ、ちょっとこう参考になるというか終わったことですので、なんにともなりません。実は私商工会の役員やつていた時、はちらぼのスタートする前の12月の頃ですか、商工会の役員会を八郎潟事務所で行つたということでその役員会の会議の前に、はちらぼを視察しました役員の方で、その時そばにいた

あったか五城目のパン屋さんに関連した人ですが、関係してる人が柳田さんこれはちょっとあぶないかもしれないよ、という話はあったんですよ。

何故かといったら、やっぱりこの値段ではちょっと店先で売るだけだと、商売ならないよと、やっぱり外販外へ行って売り込まなければ、とても長く続かないよという話を聞いたことあったんですよ。

これは私、他の人に言える立場でなかったの、ああそうだなと気になってあったので、今報告させて頂きました。

それでは次ですが、別に町当局とNPOさんの意思疎通が大丈夫なのかなと、私問い合わせた時あったんですが、当局からはNPOの理事に町職員が2、3人入っているのその点では問題ないというお答えでした。

でも現在の結果から見ればですよ、どこまで勧誘するのか、どこまで任せるのか難しいんですが、結果論として町当局としても反省するところがあるのでは、と私は思うんですが、町長どのようにお考えですか。

町長 畠山菊夫 パン屋さんの話ちょっとしますけども、当初パン屋さんを計画は無かった訳なんですそれで急遽はちらぼさんの方から要望がありまして、このパン屋さんをやった経緯がございませぬ。

あの設計図が出来てからでございます。6人いるスタッフのうちの3人が辞められた訳ですけども、ちょっとその経緯につきましてはちょっとご存知ございませぬけども、この理事の中に役場職員が3人いるということは、私も始めてちょっとお聞きしましたけども。

2番 柳田裕平 2人か3人って私言ったはずなんだけども。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ご指摘の理事の人数でございますが、おそらく理事1名が産業課の職員、そして私が監事やっておりますので、たぶん私の人数も入ってくるかと思っております。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 役場職員入って、いろいろこう計画の中で理事会の中で、お話していたのは確かなこととありますけども、なかなかどこまで突っ込んでいったのかちょっと分かりませぬので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、柳田議員。

2番 柳田裕平 分かりました。ちょっときついこと言ってるようで申し訳ないですが、一応町民からそういう風な形で、言うこと言わないと、また怒られるかなということでございませぬので。

それで次に入ります。2番目の項目なんですけども、売り上げ不振の改善策はどのようにございませぬ。

まだスタートして1年余りですので、中途半端な対応ではなく、はちらぼ側と充分話合っ、万全の体制で再スタートをしていただきたいと、というのが私の思いなんですけども、そこではちらぼとしてもこの事態を解消するために、最近チラシPRによる目玉商品のサービスや特売デーを設けるなど、新しい動きをしていたようですが、その効果はどうでしたでしょうか。

また、「3年目からは自立した経営を目指す」とも言われておりましたが、現在の状況から判断すれば、影響が出てくるのではと考えられますがどうでしょうか。

再スタートに向けた改善策をお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 理事会におきまして、目玉商品の導入やセール及びそのPRについて意見が出されています。

31年2月から8のつく日を「はちらぼセール」ということで、議員言われたとおりチラシを出して、販促強化に取り組んだところ、効果が見られたようです。

ただ、一過性の懸念もありさらに強化を図っていくこととしております。再スタートに向けた改善策としては、先ほど石井議員にも答弁したとおりでございます。

弁当の配達強化、会員の拡大と情報発信の強化、町内事業者との連携による商店街活性化への取り組み強化、販路の拡大、以上が31年度の計画となっております。

議長 村井 剛 はい、柳田議員。

2番 柳田裕平 ちょっと今の関連でもう一つ、最近の1ヶ月、2ヶ月位だと思うんですよこの売り出しとかこういうチラシのPRやったのが、この1・2ヶ月の売り上げとか出てるものですか、こちらの方に届け入ってるものですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まだ2月の分は頂いてございません。

2番 柳田裕平 それはまあ結構です、そういうことでございます。この売り上げを伸ばす対策はいろいろ考えて実践しているようですが、同時に雇用面での対策としては、NPO側とどのような話し合いをしているのでしょうか。雇用面についての考え方を、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

町長 畠山菊夫 雇用に関しては、はちらぼの理事の皆さんにお任せしております。

2番 柳田裕平 はい、分かりました。お任せでもいいけど、まずいろいろ常にこう連携しながら一つ情報を仕入れながらお願いいたします。
それから次ですが、はちらぼハウス・はちらぼ商店、厳しい状況ではちらぼでは理事会を最近毎月開催するとの情報があるんですが、スタッフの情報があるんですが、理事が約20名では多すぎて、意見集約とか臨機応変などの点で、商店の経営という観点には向かないんじゃないかなと思うのは、私の考えです。
むしろ一体感とかスピード感、専門性を重要視する考えなら、数名でという経営委員とかそれから運営委員のようなそういう体制を編成して、進めることがより良いのではないかと考えますが、町長この点ではどのように考えますか。

町長 畠山菊夫 私も中身の方にちょっと入って行ってないので、議事録とかあまり見てないんですけども、どういってお話し合いがなされてるのか、ちょっと今分かりませんので、うまく運営されているかとは思いますが、話し合いの中でいろんな意見の相違とかあると思いますけども、もし、総務課長入っておりますのでちょっと。

議長 村井 剛 はい、総務課長。

総務課長 小野良幸 私も理事会の方に何回か参加させていただいております。一ヶ月に一回の理事会開催になったのは、確か1月の理事会からだと思っております。
最初の当時は月一回やってあったんですが、途中で毎月やらなくてもいいのではないかとということで、数ヶ月に一回、そしてまた2ヶ月に一回となった状況でございます。
理事会の参加者人数ですけども、だいたい10名ちょっと位の参加があり、毎回各理事の方々から様々な意見が出されて、話が進められております。
内容につきましては、それこそ売り上げの減少に伴う、こうしたらいいじゃないか、あしたらいいじゃないか、と言った前向きな発言がほぼ全部でございます。以上です。

2番 柳田裕平 まずは、検討してもらえればということでございます。
もう一つあるんですが、これは重要だと思うんですがやってるかどうか知りませんが店の活性化のためには店内の従業員が、販促などについて提案しやすいそういう職場であるかどうか、これちょっとお分かりでしたら当局の方からお話いただければ、そういう環境になってるのかどうか、販促の関係で分かなければ結構ですよ。

町長 畠山菊夫 ちょっとその状態わかりませんが、先程も答弁したとおりスタッフ全員で販促にこれから向かうということで、経営計画立てているようでございます。

2番 柳田裕平 私一番最後に言ったのは、とても重要なことだと思うんですよ、今、はちらぼの理事長さんも居りますので、話伝わったと思いますので結構です。
それでは次の3番目に入ります。今後の道筋はどのようにということでございます。
商店街に人の流れを、今暮らして高齢者が暮らしやすい町づくり、官民共働した町づくりなど、様々な表現で進められてきたのがこの計画であります。
町当局とはちらぼとしては、観光案内や空き家対策など各種事業を展開するとの将来構想もありますが、今の状況も踏まえて路線変更に影響はない、と理解してもよろしいのでしょうか。お答えいただけますか。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 確かに議員言われるとおり、将来計画はいろいろありました。
それで経営スタッフも今年度いろいろやってきましたけども、今はNPO法人はちらぼの皆さんには、町民や商店街との協調を保ちつつ、施設の福祉利活用や収益事業の経営に努力してほしいと願っております。
他の事業については、今のところ考えておりません。
- 2番 柳田裕平 一つだけ町民の中にはですね、NPOは単なる商店経営だけかと思っている方も結構多いようなんですが、当局が言われている住みたい町、住み続けたい町の具現化を目指し、町とNPOが共働で取り組もうと考えていることを、もっと分かりやすくはっきりと、これに取り組みますっていうのを具体的に示してやった方が、町民からも理解と協力を頂くことができるんじゃないのかなというのが私の考えなんですが、町当局の考えはどのように考えますか。
- 町長 畠山菊夫 町民との共働という意味ではちらぼが立ち上がっていただいたのが、本当にうれしく思っております私も。
それで第一段として、今の商店街をこのままではいけないということで、はちらぼの皆さんがその取り組んだのが、この商店街の活性化、これ第1号でございます。
なかなか成果が上がらなくて、今こういう風な状態であるのは確かでございますけども、将来はやはりいろんなことに挑戦しながら、やってもらいたいなというのが私の考えでございます。
- 2番 柳田裕平 町民にはそういう細かいところまで説明が行き届いていないというのが、私の受け止め方でございますので、そういう点にも配慮して行くことも大事なかなということでございます。
それでは次にいきます。新年度のはちらぼ関連予算はどのように、ということでございます。平成31年度予算編成では、諸事情を考慮すれば当初計画からの変更が当然あるのではと予想されますが、どのような考えに基づいて予算編成されたのかお伺いいたします。
- 町長 畠山菊夫 31年度当初予算の大きな変更点ですが、現在行われている収益事業について、計画策定の11月末実績より12月、1月が更に売り上げが減小していました。
これ以上の落ち込みにより追加補正がないよう、売り上げが今後も同水準であった場合のことを考慮しながら、人件費は全額補助ということでそのようにしております。
- 2番 柳田裕平 ちょっと私今日、数字あまり調べてこなかったんですが、今年度の予算は総額で3,900万位ということで良いのかなと思うんですけども。
- 議長 村井 剛 千田産業課長。
- 産業課長 千田浩美 総額ということになりますと、センターの管理運営費まで含んででございますでしょうか。補助金だけですか。
- 2番 柳田裕平 全部総額で、はちらぼ関係。
- 産業課長 千田浩美 総額で、はちらぼ関係でいきますとだいたい3,800から3,900万近くなると思います。
- 2番 柳田裕平 3,900万ということでちょっとお話ししますが、そうすると前年度のこれに対する予算から見ると1,000万位ちょっと増えているということになるんですけども、その辺の理由というか事情がどういう事情なのかちょっと。
- 産業課長 千田浩美 そんなに増えてはございません。昨年の12月補正組んだものでいきますとセンターの管理運営費では、当初予算よりも110万程減額で計上してございます。
ただ補助金の方が270万程増えておりますので、差し引きでだいたい160万位の増額の予算の計上となっているはずで。
- 2番 柳田裕平 ある程度実績という形で受け止めてもよろしいでしょうか。
- 産業課長 千田浩美 はい。

- 2番 柳田裕平 はい、分かりました。それでは一通り私の用意した質問はこれで終わります。最後に一言だけ、貴重な財源からの奉仕になりますので、しっかりとした反省と計画を基にNPOはちらぼのとの連携も密にして、再スタートすることを期待して、私の質問を終わります。どうも有り難うございます。
- 議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。ここで、5分間休憩したいという風に思います。なお、9番の近藤議員からは一身上の都合で退席するという申し入れがありましたので紹介申し上げます。暫時休憩いたします。
- 議長 村井 剛 休憩以前にさかのぼり、再開いたします。6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。6番 北嶋議員。
- 6番 北嶋賢子 すみません、写真撮るときだけマスク外させてもらいます。6番 日本共産党の北嶋賢子です。議長さんにちょっとお願いですけれども、この会期が終わったら、膝のMRIと肺のCT撮ることになってます。それでマスクして話したいんですけども、もし聞き取りにくかったら話してください。その時マスク取ります。いいでしょうか。すみませんお願いします。今回は3項目の通告をさせて頂きました。一括質問、一括答弁でございます。東日本で震災、未だ帰還困難区域となっている原発事故でふるさとを奪われて7年になりました。今年も雪が少なくビニールハウスの中は、こまつ菜とアスパラ菜の黄色い花と風除室の福寿草も咲いています。浦大町はこれから次々と花が咲き出します。今年の冬は畑に程々の雪が降ったために人参へのカモシカの被害もなく助かりました。給食の調理室も新しくなり、2月25日からは中学校の方に野菜を届けています。私達は団塊世代です。皆さん年金暮らしですが野菜の代金でこの冬ベトナムに行ったグループ、そしてトルコに行った方もおります。皆さんそれぞれに子ども達への野菜作りに生き甲斐を感じ、生き甲斐を持って春を迎えております。それでは3項目の通告をしました1番から始めます。1. 国民健康保険税について、2月15日のさきがけ社会面に県内市町村の国保の一人当たりの税額が表と共に公表されました。市町村別では大潟村が一番高く、最も低いのが小坂町でした。八郎潟町は下げ率が一番高く、税額は低い方から2番目でした。このことは評価をしたいと思います。苦しくてだめなのでマスク取ります。すみません。所得の多い大潟村はガテンがきますが、私共も収入が多いため高いと言われたことがありました。それでも平均が一人119,432円とは庶民には大変な金額だと思います。そこで、国保税を協会けんぽ並に、の声が出ています。全国県知事会、市長会、町村長会、全国議長会等も国保税問題の解決に向け、て国保への公費投入増を政府与党に求めています。国保は年金生活者、失業者、健保非適用の事業所に勤める労働者、零細経営の自営業者等、所得の低い人が多く加入する医療保険です。医師会等も国保を国民皆保険を支える最後のセーフティネットと位置づけをしております。保険料が協会けんぽや組合けんぽよりも、はるかに高く70%が農林水産業と自営業でした。でも今は無職43%、非正規雇用等が80%近くになっていて、低所得世帯を苦しめ生活に困窮する人々が、医療を受ける権利を奪われる事態が起こっています。そこで一兆円の公費投入が出来たら、協会けんぽの保険料並に引き下げることが出来るというのです。協会けんぽとは、中小企業の労働者が加入しているけんぽです。そこで、公費一兆円の財源はどこにあるのか。消費税の増税とは別の道もあります。誰がための政治か、いつも思いますが、安倍政権のもとで純利益を大幅に増しながら、4兆円もの減税を受けてきた大企業や株高で資産を5倍にもした富裕層に、応分の負担をしてもらうことで、一兆円、2兆円の財源は生まれると思いますが、ということでNo.1としました。2番 加齢性難聴者への補聴器購入に助成を、80代の方々の9割は補聴器が必要になっていると言われていています。高額なために購入を見送る方も多く、難聴になると人との会話の中に入れず、コミュニケーションが減り、閉じこもりがちになって脳の機能低下につながります。補聴器が認知症の予防になり、健康寿命の延伸になると思いますが、ということで

2番にしました。

No.3です。日ロ領土問題について、2月7日は北方領土の日でした。以前に親戚が色丹島からの脱出で、両親の船が波間に消え子ども達3人の船だけが根室にたどり着いた話をしました。

私達家族が東京から八郎潟町にターンしてまもなく、北海道からその子ども達の訪問がありました。脱出劇の話はまるでドラマでも見ているようでした。

長男は知床の羅臼町に、長女は釧路市に、次女は新十津川町に居住し、その次女は新十津川町でスーパーを経営しております。その次女が健在中、中学校の柔道の大会が新十津川町で開催され、ずいぶんとお世話をいただきました。

3人共にすでに他界し、今は年賀状の交換のみになっています。北海道には柿がないということで知床の家族にだけ、お米と柿を送り、鮭と昆布をもらっています。この方たちも戦争の犠牲者です。

2月7日の大会では、元島民代表が「一年前までは4島返還という言葉や文字が普通だったのに」と言っています。

これまで歴代自民党政権の方針でも、4島の返還でした。安倍首相は自らの任期中に日ロ問題に終止符を打とうとしています。

日本政府は国際的道理に立った領土交渉を一度もやっていません。国後、択捉、歯舞、色丹の4島返還が歯舞、色丹の2島の決着の様相を示しています。土日、日ロのニュースに目が離せません。

八郎潟町に北方4島と関係のある方がいましたら知りたいと思います。ということで3項目の通告をしました。よろしく願いいたします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

持続可能な医療保険制度の構築を目指し、財政基盤の安定化、負担の公平、医療費の適正化の推進を講ずるため、平成30年度から秋田県が国民健康保険の財政運営の中心的な役割を担い、市町村と共に運営主体となりました。

全国町村会などの団体が、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化や、子育て世代の負担軽減を図るための、子どもの均等割見直しを国に要望していることは承知しております。

また、ご存知のとおり、国民健康保険税については、地方税法の規定により各自治体が条例を定めて徴収しております。

各団体が、国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営ができるよう国に求めています。公費投入に伴う国民健康保険税の負担軽減につきましては、国の施策となることから、回答は差し控えたいと思います。

次のご質問であります加齢性難聴は、軽度から中等度の難聴に分類され、加齢に伴い徐々に進行するものです。

殆ど場合は両耳で発生し徐々に進行するため、聞く能力の低下に気づきにくく、誰でも起こる可能性があります。

この症状が進むと、家族や近所の方とコミュニケーションを取ることが難しくなり、孤立化してくるおそれがありますので、認知症の発症リスクも高まると言われております。

本町の補聴器の購入又は修理の際の助成については、身体障害者手帳に基づく「補装具給付事業」と、難聴児に対する「難聴児補聴器購入費助成費」があります。

「補装具給付事業」は、身体障害者の身体機能を補う必要があるために購入又は修理した場合に助成しております。「難聴児補聴器購入費助成費」は、身体障害者の対象とならない18歳未満の児童が補聴器の購入や修理をした場合に助成するもので、どちらも自己負担は課税世帯が1割、非課税世帯は無料となっております。

ご質問にあります「加齢性難聴者への補聴器購入の助成といった、高齢者を対象とした助成は本町では実施しておりません。

全国的には、購入者の年齢、非課税世帯であること、医師から承認してもらうなどの制限を設定しながら実施している自治体があることは確認しております。

身障者の認定基準には届かない高齢者が、補聴器があることにより、家族や地域社会とコミュニケーションを取り続けることで、孤立化を防ぐことができるとすれば、住み慣れた地域で明るく元気に暮らしていくことができ、健康寿命の延伸や生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に繋がっていくと考えております。

次に、北方領土は日本人が開拓し、一度も外国の領土となることがない日本固有の領土です。

二カ国間に関するこれまでの各種条約締結や歴史事実等を踏まえ、4島一括返還は

現実的に不可能、という見方もあり、日本及びロシアの安定した現政権の下、今が北方領土問題の解決時期である、と指摘する専門家の多いようです。

国に対しては、日ロ平和条約の締結にあたり、2島返還で終わることのないように、今後も懸命の交渉を続けていただきたいと念じております。

なお、本町に在住の北方4島との関係のある方については、行政側の情報を持ち合わせてございません。以上でございます。

- 6番 北嶋賢子 はい、有り難うございました。1番のことですけれども、これまで私は国保税を一世帯1万円を積み立ての中から引き下げるように、とこのように主張してきました。ところが公費から1兆円を使ったら、けんぽ並の保険料になることを知りました。それでこれは国民の介護保険を守る道かと思って、つい質問した次第でございます。
- 2番の補聴器なんですけれども、昔、議員さんの中でも、私も古いもんだから補聴器を使っている議員さんがおりました。昔の補聴器というのは形が古くて会議中にキーンキーンと音がするんですよ、すごく雑音が発生するんです、ですから今の補聴器はすごく良くなってる聞きましたので、これからますます高齢者が増えていくと思いますので、そこら辺のことも包括支援センターにも関連すると思いますけれども、これからも気に留めていただきたいと思います。
- 耳が聞こえないと、話してても仲間に入ってこれないでボーとしているんですよ、だってなんも聞こえないやもの、何したと言えぱそう言うもんですから、これはやっぱり補聴器があったらすごく助かるのではないかなと思ひまして、質問を入れました。
- 3番の日ロ問題を再度取り上げましたのは、日本政府が国際的の道理に立った領土交渉を一度もやっていない、このことが分かって、何と言うのかなこれは国の怠慢だな、とこのように思ひました。
- 今までいろいろ平和問題を取り上げてきました、憲法9条なども併せて、そしてこれは戦後の整理をきちっとやらないから、こういうことが起きてるんだと思ひます。
- 例えば、対ロシア、対中国、対北朝鮮、対韓国に包囲されてるような、回り皆んな適みたひになって包囲されてるような気がしています。
- この間、韓国の国会の議長が発言が、出たのは皆さんも知ってると思ひます。どうしてこんなことを言われるのか震えました。
- 誰に震えたかって言ひますと、このことに抗議、撤回、要求すると言った安倍首相に対して、ものすごく怒りを覚えました。
- 徴用工問題や慰安婦問題でも、首相が自ら肉声できちんと謝罪をしておれば、このような議長自らの発言はなかったものだと思ひております。
- こういうのは素人の私でも、分かるもんじゃなひかなと思ひてます。皆さんが穏やかで暮らして行けるように、願って止まなくてそしてこの質問を、本当は前回に日ロ関係取り上げたんだけれども、これだばもう一回言わなければな、ということで取り上げてみました。ということで終わります。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、7番 加藤千代美君の一般質問を行います。7番 加藤議員。

- 7番 加藤千代美 7番 加藤千代美です。私で最後の質問のようではありますが、私が質問するようなことを、他の議員がほとんど聞いておりますので、重なるところがあると思ひますけれどもお伺ひして行きたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- まず、NPO法人についてお伺ひしたいと思ひます。NPO法の第一条には、市民が行う自由な社会貢献活動としての、特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。
- NPO法は、特定非営利活動法人（NPO法人）の自主性、自立性、を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続きにおいて認証主義を採用すると共に、NPO法人は自らに関する情報を出来るだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである、との考えがとられている点が大きな特徴となっています。
- こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっています。我が町もそのような観点にたつて「NPO法人はちらぼ」が設立されたものと理解してあります。
- しかし、非営利は無償のボランティアに限らない。活動を継続するには、寄付や会費事業収入を組み合わせ、法人としての経営を安定させることが大切であると考えてあります。
- また、非営利の意義と特徴はどこにあるのか、参加や協力はどのようになっているのか、非営利法人が課題解決に取り組み、困っている人が支援を受けるという一方的な関

係にとどまっては、企業と消費者の関係と大差はない。双方が当事者として集い、広く参加を募りながら共に考え、行動することこそ非営利法人の存在意義があると思うが、我が町では現在どのような状態になっているのか、特に財政の面で当初企画した段階と今の段階ではどのような変化があるのか、財政状況を示す数字を持って表し、もしくはグラフで示していただきたい。

また、NPO法人はちらぼが設立された当初は、参加者や協力者が沢山いたようであるが、現在どのように推移しているかも、数字とグラフを持って示していただきたい。以上、まず第一点についてお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 非営利とは利益を上げてはいけない、ということではないということ、ご理解しているものと思います。
また、無償でサービス等を提供しなければならない、ということでもないということでもない、ということもご理解しているものと思います。
NPO法人も活動費が必要ですから、運営していく以上利益を上げることも必要と思います。
なお、法人で得た利益は事業費等の必要経費に充て、さらに余剰金が生じた場合でも構成員に分配することはできないものとなっております。
この利益は、次年度に使用することとなります。これが非営利ということになります。
財政計画と財務実績については、資料で提出しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

7番 加藤千代美 では資料に乗っ取って聞きたいと思いますが、NPOを立ち上げる時にこの賛助会員者というのは、92名おった訳ですねこの資料によれば、30年度現在で55名に減小してる訳です。でこの町の規約を見ると、NPOに賛成した方については、入会金と会費を納めなければいけない、こういう規定になってるとは思いますけれども、どうでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 NPO法上ではそういう風になってるとは思います。

7番 加藤千代美 そこでお伺いしたいのでありますが、当初の段階で確かに町の方から補助金を4,800万ですね、頂いている訳ですね。その他に寄附金として21,350円ですか頂いている訳ですね、そのもので当初運営されたと思うんですけども、その他の収益事業で売り上げ事業収益で、2,133万8,431円ですか頂いて運営されてる訳なんです、これに誤りはないですか。

産業課長 千田浩美 その活動報告書は、はちらぼさんの方から頂いており、総会に提出してるので誤りはないと思います。

7番 加藤千代美 午前中から再三再試、議員がいろんなことを聞いておりますけれども、基本は寄附金と補助金と利益を上げる収益事業、営利事業で賄ったものでやると、いうことになっている訳なんです、午前中からの話を聞いてみると、収益事業が思うようにいかないという実態が明らかになってきてる訳ですね。
それで私が調べた中で、今までじゃあどの位の補助金が投下されてるかということなんです、29年度は確か4,509万2千円、実績では4,838万9千円、それで30年度は計画では、2,296万8千円、実際に1,497万1千円、補正で734万5千円、合計で2,231万6千円に町づくりのあれで3,546万1千円の補助金を出してる訳ですね。
それから30年度は計画では、1,912万5千円、実際では今年の予算では1,400万4千円の補助金を出してるんですけども、この数字に間違いはございませんか。

産業課長 千田浩美 これで間違いはないと思います。

7番 加藤千代美 そうすると、補助金の合計というのは1億2,294万2千円になりますけれども、この数字に間違いはないですか。

産業課長 千田浩美 ちょっとその1億某かの金額は分かりませんが。

7番 加藤千代美 3年間の補助金と委託料をたしたものが、1億2,294万2千円。

産業課長 千田浩美 加藤議員すいませんけども、そこまでちょっと把握、調べておりませんので、後で調べておきたいと思います。

7番 加藤千代美 私の方から言いますけども、30年度は町づくり活動センターの管理運営委託料、町づくり活動センターの消防設備・保管処理委託料、それから町づくり活動効果促進事業これを併せて1,314万5千円、これが30年度に出ていますよね。

産業課長 千田浩美 すいません。ちょっと当初予算書持っていないんですけども、たぶん加藤議員が言われるのは、その通りだと思います。

7番 加藤千代美 そこで、金額はこの位投下されているということだと思うんですね、それで聞きたいのでありますが、現在の理事は何名ですか。名簿あったら名簿出してください。

産業課長 千田浩美 後ででもよろしいでしょうか。今はちょっと持ち合わせしていません。

7番 加藤千代美 それから理事のうち、役員は何名おりますか。

産業課長 千田浩美 理事のうちの役員というのは、どういったことでしょうか。理事が役員だと思いますけども。

7番 加藤千代美 理事長、その他副理事長とか監事とかおりますけども、これはどういう構成なってますか。

産業課長 千田浩美 理事長は一人です。副理事長は一人だと思います。後は理事と監事が2名だと思います。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 定款でいきますと、理事長一人、副理事長2名、専務理事1名、理事12名、監事2名となっております。

7番 加藤 千代美 現在は副理事長が1名ということですか。現況は。

総務課長 小野良幸 現況は理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、理事が変わらず1名辞めておりますので11名で、監事2名でございます。

7番 加藤千代美 じゃあその名簿は後から提出してください。それであの、帳簿の中に頂いた資料の中に、29年度1,380万5,077円の利益が出てますよね、それでこれは次年度に繰り越しされる財源なんですか、それともどっかに貯蓄する形なんですか、その辺はどうなんですか。

産業課長 千田浩美 この決算書上の1,380万5千円ですか、これについてですけれども、見て頂ければ分かると思いますけども、減価償却費が総額で788千円となっております。しかし、実際は備品購入費、更には商店の大規模修繕などで備品購入費はだいたい762万位、それから大規模修繕が1千万位、それから減価償却費を引きますとだいたい1,689万円位なるんですけども、その分本来差し引きで赤字になっております。実際の赤字は300万位の赤字ということになります。加藤さんご存知のとおり、減価償却の関係ありますので、機械等を買うとそれ全額経費として算入出来ないということになっておりますので、このようになってございます。

7番 加藤千代美 ちょっとこの資料で説明してください。

産業課長 千田浩美 経常費用があると思います。その中の1の事業費の(2)、その中に減価償却費が償却費で19万7,329円というのがあると思うんですが。それからもう一つが、2番の管理費その下にあると思います。その(2)その他経費の次のページになりますけれども、そこに上から5行目59万295円、これを併せてだいたい78万8千円になると思いますけれども、結局は備品の購入、更には建物大規模修繕に関しましては、こちらの方で償却することになってございます。

7番 加藤千代美 後の額を引いた1,300万位はどうなっているの。全体でこれでいくと1,300万出てますよね、その他の経費について。

産業課長 千田浩美 ですので、キャッシュフローとは違うということです。キャッシュフローとこの計算書は違うということですよ。

キャッシュフローは、掛かった経費それを全て差し引きますと、だいたい300万位の赤字になるということです。

7番 加藤千代美 分かりました。これについては、後から詳しく聞きます。

先程、柳田議員もおっしゃったんですが、NPO法人というのは民間の人方が行政の力を極力排除して、自立の道を歩むということになって訳ですね、それが他の団体からも信頼される形になってるんですが、今八郎潟のあれを聞いていたら、柳田さんの答弁に町職員より2名の方が理事に参画してると、こういう答弁があったんですけども、これはどういう課程でそうなってるんですか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ご存知のとおり、はちらばは町民の様々な分野の方が、町づくりの観点から話し合いを進めて、こういった町にしようということを実現するために出来た団体でございます。

その目的に関しましては、町の総合戦略でもありますように、住み良い町を目指してということの大きな大きな柱があったものでございます。当然、町の総合戦略に沿った形で誕生した法人NPOでございますので、町からの相当な補助金を支出して、その中に町づくりの観点からも、町の職員が役員で入っているものでございます。

7番 加藤千代美 県の通達がありますよね、県の通達。通達があります。平成15年3月25日に出されたその文書持ってると思います。この中にね、市民が行う自由な社会貢献活動として、特定非営利活動の健全な発展を促進すると、その第1行にあります。

そのことを目的として、平成12年12月に、特定非営利活動法人が施行されたと、その中に自主性、自立性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しているという文書があるんですよ、この辺についてはどう考えているんですか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 行政の関与は極力行っておりません。理事会の中でいろんなこう議論が交わされておりますが、あくまでも町当局からのこの役員については、聞き役で徹しておりまして、その進捗状況を見守るという形で参加させていただいております。行政からの圧力を懸けたことは一回もございません。以上です。

7番 加藤千代美 客観的な感じで見ますと、あなたがそう言っても見る人に見れば行政の人が入ってるということは、それは介入してるんじゃないかとそういう具合に撮られても、何らおかしくないと思うんですよ、やっぱり法人のこの通達に従ってやるというのが一つの観点だと思います。まずそれが第一点です。

それからもう一つは、今これ誰もが申し上げたように経営は苦勞している訳ですよ、苦勞している中でね、その総会というのはこれ何回やられておるんですか。

それから、臨時総会というのはあるんですか。その辺は。

総務課長 小野良幸 総会は年一度開催しております。

7番 加藤千代美 臨時総会は。

総務課長 小野良幸 臨時総会は、これまでまだ開いておりません。

7番 加藤千代美 この経営が厳しい中では、総会一度でやったとしても意見がまとまらないし、いろんな意見があると思うんですよ、臨時総会を開いて、やはりただ単に補助金に頼るんじゃなくて、この賛同者からやはり更なる寄付を仰ぐとか、それからプラウドハンティングをやるとか、そういう意見があると思うんですよ、生き方として財政を健全化していくためには、そういう意見というのは出たことないですか。

総務課長 小野良幸 私の記憶では、そういった意見はございません。確かに、いろいろなやり方はある

かとは思いますが、今の段階ではせっかくみんなで立ち上げたNPO法人でございますので、いろんなこれまでの質問にもございましたように、これからの売り上げを確保することに全力を挙げていただいて、頑張ってくださいということで町の方は考えております。以上です。

7番 加藤千代美 売り上げを上げる収益事業をやるということは、それは否定はしませんけども、収益事業が思うように進んでいない、そういう状況の中では第三者的な考えのものを取る必要があるんじゃないかと、私はそう思います。

さっき収益事業の中で、パンのお話が出ました。それから今月の広報の中にも新しい商品を開発したというようなお話もありました。

やはりそのパンのことについて、何故辞めたか分からないという話であったんですけども、商品というのはわずか一ヶ月や二ヶ月で価値が出るものじゃないですよ、それを分かって、これしかもあれですよパンをやるためには、この工場を後から補正で解体してやった仕事ですよこれ、それがわずか三ヶ月か四ヶ月でつぶしたというか、やらなくなったということになれば、あまりにも見通しがない感じの経営ではないかなと思うんですけども、その辺についてはどうなんですか。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 パンを辞めたということですか。

7番 加藤千代美 いや、この最初にやったTUMUG Iベーカリーというのは当初の方針から撤退したでしょう。この畠山さんがやったパン工場のこれは。今、別の形なってるんじゃないのどうですか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ご指摘のパンの最初のパン屋さんのことにつきましては、途中で撤退したのは確かでございます。ただその町がこれから補助金を受けて町づくり活動センターを建設し、後にパン屋さんを始めましょう、といった一連の経緯についても事実でございます。

その時はそのパンを主流にしながら、実際パンを売り出していた期間については、遠くからお客さんも来ておりました。他の商品についてもその影響があり、売り上げが伸びていたのも事実でございます。

ただし、途中で様々な事情によりまして撤退されたということでございます。

7番 加藤千代美 そうすると、このTUMUG Iパンのこれ何であったか分かりませんが、アピールした何ですか、こだわり工房ですか小玉醸造の、こういうものっていうのはもうやってないということですか。

総務課長 小野良幸 パンの作り方そのものについては、出来合いのパンの練ったもの、冷凍ものを購入いたしまして、そのパンの製造に係る技術力については、前の職員の方からご指導いただいて、現在のお店の方がその作り方を学び、製造パンを焼いております。

7番 加藤千代美 じゃあこのパンはTUMUG Iパンの、今言ってるのはその伝統を組んでいると、工程を組んでいるということですか。

総務課長 小野良幸 前のTUMUG Iベーカリーにつきましては、自然素材にこだわった、こだわりのパンでございました。ということで遠くからそのパンを求めてやってきました。

現在のパンは、そのこだわりのパンではなくて、一応その何だパンの粉の練ったもの冷凍ものの生地を解凍して焼けば、パンが出来るという簡単なものでございますので、全然違ったパンを製造しているということになります。

7番 加藤千代美 じゃあ最初の目的というのは、パンを売るのではなくて、やっぱり八郎湯独自のパンを作るということが目的であったでしょう。

総務課長 小野良幸 独自のパンを作ることが目的かと言えば、またそれは違うかと思えます。はちらぼの中で目玉商品を作りたいと、そして町民の方々にそういったこだわりのパンを提供することが、またこう全体の町民の利益に繋がって行くといった、理事会の声もありまして、そういった方向に向かっていった訳です。

私が知る限りでは、そのこだわりのパンというものが、やはり生地ですとか、水ですと

か、焼き方ですとか、やはりかなりこだわった形のものでございまして、そこら辺でちょっと重荷が生じてきたのかなと思っております。

- 7 番 加藤千代美 さっき柳田議員も言ってたけども、やっぱりこういうことをやるにあたって相当検討したと思うんですよ、それがいとも簡単にそういうのを撤退するというのは、いかななものかなと、こう思う訳ですよ。
- まあ一つ例を挙げましょう。私今カモやってるけども、去年、一昨年はカモ2, 300 やって、300 余った訳ですよ。それをやっぱり何とかして付加価値を付けようということで、自分方が率先して歩いて、最終的には売り切ったんですけども、こういうのがやっぱりある訳ですよ。商売は、パンの場合だってそれはやっぱり一つのこういうパンを作るということを目指したならば、この人が辞めたとしてもそれに見合うような後継者を育てる、というのが一つの課程ではないかと思う訳です。
- ただその生地を持ってきて作るとか何とかとなれば、将来目指したものと方向性が違うんじゃないかと、こういうことをまず指摘しておきたいと思います。
- 次にですねNPOはちらぼ法人は、はちパル前で毎月最終日曜日に行われている、おもしろ市場と何処が異なるのでしょうか。
- 私が思うにはNPO法人はちらぼは、補助金あるいは寄附金と町の広報を活用しながら町民にアピールし運営されてるが、おもしろ市場は補助金をNPO法人はちらぼから頂き、自分達で考えた製品あるいは作物等を販売しているようである。
- しかも、プレミアム商品券付きで物を販売しており、町民の皆さんに大変好評を呼んでいるようである。まさに市民が行う自由な社会貢献活動としての、特定非営利活動の健全な発展を促進することを定めた、NPO法第1条を自で行っているように考えております。
- よく考えると、はちパルはNPO法人はちらぼよりも早く建設されており、推測するにははちパル前の利活用について庁舎内で議論があったと思うがどうでしょうか。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 ご質問のはちパル前とは、何処を言っているか分かりませんが、おもしろ市場を行っている場所ははちパルです。
- またおもしろ市場は、補助金をNPO法人はちらぼ、から頂いているのではございません。おもしろ市場を運営しているのは、実行委員会で事務局をはちらぼが行っております。運営予算は実行委員会で決められます。頂いたとかあげたとかということではございません。
- NPO法人はちらぼとおもしろ市場はどこが異なるか、ということでございますけども、おもしろ市場は平成27年に、えきまえ交流館はちパルがオープンし、イベント・交流創出事業の一つとして実施しております、実行委員会形式のイベントでございます。
- 平成29年度までは、実行委員会の事務局を産業課におき運営しておりましたが、NPO法人はちらぼが設立し、商店街活性化事業に取り組んでいることもあり、おもしろ市場をとおして、町内外出展者との交流から良好な関係を築き、町の商業活性化に活かす目的として、平成30年度から実行委員会の事務局を委託したものでございます。
- このことはお分かりのことと思います。
- なお、はちパル前の利用については、議論したことはございません。はちパルの利用方法については、その設立前に、どのような利用が可能か、どんな団体があるのかなど調査を行い、庁舎内で検討しております。

7 番 加藤千代美 このはちパルの中で行われているということだけですが、今言ったのは。

町長 畠山菊夫 はちパルで行われております。

7 番 加藤千代美 はちパルで行われているんですね、そのはちパルで行われているんですけども、このトンネルで役場からはちパルに委託金を出して、はちらぼの方でこの実行委員会にトンネルで補助金を出しているということでしょうか。130万、その辺はどうですか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 町からはちらぼさんをお願いしてる委託費でございますけども、おもしろ市場の運営費としては、100万円でございます。

7 番 加藤千代美 今私聞いたのは、はちらぼの方に役場の方で補助金を出して、はちらぼの方からこの

実行委員会に補助金を還流しているということでしょう。その流れはどうですか。

産業課長 千田浩美 補助金でなくて委託費でございます。

7番 加藤千代美 委託ですよ、金の流れは間違っていないですよ。

産業課長 千田浩美 町からはちらぼさんに、委託費で払っております。その中で事務局ははちらぼさんが行っております。以上でございます。

7番 加藤千代美 事務局がはちらぼで行っているとすれば、これははちらぼの方で事業をやっていると、何ら変わらないじゃないですか。その辺はどうですか。

産業課長 千田浩美 あくまでもおもしろ市場の事務局を、はちらぼさんに委託して実行委員会形式で行っているということでございます。

7番 加藤千代美 このはちらぼの定款の中に、第4条第2項の中に町づくり推進活動を図る、ということが載ってますよね、今おっしゃったように事務局がはちらぼにあって、事務局がやっていると、じゃあそれに参加した人方は利益を得ている訳ですか。
もしくは、利益を得ると同時に所場代というものはどうなってるんですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 売り上げにつきましては、出展者の方にいってると思います。それで所場代等は取っておりません。

7番 加藤千代美 私、その辺ちょっと分からないですけども、NPO法人はちらぼに町から委託料を出してやっていると、100万ですか出していると、それではちらぼの方が事務局を担って、このおもしろ市場に資金を還元しているという考えですね。
そうするとNPO法というのは、非営利活動だから実際に事業をやっているのと変わらないじゃないですか。その辺はどういう判断ですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 NPO法人だからといって、収益事業を行ってはだめだということではございません。以上です。

7番 加藤千代美 NPO法人だから収益事業をやってはいけない、ということじゃないです。それは百も分かります。ただそこで利益を得た分は、NPO法人はちらぼに事務費として返す訳ですよ、個人負担もしてるけど個人に還元するということは、これだめなんですよ。
そこを私聞いてるんですよ、だから今NPO法人に委託金をやって、NPO法人がおもしろ市場の事務局を担ってるということになれば、NPO法人が事業やっていると何ら変わらないじゃないかということを知りたい訳ですよ。
仮にそうだとするならば、そこで上がり得た収益というものは、はちらぼに返すべきだと、そういう観点なんですよ、そこで私聞いてるんですよ。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 はちらぼに返す、というのはどういうことですか。

7番 加藤千代美 実施主体が補助金を出してるんだから、経営主体になる訳でしょう、事務局を担ってるんだから、そこで得た利益というのは個人にやってはいけないことでしょう。

総務課長 小野良幸 おもしろ市場の中では、利益は出ておりません。出店された方々に要する経費の段取り等の事務局がはちらぼが実施しているということであって、その売り上げがはちらぼに入る訳ではございません。

なので、おもしろ市場から上がってくる収益というのは、全部その出店された方々に返ってるはずですよ。事務的経費について、はちらぼが段取りをして係る経費がはちらぼから支出しているということでございます。委託というのは、そういうものでございます。

7番 加藤千代美 委託というのはそういうもんだというけども、じゃあまったく町の事業出して、他町村から来てそこで事業やっても何ら影響ないと、こういうことですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 他町村との交流を図る観点からは、それは必要かと思います。

7番 加藤千代美 他の町村と交流図るのは分かりますよ、ただ大枚の税金をはちパルに来て、他の町村で事業やってる方もいる訳ですよ。それは還元することはいいだろうけども、私の考えはちょっと違うんですよ、何で町の人方が一生懸命働いている人方がそこに展示して、それを普及しないで、他の町村の人までもそこに呼んで売らなければいけないか、ということがないんですよ、私納得出来ないのは、そこで物を販売したものが、その人方が持って帰るといふ答弁でしたよね。利益を生まないという話でしたね、利益を生まないという根拠は何ですか。

保健課長 加藤貞憲 すみません。保健課の加藤でございますが、前任であったために答弁させていただきます。

まず、総務課長が利益を生まないといったのは、それは今事務局を行っているはちらぼさんが町から委託金を受けておりますが、大部分は先程申しましたプレミアムチケット、千円買えば200円のプレミアムが付くというチケットの部分と、それから販促部分でくじを引いていただいた場合、ティッシュペーパー5ヶセットを1セットとか、あと高級なソフトなティッシュ1箱だとか、そういうものを販促品としてご用意しております。

また正月とか盆とかに、いろいろとニャンパチのバック、千円位のバックですけども、それも抽選で当たるとか、そのような経費で挙げております。

ですから、はちらぼさんがそこにはちらぼ商店として出店した場合には、はちらぼでは利益は出るとは思いますが、おもしろ市場実行委員会事務局として利益を出すことはありません。

それから、他町村の方が来たという話ですけどもこれは以前、町の商店会にもお願いはしました。

しましたが、なかなか日曜日は自分のお店が開店するために、お店を出せないということで非常にはちらぼの中、まばらな状況がございました。それで他町村の動向の志を求めた訳でございます。

ましてや、はちパルでおもしろ市場を実行したのは、行く行くは産直を実施したいという考えもありましたので、そういう経緯もありまして町だけではなく、町外の皆様にもこの事業を遂行した訳でございます。以上です。

7番 加藤千代美 今話を聞いて分かったような、分からないような感じがしますけども、一般の方々ほとんど理解してないと思いますよ、その辺のことは。

だからこれは補助金の関係絡みで、はちらぼを思いやってるんじゃないかと、私も聞いたときには補助金がないと思ってたんですよ、ああそれではちらぼがやってるんだなと、あっ自分達がやってるんだなと、自分達でやってるのであれば、何らNPO法人で自らやってるから問題はないけども、一つはちらぼが絡んだことによって、理解度の仕方が違う訳ですよ、そこはやっぱりきちっとして、説明をしてもらわなきゃいけないと思います。

4番 三戸留吉 加藤議員、ちょっと休憩だめですか。ちょっと理解してないようで。

議長 村井 剛 暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

議長 村井 剛 そうすれば再開いたします。加藤議員。

7番 加藤千代美 今、休憩した中でもいろんな意見が出たとおり、こういうように錯綜してる訳ですよ私のところにもそういうような意見がきたんで、その辺はやっぱりきちっと整理して、やっぱり住民に説明してもらいたい、それが一つです。

これについては終わりたいと思います、時間も迫ってきてますので終わります。

次に、駅前駐車場に隣接している空き地について、以前の説明では道の駅の構想があったと記憶しているが、その後NPO法人はちらぼが出来たことにより、この構想は頓

挫したとの説明受けたと記憶しております。

道の駅構想が頓挫したのであれば、おもしろ市場の人達に開放し、もっとより多くの方がいつでも開かれるような場所にしたらどうか。

そのことにより、もっと多くの交流人口が増え、いろいろな製品が増えるのではないのでしょうか。

さもなくば、いろいろなアイデアをもっている人に土地を無料で貸し、その土地の利用価値を高める考えはあるのか、ないのか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 おもしろ市場につきましては、話を聞いてますと大部こう実際行ってみますと分かります。人からお話を聞いて、おそらく質問されておると思います。

お答えします。先程の加藤議員さんのはちらぼが出来たことにより、頓挫したとの説明を、何時、何処で、誰から受けたんでしょうか。

今議会終了後に、インターから県道接続について、県とJRとの三者会談が予定されております。

町としてもこれまでの会議で、県道を接続していただき、駅前を活用して活性化に伝えたい旨を、両者に伝えております。

今後の会議に支障の無いよう、訂正を加えてもう一度正しくご質問してください。

7番 加藤千代美 ではお伺いしますけども、この砂利道にやることの道の駅構想はあるということですか。やるということですか。

町長 畠山菊夫 あの道路が通れば、あそこの利活用をしましょう、ということで議員の皆様にお話しております。

7番 加藤千代美 じゃあ道路の路線が開通した暁には、あそこのところについては、活用するという考えですか。

町長 畠山菊夫 今おっしゃった通りです。

7番 加藤千代美 あそこの環境整備されれば、その土地については活用するというのでしょうか。しないということですか。

町長 畠山菊夫 あの、活用します。

7番 加藤千代美 次に、二つ・・・

町長 畠山菊夫 いやいや、頓挫したとの説明を何時、何処で、誰から受けたかということです。

7番 加藤千代美 以前の議会の中で、頓挫と言う言葉悪いかもしれないけども、それはやらないという、こういう答弁してるはずですよ。

町長 畠山菊夫 それ議事録見れば分かると思うんですけど、それは言った記憶がございません。

議長 村井 剛 暫時休憩。

(休憩)

(再開)

議長 村井 剛 再開します。加藤議員。

7番 加藤千代美 私の言葉の勘違いかもしれませんが、産直センターということで、まず受け賜っておきます。

次、時間も無いので最後までいけないと思いますけども、二つについて今日は終わりたいと思います。

今のNPO法人はちらぼが行っている物品販売は、民業を圧迫しているのではないかと例えば、はちらぼが売っている弁当、オードブル、その他食品、雑貨品等であります。

これらの物は町の中で取り扱っている商店主がおるのに、敢えて同種類の物を売って商店主を追い詰める必要があるだろうか。

NPO法人はちらぼの目的は、商店会の活性化であります。商店会の活性化とは、い

かにしてこの町に人を呼び、商業活動を盛り上げるかである。

そのためには、NPO法人はちらぼが先頭に立って自らの力で商品開発を進め、社会に認知していただき、それを広めることであると考えております。

私が今迄に取り上げた鳥取県の海士町、北海道の音威子府村、岡山県の西栗倉村の行動が、それを物語っているのではないかと思います、それについてどうでしょう。

町長 畠山菊夫 答弁する前に、先程の三者会談に影響がありますので、その質問あるいは削除をお願いしたいと思います。加藤さんから削除するようにお願いしたいと思います。

7番 加藤千代美 言葉は間違っているかもしれませんが、削除する必要はないと思います。おもしろ市場とか、その人達にその土地を開放したらどうか、ということを私は聞いてるんで、開放はしないということですか、利活用はするということだけども、どのような形でやるのか。

町長 畠山菊夫 加藤さんがおっしゃっている質問されましたことが、間違っておりますのでそれを加藤さんの口から削除してほしい、ということでございます。
この後の三者会談に影響しますので、どうかお願いします。
それと自分の機関紙に、こういうことが書かれると非常に私達も困りますので、削除をお願いいたします。

議長 村井 剛 加藤さん、はい、加藤議員。

7番 加藤千代美 私は削除する必要はないと思いますけども。道の駅という言葉が間違っていたのであって、それを産直センターをやるということで話してるんだから、その辺については何ら削除する必要はないと思うけども。
言葉は道の駅と言う言葉は直しますけども、その点については削除する必要はないと思ってます。

町長 畠山菊夫 そういうものでよろしいでしょうか。

7番 加藤千代美 いいですよ。

町長 畠山菊夫 ああそうですか。
答弁いたします。NPO法人はちらぼでは商店オープンにあたり、取り扱い商品について各商店会や関係する店主とも意見交換をしているほかに、商店街活性化事業において意見をいただいて事業を実施しております。
また逆に自分の店舗ではこの商品をもう取り扱わないので、取り扱ってみないかといった相談もございます。
また、先日目玉商品として格安卵パックの販売がおこなわれましたが、理事長が事前に他の販売しているお店に、ご理解をいただいて行ったとも伺っております。

7番 加藤千代美 えーとこの商店街の中に、まだ何軒か商店があつて同じ物があるという情報は確かな訳です。その辺は既存の商店街と良く話し合つて、今後運営してもらいたいとそれが一つであります。
それからやっぱり、はちらぼで行っている色々な事業、その中で広報の中でありましたが、新しい商品を開発して、他の商店街の人に流して、やっぱり八郎潟町の商店街をもっと活発化させてもらいたい、ということをお願いして今日の質問を終わりたいと思います。
後の質問については、ちょっと時間が無いのでこれで終わりたいと思います。

議長 村井 剛 これにて、7番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただきます。
なお、最終日3月15日は、午後3時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(午後4時23分)

平成31年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第11日目 平成31年3月15日（金）

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります
日程第1、本会議で各常任委員会に付託されました議案第1号から議案第18号まで
の18議案並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第1号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について
討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第1号について、委員長の報告は可決で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第3、議案第2号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第
3号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第2号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第4、議案第3号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第
4号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第3号について、委員長の報告は可決で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第6、議案第5号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第7、議案第6号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第8、議案第7号 八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第9、議案第8号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第10、議案第9号 八郎潟町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第11、議案第10号 八郎潟町町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第12、議案第11号 八郎潟町学校給食共同調理場条例を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第13、議案第12号 平成31年度八郎潟町一般会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第14、議案第13号 平成31年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第15、議案第14号 平成31年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第16、議案第15号 平成31年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第17、議案第16号 平成31年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第18、議案第17号 平成31年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第第17号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第19、議案第18号 平成31年度八郎潟町上水道特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第20、陳情について、討論・採決いたします。受理番号第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第1号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。受理番号第2号 消費税の増税中止を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第2号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって受理番号第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。受理番号第3号 全国知事会の米軍基地に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。受理番号第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。受理番号第5号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第5号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって受理番号第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
ここで議案配布のため、暫時休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 再開いたします。
次に、委員会提出議案第1号から4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議ないものと認めます。
追加日程第1、委員会提出議案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。はい、3番 伊藤議員。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。
平成31年3月15日提出 八郎潟町議会議長 村井剛殿
提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗
提案理由 2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円
秋田県では762円、最も低い地方は761円です。これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活」はできません。
また、地域間格差は、時間給で224円にまで広がり、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因になっています。地域経済を活性化させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。
あわせて、中小企業への助成や融資、仕事越しや単価改善につながる施策を拡充することが求められます。
以上をふまえ、最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を求めることから、意見書を提出するものです。
最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書(案)
地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項により提出します。
平成31年3月15日 提出者 伊藤敦朗 賛成者 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄 この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 根本匠殿です。以上です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第1号は可決と決定いたします。
追加日程第2、委員会提出議案第2号 消費税の増税中止を求める意見書について、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。3番 伊藤議員。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第2号 消費税の増税中止を求める意見書について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。
平成31年3月15日提出 八郎潟町議会議長 村井剛殿
提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げを予定通り行うことを宣言しました。このまま税率引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れません。

以上のことから、意見書を提出するものです。

消費税の増税中止を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第14条第2項により提出します。

平成31年3月15日 提出者 伊藤敦朗 賛成者 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄。

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿です。

以上です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 この消費税の10%に引き上げることを中止を求める陳情は、過去3回出ておりました、今回で4回目であります。29年12月の陳情については、増税することに対する陳情は、不採択しています。30年9月の陳情では、引き上げることについては採択になっています。

それから30年12月の陳情では、この増税することについては採択しています。今回も採択の圏内ですけれども、私はこの増税には賛成です。これは私自身思うんですけども、税金の採り方には直接税と間接税があるんですけども、私は重税感をなくすためには、間接税を多くすればいいと思うけど、直間比率の問題なんだけども、私自身としては直接税を減らして、間接税を多く貰う、こういう私の考えですのでこの陳情については反対いたします。以上です。

議長 村井 剛 意見として受け賜っておきたいと思います。他に質疑ございませんでしょうか。（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第2号は可決と決定いたします。追加日程第3、委員会提出議案第3号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について、を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第3号 全国知事会の米軍基地に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月15日提出 八郎瀧町議会議長 村井剛 殿

提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。

このことでも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

以上をふまえ、日米地位協定の見直しをすること、国は地方自治の権限を保証することを求めることから、意見書を提出するものです。

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第14条第2項により提出します。

平成31年3月15日 提出者 伊藤敦朗 賛成者 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄。

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿です。以上です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案の審査については、委員会付託を省略し、討論省略のうえ、可決することにご異議
ございませんか。(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第3号は可決と決定いたします。
追加日程第4、委員会提出議案第4号「幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保
育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書について、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 委員会提出議案第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育
士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。
平成31年3月15日提出 八郎瀧町議会議長 村井剛殿
提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美
提案理由 幼児教育・保育の無償化の実施によって、保育の実施に責任を負う市町村
に新たな負担を強いること、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退
させることがあってはならないことから、意見書を提出するものです。
幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求め
る意見書(案)
地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項の規定
により提出します。
平成31年3月15日 提出者 加藤千代美 賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢
子、近藤美喜雄、村井剛。
この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣
安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、厚生労働大臣 根本匠、文部科学大臣 柴山昌彦、内閣
府特命担当大臣(少子化対策) 宮腰光寛です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案の審査については、委員会付託を省略し、討論省略のうえ、可決することにご異
議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第4号は可決と決定いたします。
次に、日程第21、議案第19号 八郎瀧町副町長の選任につき同意を求めることに
ついて、を上程いたします。
千田副町長の退場を求めます。
(千田副町長退場)

議長 村井 剛 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
本日配布しました資料の1ページをご覧ください。
議案第19号 八郎瀧町副町長の選任につき同意を求めることについて
八郎瀧町副町長の千田清氏は、平成31年3月31日をもって任期満了になりますの
で、引き続き副町長としてお願いいたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会
の同意を求めるものであります。
千田氏は、地方公務員の職歴も長く、これまで副町長の責務を忠実に全うしており、人
格も高潔であることから、町の行財政運営に関し、豊富な識見を有する者として提案す
るものでございます。
なお、任期につきましては、平成31年4月1日から4年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
皆さんにお諮りいたします。
日程第21、議案第19号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについての採決は、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
会場の出入り口を封鎖いたします。
ただいまの出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番 伊藤敦朗君、4番 三戸留吉君、5番 石井清人君を指名いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
投票用紙を配布いたします。
念のために申し上げます。原案に同意の場合は、「賛成」と、反対の場合は「反対」と記入し、投票してください。
また、白票は否とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。
(配布漏れなしの声あり)

議長 村井 剛 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。
異常なしと認めます。ただ今から、投票を行います。
1番議員から順番に投票をお願いします。
投票漏れはありませんか。
(投票漏れなしの声あり)

議長 村井 剛 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。立会人は開票に立ち会いをお願い申し上げます。
(開 票)

議長 村井 剛 それでは、議案第19号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについての投票の結果を報告いたします。
投票総数11票、有効投票11票、有効投票のうち、賛成11票、以上のおりであります。よって議案第19号は、満場一致で原案どおり同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
千田副町長の入場を求めます。
(千田副町長入場)

議長 村井 剛 次に、日程第22、議案第20号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を上程いたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日配布しました資料の3ページをご覧ください。
議案第20号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員につきましては、平成30年11月1日から1名欠員となっていたことから町の教育行政の組織及び運営に支障をきたしておりました。
このたび、伊藤雅弘氏を教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。
伊藤氏は、教職員の職歴も長く、人格も高潔であることから、教育・学術及び文化に関し、豊富な識見を有する者として提案するものであります。
なお、任期につきましては、任命の日(平成31年3月20日)から前任者の残任期間である平成32年3月18日までであります。

議長 村井 剛 よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第22、議案第20号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について、本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第20号については、原案のとおり同意することに
決定いたしました。
次に、お手元に配布しております資料のとおり、追加案件が2件あります。
このことについては、本日、議会運営委員会を開催しております。
議会運営委員長の報告を求めます。2番 柳田裕平君。

議会運営委員長 柳田裕平 私から3月定例会の追加案件を審議いたしました、議会運営委員会の審議経
過と結果について、ご報告いたします。
本日、午後1時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し
委員会が開かれました。
当局より、平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)についてと、湖東地区
行政一部事務組合議会議員の選任につき、同意を求めることについてを、追加案件とし
て上程したいとの申し出がありました。
このことから、追加案件として日程に追加し、議案第21号 平成30年度八郎潟町
一般会計補正予算(第7号)について、と議案第22号 湖東地区行政一部事務組合議会
議員の選任につき、同意を求めることについて、を上程することに決定いたしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 村井 剛 お諮りいたします。
委員長報告のとおり、追加日程第5と6を日程に追加して、議題とすることに、ご異議
ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
追加日程第5、議案第21号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)につ
いてと、追加日程第6、議案第22号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につ
き、同意を求めることについて、を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加日程第5、議案第21号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)につ
いて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 3月定例会における追加議案提案は、平成30年度補正予算関係1議案、人事案件1
議案の計2議案であります。
はじめに、本日配布しました補正予算書をご覧ください。
議案第21号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について
補正予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ622万7千円を追加し、歳入歳出予算
の総額を34億891万8千円としております。
3ページ、「第2表 繰越明許費補正」をご覧ください。
農林水産業費、農業費、の湛水防除事業につきましては、22万5千円を平成31年度
予算に繰り越すものでございます。
基幹水利施設ストックマネジメント事業については、補正予算第6号で繰越明許費を
設定してはりましたが、金額を1,110万円に変更するものであります。
それでは予算の概要についてご説明いたします。
8・9ページ、歳入の地方消費税交付金につきましては、平成30年11月から平成3
1年1月までの収入分について、3月8日に最終交付があったことから、692万7千円
を追加しております。
災害復旧債の現年補助災害復旧事業債70万円の減額については、夜叉袋川災害復旧
工事に係る起債額の最終協議によるものでございます。
10・11ページ、歳出については、総務費、財産管理費、の財政調整基金積立金

に341万円を追加しております。

農林水産業費、農業委員会費の農地情報システム地図データ変換業務委託料91万7千円の追加は、農地台帳・地図の電子化が義務付けされたことにより、町の農地情報を「全国農地ナビ」に公開するため、町所有の法務省地図データを農地ナビ用データに変更するためのものであります。

農地費、基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金190万円の追加につきましては、県予の組み替えに伴うものであります。

なお、同事業の負担割合は国50%、県25%、土地改良区15%で、町が10%となっております。

災害復旧費の河川災害復旧費については、歳入でもご説明したとおり、現年補助災害復旧事業債70万円の減額により、財源を組み替えたものでございます。

以上が一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
追加日程第5、議案第21号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第21号は原案どおり可決されました。
次に、追加日程第6、議案第22号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日配布しました資料の5ページをご覧ください。
議案第22号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて
湖東地区行政一部事務組合議員の渡部壽一氏が、平成31年3月31日をもって辞職することになりましたので、同組規約第5条の規定により、知識経験者に齊藤一氏を同組合議会議員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。
齊藤氏は、永年にわたり消防団員として、また、消防団幹部団員として地域の防災・消防活動に尽力され、消防行政にも豊富な識見を有しております。
なお、任期につきましては、平成31年4月1日から4年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
追加日程第6、議案第22号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第22号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
以上、今定例会に付議された事件はすべて終了しました。
これをもって、八郎潟町議会3月定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(午後4時35分)